

平成30年5月29日  
宮城県公報第2962号別冊2

定置漁業及び区域の漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項並びに地元地区

業漁置定

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業の区域(漁獲総量又は出荷量又は出荷額又は条件)	規制又は条件	存続期間
定第 1 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年1月31日まで	漁場の位置 気仙沼市唐桑町 泥道地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 2 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年1月31日まで	漁場の位置 気仙沼市唐桑町 泥道地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 3 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年1月31日まで	漁場の位置 気仙沼市唐桑町 松島地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 4 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年1月31日まで	漁場の位置 気仙沼市唐桑町 松島地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 5 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年1月31日まで	漁場の位置 大槻島地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 6 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年1月31日まで	漁場の位置 大槻島地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 7 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年1月31日まで	漁場の位置 唐島地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 8 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年1月31日まで	漁場の位置 唐島地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 9 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 本吉町 明神崎地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 10 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から9月30日まで	漁場の位置 本吉町 明神崎地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
定第 11 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 日門地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	本吉町 沖ノ田、後田、 土崎下、菖蒲沢、 石川原	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 12 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 12月31日まで	南三陸町歌津 田ノ浦地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 13 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町歌津 泊地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 14 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町歌津 島地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 15 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町志津川 野島地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	南三陸町志津川	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 16 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町戸倉 桟島地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 17 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町戸倉 ウソ島地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 18 号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日まで	南三陸町戸倉 津根地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 19 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年2月未日まで	石巻市雄勝町 名張八景島 地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市雄勝町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 20 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年2月未日まで	石巻市雄勝町 名張ハテ島 地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市雄勝町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 21 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 船ヶ崎新潟地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	女川町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
定第 22 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	佐世部女川町 江島恋島地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	女川町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 23 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	佐世部女川町 江島地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	女川町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 24 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市二王 金地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 25 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金蓮山砂浜 地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 26 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金蓮山垂水 地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 27 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金蓮山綾形 地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 28 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金蓮山白小浜 地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 29 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 長渡浜地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 30 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで		宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
定第 31 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 經地浜栗ヶ崎 地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 32 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市田代浜 松石地先	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市 (旧石巻市に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
定第 33 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市田代浜 電神崎地先 (三石)	宮城県漁業調整規則第56条第1項の規定により設置する夜間標識の光達距離は3キロメートル以上としなければならない。	石巻市 (旧石巻市に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

業 漁 画 区

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	備記又は条件	地元地区	存続期間
区第1101号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥島地先	1.及び(ア)の点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2.ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 異常発生時の見への報告、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1102号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 大沢地先	1.の点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 2.ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 異常発生時の見への報告、 発症漁場における場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1103号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 館地先	1.及び(ア)の点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 2.ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 異常発生時の見への報告、 発症漁場における場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1104号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 只越地先	1.及び(ア)の点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 2.ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 異常発生時の見への報告、 発症漁場における場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1105号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 只越地先	1.及び(ア)の点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上と すること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1106号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 只越地先	1.及び(ア)の点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上と すること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1107号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から11月1日まで 翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 石浜地先	区城 ア 北緯38° 55.04' , 東経141° 39.29' の点 イ 北緯38° 55.07' , 東経141° 40.13' の点 ウ 北緯38° 54.34' , 東経141° 40.27' の点 エ 北緯38° 54.35' , 東経141° 39.52' の点	不及もの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上すること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1108号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 馬場浜地先	区城 ア 北緯38° 54.24' , 東経141° 39.46' の点 イ 北緯38° 54.34' , 東経141° 40.33' の点 ウ 北緯38° 53.94' , 東経141° 40.43' の点 エ 北緯38° 53.85' , 東経141° 39.70' の点	不及もの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上すること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1109号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から11月1日まで 翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 中井地先	区城 ア 北緯38° 53.28' , 東経141° 40.19' の点 イ 北緯38° 53.33' , 東経141° 40.56' の点 ウ 北緯38° 53.13' , 東経141° 40.61' の点 エ 北緯38° 53.04' , 東経141° 40.25' の点	不及の点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上すること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1110号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から11月1日まで 翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 中井地先	区城 ア 北緯38° 52.91' , 東経141° 40.12' の点 イ 北緯38° 53.04' , 東経141° 40.85' の点 ウ 北緯38° 52.38' , 東経141° 40.27' の点 エ 北緯38° 52.27' , 東経141° 40.40' の点	不及の点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エの点に設置する標識があつては光達距離3キロメートル以上すること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1111号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から11月1日まで 翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 津本地先	区城 ア 北緯38° 51.50' , 東経141° 39.94' の点 イ 北緯38° 51.45' , 東経141° 40.23' の点 ウ 北緯38° 51.33' , 東経141° 40.19' の点 エ 北緯38° 51.41' , 東経141° 39.89' の点	不及の点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上すること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1112号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から11月1日まで 翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 津本地先	区城 ア 北緯38° 52.10' , 東経141° 39.04' の点 イ 北緯38° 51.89' , 東経141° 38.27' の点 ウ 北緯38° 52.18' , 東経141° 39.10' の点 エ 北緯38° 51.97' , 東経141° 38.96' の点	不及の点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上すること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1113号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 中井地先	区城 ア 北緯38° 52.27' , 東経141° 38.97' の点 イ 北緯38° 52.17' , 東経141° 38.97' の点 ウ 北緯38° 52.04' , 東経141° 38.91' の点 エ 北緯38° 52.16' , 東経141° 38.81' の点	不及の点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上すること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1114号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 神止地先	区城 ア 北緯38° 52.45' , 東経141° 38.59' の点 イ 北緯38° 52.51' , 東経141° 38.77' の点 ウ 北緯38° 52.37' , 東経141° 38.98' の点 エ 北緯38° 52.25' , 東経141° 38.75' の点	不及の点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上すること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1115号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 上	不及に掲げる点をア,イ,ウ,エ,アの順に結んだ直線によって囲まれた ア 北緯38° 52.82' , 東経141° 38.53' の点 イ 北緯38° 52.62' , 東経141° 38.54' の点 ウ 北緯38° 52.59' , 東経141° 38.59' の点 エ 北緯38° 52.70' , 東経141° 38.71' の点 オ 北緯38° 52.64' , 東経141° 38.81' の点 カ 北緯38° 52.54' , 東経141° 38.73' の点 キ 北緯38° 52.46' , 東経141° 38.57' の点 ク 北緯38° 52.68' , 東経141° 38.38' の点	不及の点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上すること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1116号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 上駒立ウトリ 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 52.93' 東経141° 38.39' の点 イ 北緯38° 52.86' 東経141° 38.36' の点 ウ 北緯38° 52.83' 東経141° 38.26' の点 エ 北緯38° 52.97' 東経141° 38.14' の点 オ 北緯38° 53.02' 東経141° 38.32' の点 カ 北緯38° 53.01' 東経141° 38.11' の点 ク 北緯38° 53.07' 東経141° 38.27' の点 コ 北緯38° 52.98' 東経141° 38.43' の点	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上と すること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1117号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 上駒立カキ磯 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.14' 東経141° 38.10' の点 イ 北緯38° 53.20' 東経141° 38.24' の点 ウ 北緯38° 53.17' 東経141° 38.28' の点 エ 北緯38° 53.14' 東経141° 38.27' の点 オ 北緯38° 53.12' 東経141° 38.16' の点 カ 北緯38° 53.11' 東経141° 38.16' の点 キ 北緯38° 53.09' 東経141° 38.18' の点 ク 北緯38° 53.05' 東経141° 38.06' の点 コ 北緯38° 53.07' 東経141° 38.04' の点 サ 北緯38° 53.09' 東経141° 38.04' の点 カ 北緯38° 53.11' 東経141° 38.11' の点	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上と すること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1118号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 上駒立かき磯 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 53.14' 東経141° 38.10' の点 イ 北緯38° 53.11' 東経141° 38.04' の点 ウ 北緯38° 53.15' 東経141° 38.04' の点 エ 北緯38° 53.25' 東経141° 38.39' の点 オ 北緯38° 53.24' 東経141° 38.31' の点 カ 北緯38° 53.20' 東経141° 38.24' の点	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上と すること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1119号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 上駒立かき磯 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス セ、ソ、タ、チ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.46' 東経141° 37.93' の点 イ 北緯38° 53.50' 東経141° 38.09' の点 ウ 北緯38° 53.24' 東経141° 38.14' の点 エ 北緯38° 53.20' 東経141° 37.98' の点	ア及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上と すること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1120号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 宿浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス セ、ソ、タ、チ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.61' 東経141° 38.21' の点 イ 北緯38° 53.57' 東経141° 38.19' の点 ウ 北緯38° 53.76' 東経141° 37.93' の点 エ 北緯38° 53.59' 東経141° 38.02' の点 オ 北緯38° 53.50' 東経141° 37.98' の点 カ 北緯38° 54.04' 東経141° 38.07' の点 キ 北緯38° 54.07' 東経141° 38.12' の点 ク 北緯38° 54.06' 東経141° 38.12' の点 コ 北緯38° 53.95' 東経141° 38.04' の点 サ 北緯38° 53.81' 東経141° 37.97' の点 シ 北緯38° 53.79' 東経141° 37.98' の点 ス 北緯38° 53.76' 東経141° 37.96' の点 セ 北緯38° 53.68' 東経141° 37.99' の点 タ 北緯38° 53.69' 東経141° 38.02' の点 チ 北緯38° 53.72' 東経141° 38.02' の点 カ 北緯38° 53.64' 東経141° 38.21' の点	エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1121号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 宿浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス セ、ソ、タ、チ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.61' 東経141° 38.09' の点 イ 北緯38° 53.57' 東経141° 38.04' の点 ウ 北緯38° 53.76' 東経141° 37.93' の点 エ 北緯38° 53.59' 東経141° 38.02' の点 オ 北緯38° 53.50' 東経141° 37.98' の点 カ 北緯38° 54.04' 東経141° 38.07' の点 キ 北緯38° 54.07' 東経141° 38.12' の点 ク 北緯38° 54.06' 東経141° 38.12' の点 コ 北緯38° 53.95' 東経141° 38.04' の点 サ 北緯38° 53.81' 東経141° 37.97' の点 シ 北緯38° 53.79' 東経141° 37.98' の点 ス 北緯38° 53.76' 東経141° 37.96' の点 セ 北緯38° 53.68' 東経141° 37.99' の点 タ 北緯38° 53.69' 東経141° 38.02' の点 チ 北緯38° 53.72' 東経141° 38.02' の点 カ 北緯38° 53.64' 東経141° 38.21' の点	エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1122号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 宿泊船ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 54.09' , 東経141° 38.06' の点 イ 北緯38° 54.11' , 東経141° 38.11' の点 ウ 北緯38° 54.11' , 東経141° 38.16' の点 エ 北緯38° 54.07' , 東経141° 38.06' の点	気仙沼市唐桑町	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第1123号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 あわび垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 54.07' , 東経141° 37.93' の点 イ 北緯38° 54.06' , 東経141° 37.97' の点 ウ 北緯38° 54.06' , 東経141° 37.94' の点	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1124号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 東舞浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 54.05' , 東経141° 37.90' の点 イ 北緯38° 54.00' , 東経141° 37.95' の点 ウ 北緯38° 53.90' , 東経141° 37.92' の点 オ 北緯38° 53.78' , 東経141° 37.90' の点 カ 北緯38° 53.71' , 東経141° 37.80' の点 キ 北緯38° 53.83' , 東経141° 37.72' の点 ク 北緯38° 53.84' , 東経141° 37.62' の点 ケ 北緯38° 53.78' , 東経141° 37.89' の点 コ 北緯38° 53.72' , 東経141° 37.72' の点 サ サ 北緯38° 53.72' , 東経141° 37.81' の点 シ シ 北緯38° 53.81' , 東経141° 37.87' の点 ス 北緯38° 53.91' , 東経141° 37.89' の点 セ セ 北緯38° 53.92' , 東経141° 37.91' の点 ソ ソ 北緯38° 54.00' , 東経141° 37.93' の点 タ タ 北緯38° 54.06' , 東経141° 37.89' の点	気仙沼市唐桑町	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第1125号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.85' , 東経141° 37.51' の点 イ 北緯38° 53.71' , 東経141° 37.54' の点 オ 北緯38° 53.68' , 東経141° 37.76' の点 カ 北緯38° 53.65' , 東経141° 37.86' の点 キ 北緯38° 53.47' , 東経141° 37.90' の点 ク 北緯38° 53.46' , 東経141° 37.92' の点 ケ 北緯38° 53.58' , 東経141° 37.84' の点 コ 北緯38° 53.61' , 東経141° 37.86' の点 シ シ 北緯38° 53.67' , 東経141° 37.83' の点 北緯38° 53.66' , 東経141° 37.88' の点	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1126号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞浜丸九鴨浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.51' , 東経141° 37.34' の点 イ 北緯38° 53.47' , 東経141° 37.39' の点 エ 北緯38° 53.43' , 東経141° 37.40' の点 オ 北緯38° 53.50' , 東経141° 37.73' の点 カ カ 北緯38° 53.42' , 東経141° 37.81' の点 キ 北緯38° 53.35' , 東経141° 37.88' の点 北緯38° 53.35' , 東経141° 37.34' の点	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1127号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞浜丸九鴨浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.47' , 東経141° 37.39' の点 イ 北緯38° 53.50' , 東経141° 37.41' の点 ウ 北緯38° 53.55' , 東経141° 37.55' の点 エ 北緯38° 53.53' , 東経141° 37.57' の点 オ 北緯38° 53.53' , 東経141° 37.73' の点 カ カ 北緯38° 53.50' , 東経141° 37.73' の点 キ 北緯38° 53.43' , 東経141° 37.40' の点	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域 (経緯度値は世界地図による。)	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1128号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 (ほたて垂下式養殖業)	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞良貝長瀬面 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.35' 東経141° 37.32' の点 ウ 北緯38° 53.34' 東経141° 37.32' の点 エ 北緯38° 53.25' 東経141° 37.11' の点 カ 北緯38° 53.25' 東経141° 37.01' の点 キ 北緯38° 53.02' 東経141° 36.94' の点 ケ 北緯38° 53.15' 東経141° 36.91' の点 コ 北緯38° 53.18' 東経141° 36.94' の点 サ 北緯38° 53.26' 東経141° 36.91' の点 シ 北緯38° 53.28' 東経141° 36.99' の点 ス 北緯38° 53.34' 東経141° 37.04' の点 セ ソ 北緯38° 53.42' 東経141° 37.07' の点 タ 北緯38° 53.52' 東経141° 37.25' の点	オの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1129号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞良日向貝新場 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.87' 東経141° 36.79' の点 イ 北緯38° 52.89' 東経141° 36.84' の点 ウ 北緯38° 52.87' 東経141° 36.84' の点 エ 北緯38° 52.85' 東経141° 36.80' の点	カの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市唐桑町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1201号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 9月1日から 翌年5月31日まで	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.10' 東経141° 36.69' の点 イ 北緯38° 53.10' 東経141° 36.71' の点 ウ 北緯38° 53.04' 東経141° 36.74' の点 エ 北緯38° 52.90' 東経141° 36.75' の点 オ 北緯38° 52.83' 東経141° 36.77' の点 カ 北緯38° 52.81' 東経141° 36.77' の点 キ 北緯38° 53.02' 東経141° 36.72' の点	ガの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市 鶴ヶ浦、浪板、 大浦、小ヶ汐、 梶ヶ浦、鶴ヶ浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1202号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.09' 東経141° 36.66' の点 イ 北緯38° 53.10' 東経141° 36.67' の点 ウ 北緯38° 53.01' 東経141° 36.70' の点 エ オ カ 北緯38° 52.86' 東経141° 36.67' の点 カ 北緯38° 52.91' 東経141° 36.62' の点 キ 北緯38° 53.01' 東経141° 36.68' の点 ク 北緯38° 52.84' 東経141° 36.56' の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市 鶴ヶ浦、浪板、 大浦、小ヶ汐、 梶ヶ浦、鶴ヶ浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1203号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.95' 東経141° 36.18' の点 イ 北緯38° 52.82' 東経141° 36.25' の点 ウ 北緯38° 52.79' 東経141° 36.45' の点 エ オ カ 北緯38° 52.77' 東経141° 36.50' の点 カ 北緯38° 52.78' 東経141° 36.32' の点 キ 北緯38° 52.76' 東経141° 36.50' の点 ク 北緯38° 52.84' 東経141° 36.56' の点	1 ヴの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に關して、異常発生時の県への報告、登録漁場とされた場合の販賣、など遵守すべき事項を規定した場合が行う調査に協力しなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市 鶴ヶ浦、浪板、 大浦、小ヶ汐、 梶ヶ浦、鶴ヶ浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1204号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.95' 東経141° 36.18' の点 イ 北緯38° 52.82' 東経141° 36.25' の点 ウ 北緯38° 52.79' 東経141° 36.24' の点 エ オ 北緯38° 52.92' 東経141° 36.08' の点 カ 北緯38° 52.95' 東経141° 36.12' の点 ク 北緯38° 52.97' 東経141° 36.12' の点	気仙沼市 鶴ヶ浦、浪板、 大浦、小ヶ汐、 梶ヶ浦、鶴ヶ浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間	
区第1205号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 梶ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 53.55' 東経141° 36.79' の点 イ 北緯38° 53.52' 東経141° 36.83' の点 ウ 北緯38° 53.00' 東経141° 36.08' の点 エ 北緯38° 52.98' 東経141° 36.04' の点 オ 北緯38° 53.52' 東経141° 35.73' の点	及び方の点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上と すること。)	気仙沼市 蔵底、浪版、 大浦、小ヶ瀬、 梶ヶ浦、鶴ヶ浦	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第1206号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 小ヶ瀬地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 53.66' 東経141° 35.39' の点 イ 北緯38° 53.67' 東経141° 35.43' の点 ウ 北緯38° 53.64' 東経141° 35.63' の点 エ 北緯38° 53.59' 東経141° 35.73' の点 オ 北緯38° 53.58' 東経141° 35.71' の点 カ オカガラ島 キ 北緯38° 53.61' 東経141° 35.65' の点 キ 北緯38° 53.65' 東経141° 35.40' の点	及び方の点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (1)標識を設置しなければならない。	気仙沼市 蔵底、浪版、 大浦、小ヶ瀬、 梶ヶ浦、鶴ヶ浦	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第1207号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 大浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 53.90' 東経141° 35.13' の点 イ 北緯38° 53.98' 東経141° 35.23' の点 ウ 北緯38° 53.86' 東経141° 35.25' の点 エ 北緯38° 53.84' 東経141° 35.20' の点	及び方の点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (1)標識を設置しなければならない。	気仙沼市 蔵底、浪版、 大浦、小ヶ瀬、 梶ヶ浦、鶴ヶ浦	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第1208号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 大浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 54.21' 東経141° 35.03' の点 イ 北緯38° 54.21' 東経141° 35.14' の点 ウ 北緯38° 54.10' 東経141° 35.23' の点 エ オ 北緯38° 54.00' 東経141° 35.20' の点 キ 北緯38° 53.92' 東経141° 35.11' の点	及び方の点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (1)標識を設置しなければならない。 異常発生時の見～への報告、 発症発場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)規則が行う調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市 蔵底、浪版、 大浦、小ヶ瀬、 梶ヶ浦、鶴ヶ浦	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第1209号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 11月1日から 12月31日まで	気仙沼市 松崎前浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 53.10' 東経141° 35.46' の点 イ 北緯38° 53.01' 東経141° 35.69' の点 ウ 北緯38° 52.95' 東経141° 35.45' の点	や垂直下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)アや垂直下式養殖に關して、 異常発生時の見～への報告、 発症発場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)規則が行う調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市 蔵底、浪版、 大浦、小ヶ瀬、 梶ヶ浦、鶴ヶ浦	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第1210号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 11月31日まで 11月1日から 12月31日まで	気仙沼市 松崎アミダ 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.88' 東経141° 35.55' の点 イ 北緯38° 52.97' 東経141° 35.78' の点 ウ 北緯38° 52.46' 東経141° 35.82' の点 エ 北緯38° 52.48' 東経141° 35.57' の点 カ 北緯38° 52.78' 東経141° 35.50' の点	や垂直下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)アや垂直下式養殖に關して、 異常発生時の見～への報告、 発症発場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)規則が行う調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市 蔵底、浪版、 大浦、小ヶ瀬、 梶ヶ浦、鶴ヶ浦	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第1211号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 11月1日から 12月31日まで	気仙沼市 母体田片浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.54' 東経141° 35.47' の点 イ 北緯38° 52.63' 東経141° 35.50' の点 ウ 北緯38° 52.60' 東経141° 35.52' の点 エ 北緯38° 52.47' 東経141° 35.53' の点 オ 北緯38° 52.45' 東経141° 35.45' の点 カ 北緯38° 52.53' 東経141° 35.42' の点 キ 北緯38° 52.51' 東経141° 35.34' の点	や垂直下式養殖業については、次の 制限又は条件を付す。 (1)アや垂直下式養殖に關して、 異常発生時の見～への報告、 発症発場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)規則が行う調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市 蔵底、浪版、 大浦、小ヶ瀬、 梶ヶ浦、鶴ヶ浦	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第1212号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 11月1日から 12月31日まで	気仙沼市	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.54' 東経141° 35.33' の点 イ 北緯38° 52.63' 東経141° 35.49' の点 ウ 北緯38° 52.60' 東経141° 35.52' の点 エ 北緯38° 52.47' 東経141° 35.53' の点 オ 北緯38° 52.45' 東経141° 35.45' の点 カ 北緯38° 52.53' 東経141° 35.42' の点 キ 北緯38° 52.51' 東経141° 35.34' の点	や垂直下式養殖業については、次の 制限又は条件を付す。 (1)アや垂直下式養殖に關して、 異常発生時の見～への報告、 発症発場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。	気仙沼市 蔵底、浪版、 大浦、小ヶ瀬、 梶ヶ浦、鶴ヶ浦	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1213号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 松崎千葉 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.44' , 東経141° 35.57' の点 イ 北緯38° 52.42' , 東経141° 35.52' の点 ウ 北緯38° 52.30' , 東経141° 35.52' の点 エ 北緯38° 52.30' , 東経141° 35.52' の点 オ 北緯38° 52.40' , 東経141° 35.49' の点		気仙沼市 松崎、赤岩	平成35年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1214号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 51.80' , 東経141° 35.85' の点 イ 北緯38° 51.85' , 東経141° 35.73' の点 ウ 北緯38° 52.11' , 東経141° 35.70' の点 エ 北緯38° 52.24' , 東経141° 35.65' の点 オ 北緯38° 52.24' , 東経141° 35.83' の点	アの点に夜間離別可能な標識を 設置が認められない以上とする (光達距離3キロメートルのこと。)	気仙沼市 松崎、赤岩	平成35年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1215号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.11' , 東経141° 35.68' の点 イ 北緯38° 51.86' , 東経141° 35.71' の点 ウ 北緯38° 51.90' , 東経141° 35.63' の点 エ 北緯38° 52.20' , 東経141° 35.55' の点 オ 北緯38° 52.20' , 東経141° 35.60' の点	ほや垂下式養殖業については、次の 規定又は条件を付す。 (1)3年や垂下式養殖に關して、 異常発生時の緊急の報告、 など遵守すべき事項を規定した 燃焼管理規程を定めなければ ならない。 (2)規則が行う調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市 松崎、赤岩	平成35年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1216号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.07' , 東経141° 35.24' の点 イ 北緯38° 52.17' , 東経141° 35.40' の点 ウ 北緯38° 52.03' , 東経141° 35.56' の点 エ 北緯38° 51.91' , 東経141° 35.60' の点		気仙沼市 松崎、赤岩	平成35年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1217号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 岩月千葉田 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.07' , 東経141° 35.24' の点 イ 北緯38° 51.91' , 東経141° 35.60' の点 ウ 北緯38° 51.61' , 東経141° 35.55' の点 エ 北緯38° 51.72' , 東経141° 35.28' の点 オ 北緯38° 51.84' , 東経141° 35.60' の点	イ及びアの点に夜間離別可能な 標識を設置が認められない以上とする (光達距離3キロメートルのこと。)	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	平成35年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1218号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 岩月千葉田 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 51.44' , 東経141° 35.38' の点 イ 北緯38° 51.50' , 東経141° 35.18' の点 ウ 北緯38° 51.60' , 東経141° 35.14' の点 エ 北緯38° 51.65' , 東経141° 35.17' の点 オ 北緯38° 51.73' , 東経141° 35.63' の点 オ 北緯38° 51.62' , 東経141° 35.42' の点		気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	平成35年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1219号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 岩月台の沢 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 51.44' , 東経141° 35.38' の点 イ 北緯38° 51.62' , 東経141° 35.42' の点 ウ 北緯38° 51.56' , 東経141° 35.54' の点 エ 北緯38° 51.40' , 東経141° 35.51' の点		気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	平成35年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1220号	第1種区画漁業							

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1221号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市岩月台地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.54' , 東経141° 35.60' の点 イ 北緯38° 51.58' , 東経141° 35.59' の点 ウ 北緯38° 51.61' , 東経141° 35.54' の点 エ 北緯38° 51.57' , 東経141° 35.84' の点	気仙沼市岩月 最知 長磯、波路上	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1222号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市岩月台の沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.55' , 東経141° 35.60' の点 イ 北緯38° 51.57' , 東経141° 35.84' の点 ウ 北緯38° 51.39' , 東経141° 35.60' の点 エ 北緯38° 51.36' , 東経141° 35.60' の点	気仙沼市岩月 最知 長磯、波路上	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1223号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市最知川原地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.11' , 東経141° 35.40' の点 イ 北緯38° 51.15' , 東経141° 35.01' の点 ウ 北緯38° 51.28' , 東経141° 35.00' の点 エ 北緯38° 51.32' , 東経141° 35.04' の点 オ 北緯38° 51.31' , 東経141° 35.13' の点 カ 北緯38° 51.45' , 東経141° 35.22' の点 キ 北緯38° 51.41' , 東経141° 35.35' の点	気仙沼市岩月 最知 長磯、波路上	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1224号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市最知川原地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.11' , 東経141° 35.40' の点 イ 北緯38° 51.41' , 東経141° 35.35' の点 ウ 北緯38° 51.35' , 東経141° 35.34' の点 エ 北緯38° 51.08' , 東経141° 35.60' の点	気仙沼市岩月 最知 長磯、波路上	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1225号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市最知川原地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.32' , 東経141° 35.61' の点 イ 北緯38° 51.34' , 東経141° 35.34' の点 ウ 北緯38° 50.98' , 東経141° 35.97' の点 エ 北緯38° 50.85' , 東経141° 35.71' の点	気仙沼市岩月 最知 長磯、波路上	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1226号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市最知地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.81' , 東経141° 35.34' の点 イ 北緯38° 50.86' , 東経141° 35.33' の点 ウ 北緯38° 50.95' , 東経141° 35.09' の点 エ 北緯38° 51.10' , 東経141° 35.01' の点 オ 北緯38° 51.03' , 東経141° 35.62' の点 カ 北緯38° 50.84' , 東経141° 35.66' の点	気仙沼市岩月 最知 長磯、波路上	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1227号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市長磯七半沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.61' , 東経141° 35.70' の点 イ 北緯38° 50.53' , 東経141° 35.29' の点 ウ 北緯38° 50.64' , 東経141° 35.23' の点 エ 北緯38° 50.68' , 東経141° 35.37' の点 オ 北緯38° 50.77' , 東経141° 35.36' の点 カ 北緯38° 50.79' , 東経141° 35.67' の点	気仙沼市岩月 最知 長磯、波路上	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1228号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市長磯七半沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.66' , 東経141° 35.75' の点 イ 北緯38° 50.69' , 東経141° 36.02' の点 ウ 北緯38° 50.83' , 東経141° 35.98' の点 エ 北緯38° 50.69' , 東経141° 35.76' の点	気仙沼市岩月 最知 長磯、波路上	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1229号	第1種区画漁業	わかめ養殖業					

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1230号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市長磯地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	気仙沼市岩月,最知,長磯,波路上	平成30年5月1日から平成35年8月31日まで
区第1231号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	気仙沼市長磯地先	次に掲げる点をア,イ,ウ,エ,オ,カ,アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.23' , 東経141° 35.52' の点 イ 北緯38° 50.37' , 東経141° 35.47' の点 ウ 北緯38° 50.35' , 東経141° 35.36' の点 エ 北緯38° 50.49' , 東経141° 35.31' の点 オ 北緯38° 50.56' , 東経141° 35.72' の点 カ 北緯38° 50.28' , 東経141° 35.77' の点	気仙沼市岩月,最知,長磯,波路上	平成30年5月1日から平成35年8月31日まで
区第1232号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市長磯地先	次に掲げる点をア,イ,ウ,エ,オ,カ,アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.41' , 東経141° 36.11' の点 イ 北緯38° 50.37' , 東経141° 35.81' の点 ウ 北緯38° 50.63' , 東経141° 35.76' の点 エ 北緯38° 50.67' , 東経141° 36.03' の点	気仙沼市岩月,最知,長磯,波路上	平成30年5月1日から平成35年8月31日まで
区第1233号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市長磯地先	次に掲げる点をア,イ,ウ,エ,オ,カ,アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.37' , 東経141° 35.81' の点 イ 北緯38° 50.41' , 東経141° 36.11' の点 ウ 北緯38° 50.33' , 東経141° 36.13' の点 エ 北緯38° 50.30' , 東経141° 35.93' の点 オ 北緯38° 50.35' , 東経141° 35.91' の点 カ 北緯38° 50.35' , 東経141° 35.82' の点	気仙沼市岩月,最知,長磯,波路上	平成30年5月1日から平成35年8月31日まで
区第1234号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市波路上岸井崎地先	次に掲げる点をア,イ,ウ,エ,オ,カ,アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.22' , 東経141° 35.78' の点 イ 北緯38° 50.29' , 東経141° 36.11' の点 ウ 北緯38° 50.19' , 東経141° 36.26' の点 エ 北緯38° 49.97' , 東経141° 36.12' の点 オ 北緯38° 50.12' , 東経141° 35.89' の点 カ 北緯38° 50.12' , 東経141° 35.89' の点	気仙沼市岩月,最知,長磯,波路上	平成30年5月1日から平成35年8月31日まで
区第1235号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市波路上岸井崎地先	次に掲げる点をア,イ,ウ,エ,オ,カ,アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.09' , 東経141° 36.25' の点 イ 北緯38° 50.06' , 東経141° 36.29' の点 ウ 北緯38° 49.92' , 東経141° 36.23' の点 エ 北緯38° 49.90' , 東経141° 36.18' の点 オ 北緯38° 49.96' , 東経141° 36.17' の点	気仙沼市岩月,最知,長磯,波路上	平成30年5月1日から平成35年8月31日まで
区第1236号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市波路上明戸浜地先	次に掲げる点をア,イ,ウ,エ,オ,カ,アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.86' , 東経141° 36.12' の点 イ 北緯38° 49.91' , 東経141° 36.23' の点 ウ 北緯38° 49.86' , 東経141° 36.28' の点 エ 北緯38° 49.82' , 東経141° 36.16' の点	気仙沼市岩月,最知,長磯,波路上	平成30年5月1日から平成35年8月31日まで
区第1237号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市波路上明戸浜地先	次に掲げる点をア,イ,ウ,エ,オ,カ,アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.61' , 東経141° 35.92' の点 イ 北緯38° 49.53' , 東経141° 36.09' の点 ウ 北緯38° 49.39' , 東経141° 35.56' の点 エ 北緯38° 49.40' , 東経141° 35.55' の点 カ 北緯38° 49.43' , 東経141° 35.76' の点	気仙沼市岩月,最知,長磯,波路上	平成30年5月1日から平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名稱	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界地図系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1238号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市波路上岸井崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.44' , 東経141° 36.29' の点 イ 北緯38° 49.83' , 東経141° 36.18' の点 ウ 北緯38° 49.17' , 東経141° 36.88' の点 エ 北緯38° 48.76' , 東経141° 36.70' の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市岩月、最知、波路上長磯	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1239号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市磯草地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.65' , 東経141° 36.06' の点 イ 北緯38° 52.67' , 東経141° 36.17' の点 ウ 北緯38° 52.61' , 東経141° 36.28' の点 エ 北緯38° 52.51' , 東経141° 36.20' の点 オ 北緯38° 52.42' , 東経141° 36.07' の点 カ 北緯38° 52.33' , 東経141° 36.12' の点 キ 北緯38° 52.32' , 東経141° 36.10' の点 ク 北緯38° 52.21' , 東経141° 36.17' の点 ケ 北緯38° 52.20' , 東経141° 36.26' の点 コ 北緯38° 52.18' , 東経141° 36.28' の点 サ 北緯38° 52.15' , 東経141° 36.21' の点 ス 北緯38° 52.40' , 東経141° 36.03' の点 セ 北緯38° 52.38' , 東経141° 36.01' の点 ソ 北緯38° 52.38' , 東経141° 35.99' の点 タ 北緯38° 52.42' , 東経141° 35.99' の点	ア及びタの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1240号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	10月1日から翌年8月31日まで	気仙沼市磯草地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.38' , 東経141° 36.01' の点 イ 北緯38° 52.21' , 東経141° 36.11' の点 ウ 北緯38° 51.99' , 東経141° 36.40' の点 エ 北緯38° 51.99' , 東経141° 36.41' の点 オ 北緯38° 51.97' , 東経141° 36.40' の点 カ 北緯38° 52.14' , 東経141° 36.04' の点 キ 北緯38° 52.38' , 東経141° 35.99' の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1241号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	10月1日から翌年8月31日まで	気仙沼市亀山地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.01' , 東経141° 37.27' の点 イ 北緯38° 53.00' , 東経141° 37.30' の点 ウ 北緯38° 52.92' , 東経141° 37.31' の点 エ 北緯38° 52.75' , 東経141° 37.11' の点 オ 北緯38° 52.67' , 東経141° 36.88' の点 カ 北緯38° 52.71' , 東経141° 36.72' の点 キ 北緯38° 52.68' , 東経141° 36.49' の点 ケ 北緯38° 52.63' , 東経141° 36.44' の点 サ 北緯38° 52.69' , 東経141° 36.34' の点 北緯38° 52.75' , 東経141° 36.96' の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1242号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	10月1日から翌年8月31日まで	気仙沼市外浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.13' , 東経141° 37.29' の点 イ 北緯38° 53.18' , 東経141° 37.45' の点 ウ 北緯38° 53.15' , 東経141° 37.46' の点 エ 北緯38° 53.10' , 東経141° 37.31' の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間	
区第1243号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 十八鷹浜地先	イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、アの順に沿った直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 53.16' 東経141° 37.48' の点 イ 北緯38° 53.18' 東経141° 37.52' の点 ウ 北緯38° 52.88' 東経141° 38.21' の点 エ 北緯38° 52.50' 東経141° 38.26' の点 カ 北緯38° 52.37' 東経141° 38.35' の点 キ 北緯38° 52.06' 東経141° 38.47' の点 ク 北緯38° 52.42' 東経141° 38.33' の点 ソ 北緯38° 52.60' 東経141° 38.01' の点 コ 北緯38° 52.59' 東経141° 37.97' の点 シ 北緯38° 52.63' 東経141° 37.94' の点 ス 北緯38° 52.65' 東経141° 37.92' の点 ソ 北緯38° 52.78' 東経141° 37.82' の点 タ 北緯38° 52.75' 東経141° 37.71' の点 シ 北緯38° 52.77' 東経141° 37.70' の点 チ 北緯38° 52.81' 東経141° 37.76' の点 ソ 北緯38° 52.86' 東経141° 37.71' の点 テ 北緯38° 53.06' 東経141° 37.52' の点	イ、ウ、エ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1244号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 十八鷹浜地先	1. エ、オ及びケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2. ホヤ垂下式養殖業について、 (1)ホヤ垂下式養殖業には条件が付す。 (2)常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の販賣いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (3)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第1245号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 長崎地先	1. オの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2. ホヤ垂下式養殖業について、 (1)ホヤ垂下式養殖業には条件が付す。 (2)常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の販賣いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (3)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第1246号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 前見島地先	1. ホの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2. ホヤ垂下式養殖業について、 (1)ホヤ垂下式養殖業には条件が付す。 (2)常発生時の県への報告、 発症漁場とされた場合の販賣いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (3)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間	
区第1247号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 新平庄地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.71' , 東経141° 38.18' の点 イ 北緯38° 50.49' , 東経141° 38.31' の点 ウ 北緯38° 50.45' , 東経141° 38.34' の点 エ 北緯38° 50.69' , 東経141° 38.11' の点	はや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)はや垂下式養殖に關して、 常磐灘等の場合は、 危険船場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)漁行の調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1248号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 横畠竜舞崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.30' , 東経141° 37.78' の点 ウ 北緯38° 50.00' , 東経141° 38.31' の点 エ 北緯38° 49.95' , 東経141° 37.80' の点 オ 北緯38° 49.82' , 東経141° 37.54' の点 カ 北緯38° 49.84' , 東経141° 37.57' の点 キ 北緯38° 49.36' , 東経141° 37.75' の点 ク 北緯38° 50.03' , 東経141° 37.65' の点	はや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)はや垂下式養殖に關して、 常磐灘等の場合は、 危険船場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)漁行の調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1249号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 横畠風呂地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.49' , 東経141° 37.63' の点 イ 北緯38° 49.44' , 東経141° 37.41' の点 ウ 北緯38° 49.68' , 東経141° 37.19' の点 エ 北緯38° 50.28' , 東経141° 36.63' の点 オ 北緯38° 50.35' , 東経141° 36.73' の点 カ 北緯38° 50.05' , 東経141° 37.03' の点 キ 北緯38° 50.03' , 東経141° 37.17' の点 ク 北緯38° 49.82' , 東経141° 37.40' の点 ケ 北緯38° 49.73' , 東経141° 37.35' の点	はや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)はや垂下式養殖に關して、 常磐灘等の場合は、 危険船場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)漁行の調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1250号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 駒形地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.72' , 東経141° 36.68' の点 イ 北緯38° 50.26' , 東経141° 36.89' の点 ウ 北緯38° 50.45' , 東経141° 36.91' の点 エ 北緯38° 50.41' , 東経141° 36.78' の点 オ 北緯38° 50.54' , 東経141° 36.66' の点	はや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)はや垂下式養殖に關して、 常磐灘等の場合は、 危険船場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1251号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 要曾前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.45' , 東経141° 36.63' の点 イ 北緯38° 50.44' , 東経141° 36.54' の点 ウ 北緯38° 50.64' , 東経141° 36.45' の点 エ 北緯38° 50.86' , 東経141° 36.35' の点 オ 北緯38° 50.84' , 東経141° 36.60' の点 カ 北緯38° 50.76' , 東経141° 36.61' の点 キ 北緯38° 50.66' , 東経141° 36.61' の点 ク 北緯38° 50.62' , 東経141° 36.56' の点	はや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)はや垂下式養殖に關して、 常磐灘等の場合は、 危険船場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1252号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	気仙沼市 浅根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、コ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.98' , 東経141° 36.77' の点 イ 北緯38° 50.86' , 東経141° 36.81' の点 ウ 北緯38° 50.84' , 東経141° 36.75' の点 エ 北緯38° 50.88' , 東経141° 36.72' の点	はや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)はや垂下式養殖に關して、 常磐灘等の場合は、 危険船場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1253号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 要曾地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、コ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.15' , 東経141° 36.59' の点 イ 北緯38° 51.03' , 東経141° 36.64' の点 ウ 北緯38° 51.00' , 東経141° 36.63' の点 エ 北緯38° 50.89' , 東経141° 36.68' の点 オ 北緯38° 51.15' , 東経141° 36.61' の点 カ 北緯38° 51.15' , 東経141° 36.44' の点 キ 北緯38° 51.23' , 東経141° 36.44' の点 ク 北緯38° 51.19' , 東経141° 36.50' の点 コ 北緯38° 51.14' , 東経141° 36.51' の点	はや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)はや垂下式養殖に關して、 常磐灘等の場合は、 危険船場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。	気仙沼市大島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1254号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市浅銀地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 北緯38° 51.09' 東経141° 36.25' の点 ア 北緯38° 51.13' 東経141° 36.42' の点 イ 北緯38° 51.96' 東経141° 36.53' の点 ウ 北緯38° 50.92' 東経141° 36.33' の点	気仙沼市大島	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1255号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市大向地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 北緯38° 51.84' 東経141° 36.33' の点 ア 北緯38° 51.82' 東経141° 36.35' の点 イ 北緯38° 51.72' 東経141° 36.26' の点 ウ エ 北緯38° 51.62' 東経141° 36.26' の点 オ カ 北緯38° 51.46' 東経141° 36.37' の点 キ 北緯38° 51.32' 東経141° 36.37' の点 ク 北緯38° 51.31' 東経141° 36.35' の点 ケ 北緯38° 51.61' 東経141° 36.23' の点 コ 北緯38° 51.72' 東経141° 36.24' の点	気仙沼市大島	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1256号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市大向地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、オ、カ、キ、ク、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 北緯38° 51.84' 東経141° 36.06' の点 ア 北緯38° 51.88' 東経141° 36.20' の点 イ 北緯38° 51.98' 東経141° 36.35' の点 ウ エ 北緯38° 51.72' 東経141° 36.23' の点 オ カ 北緯38° 51.67' 東経141° 36.22' の点 キ 北緯38° 51.27' 東経141° 36.36' の点 ク 北緯38° 51.20' 東経141° 36.40' の点 ケ 北緯38° 51.19' 東経141° 36.23' の点 コ 北緯38° 51.25' 東経141° 36.16' の点	気仙沼市大島	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1301号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市本吉町大谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 北緯38° 49.33' 東経141° 35.01' の点 ア 北緯38° 49.22' 東経141° 35.16' の点 イ 北緯38° 49.15' 東経141° 35.08' の点 ウ 北緯38° 49.01' 東経141° 35.28' の点 エ 北緯38° 48.79' 東経141° 35.01' の点 オ カ 北緯38° 49.04' 東経141° 34.66' の点	気仙沼市本吉町大谷地先	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1302号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市本吉町大谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 北緯38° 48.98' 東経141° 35.35' の点 ア 北緯38° 48.77' 東経141° 35.71' の点 イ 北緯38° 48.65' 東経141° 35.80' の点 ウ 北緯38° 48.77' 東経141° 35.15' の点	気仙沼市本吉町大谷地先	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	地元地区	制限又は条件	存続期間
区第1303号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 大谷地先	気仙沼市本吉町 神ノ田、後田、 土崎下、菖蒲沢、 石川原、寺沢、 長坂、道貫、 天ヶ沢、猿内、 大森、前浜、 谷地、府中、 大朴木、高瀬、 赤牛、小金沢	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に付する、 常温発酵とされた場合の販賣い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1304号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 大谷地先	気仙沼市本吉町 神ノ田、後田、 土崎下、菖蒲沢、 石川原、寺沢、 長坂、道貫、 天ヶ沢、猿内、 大森、前浜、 谷地、府中、 大朴木、高瀬、 赤牛、小金沢	1 ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に付する、 常温発酵とされた場合の販賣い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1305号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 大谷地先	気仙沼市本吉町 神ノ田、後田、 土崎下、菖蒲沢、 石川原、寺沢、 長坂、道貫、 天ヶ沢、猿内、 大森、前浜、 谷地、府中、 大朴木、高瀬、 赤牛、小金沢	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1306号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 日門地先	気仙沼市本吉町 神ノ田、後田、 土崎下、菖蒲沢、 石川原、寺沢、 長坂、道貫、 天ヶ沢、猿内、 大森、前浜、 谷地、府中、 大朴木、高瀬、 赤牛、小金沢	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に付する、 常温発酵とされた場合の販賣い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1307号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市本吉町 前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.91' 東経141° 33.52' の点 イ 北緯38° 47.54' 東経141° 34.18' の点 ウ 北緯38° 47.33' 東経141° 33.99' の点 エ 北緯38° 47.70' 東経141° 33.32' の点	気仙沼市本吉町 沖ノ田、後田、菖蒲沢、土橋下、菖蒲沢、石川原、寺坂、道貫、野ヶ下、長畠、長根、浦沢、寺谷、大谷、前浜、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大坪木、高、赤牛、小金沢	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1308号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市本吉町 前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.82' 東経141° 32.95' の点 イ 北緯38° 47.28' 東経141° 33.94' の点 ウ 北緯38° 47.04' 東経141° 33.72' の点 エ 北緯38° 47.58' 東経141° 32.74' の点	気仙沼市本吉町 沖ノ田、後田、菖蒲沢、土橋下、菖蒲沢、石川原、寺坂、道貫、野ヶ下、長畠、長根、浦沢、寺谷、大谷、前浜、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大坪木、高、赤牛、小金沢	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1309号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市本吉町 前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.63' 東経141° 32.51' の点 イ 北緯38° 47.00' 東経141° 33.68' の点 ウ 北緯38° 46.80' 東経141° 33.50' の点 エ 北緯38° 47.47' 東経141° 32.34' の点	気仙沼市本吉町 沖ノ田、後田、菖蒲沢、土橋下、菖蒲沢、石川原、寺坂、道貫、野ヶ下、長畠、長根、浦沢、寺谷、大谷、前浜、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大坪木、高、赤牛、小金沢	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1310号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市本吉町 大水地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.34' 東経141° 32.25' の点 イ 北緯38° 47.32' 東経141° 32.38' の点 ウ 北緯38° 47.05' 東経141° 32.81' の点 エ 北緯38° 47.02' 東経141° 32.80' の点 オ 北緯38° 47.14' 東経141° 32.18' の点	気仙沼市本吉町 幸上、大沢、寺谷、登米沢、道外	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間	
区第1311号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 大沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.08' , 東経141° 32.17' の点 イ 北緯38° 46.97' , 東経141° 32.78' の点 ウ 北緯38° 46.55' , 東経141° 32.69' の点 エ 北緯38° 46.77' , 東経141° 32.08' の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖による報告、発症油揚とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	氣仙沼市本吉町 善士、大沢、 津谷長浜、風越、 釜沢、道外	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1312号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 大沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.02' , 東経141° 32.87' の点 イ 北緯38° 46.63' , 東経141° 33.51' の点 ウ 北緯38° 46.51' , 東経141° 33.43' の点 エ 北緯38° 46.64' , 東経141° 32.75' の点	1 及びひびきの点に夜間識別可能な機器を設置しなければならぬ、(光連距離3キロメートル以上とすること) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや常務養生時の県への報告、発症油揚とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	氣仙沼市本吉町 善士、大沢、 津谷長浜、風越、 釜沢、道外	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1313号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 今朝磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 45.19' , 東経141° 32.13' の点 イ 北緯38° 45.42' , 東経141° 32.09' の点 ウ 北緯38° 45.13' , 東経141° 32.14' の点 エ 北緯38° 46.13' , 東経141° 31.99' の点 オ オ 北緯38° 46.17' , 東経141° 32.43' の点 カ 北緯38° 45.29' , 東経141° 32.59' の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや常務養生時の県への報告、発症油揚とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	氣仙沼市本吉町 中島、卯名沢、 泉、下宿、 平具、背の沢、 長瀬、柳沢、 蔵内、今朝磯、 歌生、北明戸、 蕨野	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1314号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 今朝磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 45.31' , 東経141° 32.63' の点 イ 北緯38° 46.18' , 東経141° 32.47' の点 ウ 北緯38° 46.20' , 東経141° 33.00' の点 エ 北緯38° 46.43' , 東経141° 33.15' の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや常務養生時の県への報告、発症油揚とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	氣仙沼市本吉町 中島、卯名沢、 泉、下宿、 平具、背の沢、 小浜、二十一浜、 長瀬、柳沢、 蔵内、今朝磯、 歌生、北明戸、 蕨野	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1315号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 今朝磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 45.43' , 東経141° 33.15' の点 イ 北緯38° 46.20' , 東経141° 33.00' の点 ウ 北緯38° 46.30' , 東経141° 34.41' の点 エ 北緯38° 46.73' , 東経141° 34.52' の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な機器を設置しなければならぬ。(光連距離3キロメートル以上とすること)	氣仙沼市本吉町 中島、卯名沢、 泉、下宿、 平具、背の沢、 長瀬、柳沢、 蔵内、今朝磯、 歌生、北明戸、 蕨野	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1401号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津港地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 45.07' , 東経141° 32.39' の点 イ 北緯38° 45.13' , 東経141° 32.72' の点 ウ 北緯38° 44.78' , 東経141° 32.73' の点 エ 北緯38° 44.70' , 東経141° 32.49' の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖による報告、発症油揚とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町歌津	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界地図による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1402号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津港地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 44.53' 東経141° 32.51' の点 イ 北緯38° 44.70' 東経141° 32.70' の点 ウ 北緯38° 44.66' 東経141° 32.75' の点 エ 北緯38° 44.59' 東経141° 32.69' の点 オ 北緯38° 44.55' 東経141° 32.73' の点 カ 北緯38° 44.45' 東経141° 32.65' の点		南三陸町歌津	平成30年6月1日から 平成35年8月31日まで
区第1403号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津港地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 44.44' 東経141° 32.92' の点 イ 北緯38° 44.43' 東経141° 33.06' の点 ウ 北緯38° 44.22' 東経141° 32.96' の点 エ 北緯38° 44.27' 東経141° 32.88' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に付して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場にされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津	平成30年6月1日から 平成35年8月31日まで
区第1404号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津港地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 44.45' 東経141° 33.20' の点 イ 北緯38° 44.68' 東経141° 33.52' の点 ウ 北緯38° 44.49' 東経141° 33.57' の点 エ 北緯38° 44.37' 東経141° 33.46' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に付して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場にされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津	平成30年6月1日から 平成35年8月31日まで
区第1405号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津港地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 45.15' 東経141° 32.84' の点 イ 北緯38° 45.28' 東経141° 33.45' の点 ウ 北緯38° 44.77' 東経141° 33.38' の点 エ 北緯38° 44.50' 東経141° 33.11' の点 オ 北緯38° 44.65' 東経141° 32.82' の点	1 アセバイトの点に使用識別可能な 標識を設置しなければならない。 (この点に設置する標識にあつては 光反射強さキロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に付して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場にされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津	平成30年6月1日から 平成35年8月31日まで
区第1406号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津田ノ原先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 45.31' 東経141° 33.68' の点 イ 北緯38° 45.54' 東経141° 35.04' の点 ウ 北緯38° 45.43' 東経141° 35.09' の点 エ 北緯38° 44.84' 東経141° 33.74' の点 オ 北緯38° 45.02' 東経141° 33.57' の点	1 イセバウの点に使用識別可能な 標識を設置しなければならない。 (この点に設置する標識にあつては 光反射強さキロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に付して、 異常発生時の県への報告、 発症漁場にされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津	平成30年6月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間	
区第1407号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津石浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 44.61' , 東経141° 33.61' の点 イ 北緯38° 45.30' , 東経141° 35.15' の点 ウ 北緯38° 44.41' , 東経141° 35.63' の点 カ 北緯38° 44.45' , 東経141° 33.96' の点 エ 北緯38° 44.55' , 東経141° 33.86' の点 オ 北緯38° 44.48' , 東経141° 33.68' の点	1 イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。) 2 (は)や垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)はや垂下式養殖業に開して、 異常発生時の風への報告、 発症燃場された場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)漁が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津	平成30年5月1日から 平成35年5月31日まで
区第1408号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津名足地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 44.37' , 東経141° 34.04' の点 イ 北緯38° 44.35' , 東経141° 35.05' の点 ウ 北緯38° 43.88' , 東経141° 35.63' の点 カ 北緯38° 43.89' , 東経141° 34.05' の点	1 イ及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (エの点に設置する標識にあつては、 光達距離3キロメートル以上とする こと。) 2 (は)や垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)はや垂下式養殖業に開して、 異常発生時の風への報告、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)漁が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津	平成30年5月1日から 平成35年5月31日まで
区第1409号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津名足地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 43.31' , 東経141° 34.13' の点 イ 北緯38° 43.78' , 東経141° 34.16' の点 ウ 北緯38° 43.76' , 東経141° 35.62' の点 カ 北緯38° 43.10' , 東経141° 35.65' の点	1 ウ及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (エの点に設置する標識にあつては、 光達距離3キロメートル以上とする こと。) 2 (は)や垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)はや垂下式養殖業に開して、 異常発生時の風への報告、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)漁が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津	平成30年5月1日から 平成35年5月31日まで
区第1410号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津名足地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 43.27' , 東経141° 33.84' の点 イ 北緯38° 42.97' , 東経141° 35.58' の点 ウ 北緯38° 42.30' , 東経141° 35.54' の点 オ 北緯38° 42.46' , 東経141° 34.13' の点 カ 北緯38° 42.80' , 東経141° 34.14' の点 カ 北緯38° 42.86' , 東経141° 33.81' の点	1 及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (ウの点に設置する標識にあつては、 光達距離3キロメートル以上とする こと。) 2 (は)や垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)はや垂下式養殖業に開して、 異常発生時の風への報告、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)漁が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津	平成30年5月1日から 平成35年5月31日まで
区第1411号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津名足地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 42.34' , 東経141° 34.11' の点 イ 北緯38° 42.19' , 東経141° 35.53' の点 ウ 北緯38° 41.83' , 東経141° 35.49' の点 エ 北緯38° 41.14' , 東経141° 35.12' の点 オ 北緯38° 40.75' , 東経141° 34.93' の点 カ 北緯38° 40.64' , 東経141° 34.23' の点 キ 北緯38° 40.92' , 東経141° 33.72' の点 ク 北緯38° 42.00' , 東経141° 34.08' の点	イ、エ、オ、カ及びキの点に夜間 識別可能な標識を設置しなければ ならない。 (オの点に設置する標識にあつては、 光達距離3キロメートル以上とする こと。)	南三陸町歌津	平成30年5月1日から 平成35年5月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間	
区第1412号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.22' , 東経141° 34.68' の点 ウ 北緯38° 40.06' , 東経141° 33.81' の点 イ 北緯38° 40.22' , 東経141° 33.59' の点 エ 北緯38° 40.37' , 東経141° 33.02' の点 オ 北緯38° 41.04' , 東経141° 32.64' の点 カ 北緯38° 41.19' , 東経141° 33.06' の点 キ 北緯38° 40.89' , 東経141° 33.44' の点 ヲ 北緯38° 40.45' , 東経141° 34.06' の点	1 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び クの点に後間識別可能な標識 を設置しなければならない。 (1)メートル以上とすること。 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に際して、 異常発生時の県への報告、 施設撤去とされた場合の販扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津	平成30年5月1日から 平成35年5月31日まで
区第1413号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 41.59' , 東経141° 33.20' の点 イ 北緯38° 41.47' , 東経141° 33.39' の点 ウ 北緯38° 41.34' , 東経141° 33.35' の点 エ 北緯38° 41.45' , 東経141° 33.16' の点		南三陸町歌津	平成30年5月1日から 平成35年5月31日まで
区第1414号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 42.60' , 東経141° 32.77' の点 イ 北緯38° 42.58' , 東経141° 32.90' の点 ウ 北緯38° 42.45' , 東経141° 33.27' の点 エ 北緯38° 42.23' , 東経141° 33.11' の点 オ 北緯38° 42.52' , 東経141° 32.71' の点		南三陸町歌津	平成30年5月1日から 平成35年5月31日まで
区第1415号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 41.88' , 東経141° 32.95' の点 イ 北緯38° 41.72' , 東経141° 33.02' の点 ウ 北緯38° 41.69' , 東経141° 32.66' の点 エ 北緯38° 41.75' , 東経141° 32.57' の点		南三陸町歌津	平成30年5月1日から 平成35年5月31日まで
区第1416号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 41.95' , 東経141° 32.95' の点 イ 北緯38° 41.80' , 東経141° 32.82' の点 エ 北緯38° 42.16' , 東経141° 32.05' の点 オ 北緯38° 42.44' , 東経141° 32.64' の点 ア 北緯38° 42.11' , 東経141° 32.97' の点		南三陸町歌津	平成30年5月1日から 平成35年5月31日まで
区第1417号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津伊里前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 42.27' , 東経141° 32.09' の点 イ 北緯38° 42.21' , 東経141° 31.97' の点 ウ 北緯38° 42.33' , 東経141° 31.81' の点 エ 北緯38° 42.18' , 東経141° 31.64' の点 オ 北緯38° 42.81' , 東経141° 31.81' の点		南三陸町歌津	平成30年5月1日から 平成35年5月31日まで
区第1418号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津伊里前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 42.85' , 東経141° 31.82' の点 イ 北緯38° 42.93' , 東経141° 31.76' の点 ウ 北緯38° 42.86' , 東経141° 31.86' の点 エ 北緯38° 42.86' , 東経141° 31.93' の点 オ 北緯38° 42.81' , 東経141° 31.64' の点		南三陸町歌津	平成30年5月1日から 平成35年5月31日まで
区第1419号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津伊里前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 42.81' , 東経141° 31.52' の点 イ 北緯38° 42.70' , 東経141° 31.56' の点 ウ 北緯38° 42.69' , 東経141° 31.51' の点 エ 北緯38° 42.79' , 東経141° 31.48' の点		南三陸町歌津	平成30年5月1日から 平成35年5月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1420号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津垂木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 42.48' 東経141° 31.47' の点 イ 北緯38° 45.50' 東経141° 31.59' の点 ウ 北緯38° 45.45' 東経141° 31.60' の点 エ 北緯38° 42.43' 東経141° 31.47' の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1421号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津垂木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 42.12' 東経141° 31.84' の点 イ 北緯38° 41.92' 東経141° 31.61' の点 ウ 北緯38° 41.82' 東経141° 31.67' の点 エ 北緯38° 42.28' 東経141° 31.63' の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1422号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津垂木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 41.99' 東経141° 31.45' の点 イ 北緯38° 41.89' 東経141° 31.58' の点 ウ 北緯38° 41.67' 東経141° 31.33' の点 エ 北緯38° 41.71' 東経141° 31.28' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に付して、 異常発生時の緊急の報告、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)販売が行なう調査に協力しなければ ならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1423号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津垂木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 42.07' 東経141° 31.92' の点 イ 北緯38° 41.85' 東経141° 32.20' の点 ウ 北緯38° 41.41' 東経141° 31.56' の点 エ 北緯38° 41.61' 東経141° 31.38' の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1424号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津垂木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 41.24' 東経141° 32.99' の点 イ 北緯38° 41.10' 東経141° 32.61' の点 ウ 北緯38° 41.37' 東経141° 32.22' の点 エ 北緯38° 41.56' 東経141° 32.45' の点	ア及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (イ及びウの点に設置する標識に あつては光遠距離3キロメートル 以上とすること。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1425号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津垂木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 40.82' 東経141° 32.02' の点 イ 北緯38° 40.99' 東経141° 32.50' の点 ウ 北緯38° 40.41' 東経141° 32.83' の点 エ 北緯38° 40.53' 東経141° 32.21' の点	ア、イウ及びエの点に夜間 識別可能な標識を設置しなければ ならない。 (イ及びウの点に設置する標識に あつては光遠距離3キロメートル 以上とすること。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1426号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津垂木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 41.07' 東経141° 31.84' の点 イ 北緯38° 41.29' 東経141° 32.11' の点 ウ 北緯38° 41.04' 東経141° 32.47' の点 エ 北緯38° 40.86' 東経141° 31.98' の点	ア及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1427号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津垂木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.86' 東経141° 31.27' の点 イ 北緯38° 41.03' 東経141° 31.77' の点 ウ 北緯38° 40.84' 東経141° 31.90' の点 エ 北緯38° 40.88' 東経141° 31.44' の点	ア、イ及びウの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 (ウの点に設置する標識に あつては光遠距離3キロメートル 以上とすること。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1428号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津垂木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 40.71' 東経141° 31.27' の点 イ 北緯38° 41.03' 東経141° 31.77' の点 ウ 北緯38° 40.84' 東経141° 31.90' の点 エ 北緯38° 40.88' 東経141° 31.44' の点	イウ及びエの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1429号	第1種区画漁業	わかれめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津垂下式漁業地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 41.06' 東経141° 31.68' の点 イ 北緯38° 40.73' 東経141° 31.20' の点 ウ 北緯38° 40.80' 東経141° 30.84' の点 エ 北緯38° 41.07' 東経141° 30.82' の点 オ 北緯38° 41.46' 東経141° 31.24' の点	1 イ及びウの点に係る識別可能な 標識を設置しなければならない。 (ア)の点に設置する標識にあっては 光触距離キロメートル以上とする こと。 2 ほや垂下式養殖業については、 (1)ほや垂下式養殖業に付す。 (2)野が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津 平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第1430号	第1種区画漁業	わかれめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津垂下式漁業地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 41.12' 東経141° 30.52' の点 イ 北緯38° 41.07' 東経141° 30.60' の点 ウ 北緯38° 41.04' 東経141° 30.57' の点 エ 北緯38° 41.09' 東経141° 30.50' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に付す。 異常発生時の県への報告、 発生場地された場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理制度規程を定めなければ ならない。 (2)野が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津 平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第1431号	第1種区画漁業	わかれめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津垂下式漁業地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 41.34' 東経141° 30.48' の点 イ 北緯38° 41.29' 東経141° 30.47' の点 ウ 北緯38° 41.22' 東経141° 30.54' の点 エ 北緯38° 41.17' 東経141° 30.50' の点 オ 北緯38° 41.14' 東経141° 30.43' の点 カ 北緯38° 41.36' 東経141° 30.35' の点 キ 北緯38° 41.36' 東経141° 30.43' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に付す。 異常発生時の県への報告、 発生場地された場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理制度規程を定めなければ ならない。 (2)野が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町歌津 平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第1501号	第1種区画漁業	わかれめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川網前地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 40.91' 東経141° 30.15' の点 イ 北緯38° 41.02' 東経141° 30.11' の点 ウ 北緯38° 41.09' 東経141° 30.39' の点 エ 北緯38° 40.91' 東経141° 30.47' の点 オ 北緯38° 40.86' 東経141° 30.40' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に付す。 異常発生時の県への報告、 発生場地された場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理制度規程を定めなければ ならない。 (2)野が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町志津川 平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第1502号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 くろそい小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川網前地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 41.18' 東経141° 30.35' の点 イ 北緯38° 41.12' 東経141° 30.38' の点 エ 北緯38° 41.00' 東経141° 29.89' の点 ウ 北緯38° 41.06' 東経141° 29.86' の点	漁場の管理と健全に廻し遅延 すべき事項を規定した漁場管理 規則を定めなければならない。	南三陸町志津川 平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第1503号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川網前地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 41.50' 東経141° 30.03' の点 イ 北緯38° 41.45' 東経141° 30.03' の点 ウ 北緯38° 41.45' 東経141° 29.99' の点 エ 北緯38° 41.50' 東経141° 29.99' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に付す。 異常発生時の県への報告、 発生場地された場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理制度規程を定めなければ ならない。 (2)野が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町志津川 平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第1504号	第1種区画漁業	わかれめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川網前地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 41.21' 東経141° 30.34' の点 イ 北緯38° 41.09' 東経141° 29.85' の点 ウ 北緯38° 41.15' 東経141° 29.82' の点 エ 北緯38° 41.27' 東経141° 30.32' の点	ほや垂下式養殖業に付す。 異常発生時の県への報告、 発生場地された場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理制度規程を定めなければ ならない。	南三陸町志津川 平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1505号	第1種区画漁業	わかれめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先 北緯38° 41.27' 東経141° 29.64' の点 ア 北緯38° 41.21' 東経141° 29.70' の点 イ 北緯38° 41.15' 東経141° 29.59' の点 ウ 北緯38° 41.23' 東経141° 29.55' の点 エ 北緯38° 40.80' 東経141° 29.98' の点	はや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に際して、 発症発揚地とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)漁が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町志津川 細浦、滑水、 荒砥、平磯、 相浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1506号	第1種区画漁業	わかれめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先 北緯38° 40.77' 東経141° 30.29' の点 ア 北緯38° 40.58' 東経141° 30.17' の点 イ 北緯38° 40.61' 東経141° 29.87' の点 ウ 北緯38° 40.80' 東経141° 29.98' の点 エ 北緯38° 40.93' 東経141° 29.83' の点 キ 北緯38° 40.58' 東経141° 29.86' の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、 (1)ほや垂下式養殖に付す。 (2)異常発生時の県への報告、 発症発揚地とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)漁が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町志津川 細浦、滑水、 荒砥、平磯、 相浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1507号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先 北緯38° 40.55' 東経141° 30.13' の点 ア 北緯38° 40.47' 東経141° 30.09' の点 イ 北緯38° 40.43' 東経141° 30.11' の点 ウ 北緯38° 40.41' 東経141° 29.94' の点 エ 北緯38° 40.43' 東経141° 29.81' の点 オ オカカ 北緯38° 40.51' 東経141° 29.83' の点 カ 北緯38° 40.58' 東経141° 29.86' の点	1 ア及びエの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 2 標識を設置し保全に固守する。 すべて事項を規定した漁場管理 規程を定めなければならない。	南三陸町志津川 細浦、滑水、 荒砥、平磯、 相浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1508号	第1種区画漁業	わかれめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先 北緯38° 40.53' 東経141° 30.51' の点 ア 北緯38° 40.45' 東経141° 30.58' の点 イ 北緯38° 40.18' 東経141° 30.14' の点 エ 北緯38° 40.32' 東経141° 30.31' の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に付す。 (2)異常発生時の県への報告、 発症発揚地とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)漁が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町志津川 細浦、滑水、 荒砥、平磯、 相浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1509号	第1種区画漁業	わかれめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先 北緯38° 40.45' 東経141° 32.07' の点 ア 北緯38° 40.18' 東経141° 32.02' の点 イ 北緯38° 40.39' 東経141° 31.10' の点 エ 北緯38° 40.64' 東経141° 31.04' の点	1 ア、及びエの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 2 ほや垂下式養殖に付す。 (1)ほや垂下式養殖に付す。 (2)異常発生時の県への報告、 発症発揚地とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)漁が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町志津川 細浦、滑水、 荒砥、平磯、 相浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1510号	第1種区画漁業	わかれめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先 北緯38° 40.33' 東経141° 30.83' の点 ア 北緯38° 40.18' 東経141° 30.81' の点 イ 北緯38° 40.15' 東経141° 30.72' の点 エ 北緯38° 40.31' 東経141° 30.73' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に付す。 (2)異常発生時の県への報告、 発症発揚地とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)漁が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町志津川 細浦、滑水、 荒砥、平磯、 相浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界地図による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1511号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.11' , 東経141° 32.00' の点 イ 北緯38° 40.00' , 東経141° 31.98' の点 ウ 北緯38° 39.95' , 東経141° 30.90' の点 エ 北緯38° 40.01' , 東経141° 30.89' の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ホや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ホや垂下式養殖業についての報告、発症漁場とされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した場合の販扱い、 発症漁場とされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した場合の販扱い、 (2)販売が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、滑水、荒底、平磯、相浜、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1512号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.14' , 東経141° 30.64' の点 イ 北緯38° 39.82' , 東経141° 30.66' の点 ウ 北緯38° 39.74' , 東経141° 30.01' の点 エ 北緯38° 40.07' , 東経141° 30.08' の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。)	南三陸町志津川 細浦、滑水、荒底、平磯、相浜、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1513号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.83' , 東経141° 29.13' の点 イ 北緯38° 39.69' , 東経141° 29.78' の点 ウ 北緯38° 39.62' , 東経141° 29.23' の点	カ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ホや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ホや垂下式養殖業についての報告、発症漁場とされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した場合の販扱い、 (2)販売が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、滑水、荒底、平磯、相浜、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1514号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.83' , 東経141° 29.13' の点 イ 北緯38° 39.82' , 東経141° 29.04' の点 ウ 北緯38° 40.19' , 東経141° 28.89' の点 エ 北緯38° 40.34' , 東経141° 29.83' の点 オ 北緯38° 40.11' , 東経141° 29.94' の点 カ 北緯38° 39.93' , 東経141° 29.87' の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること。) 2 ホや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ホや垂下式養殖業についての報告、発症漁場とされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した場合の販扱い、 (2)販売が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、滑水、荒底、平磯、相浜、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1515号	第1種区画漁業	おわび垂下式養殖業	9月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.48' , 東経141° 29.50' の点 イ 北緯38° 40.41' , 東経141° 29.50' の点 ウ 北緯38° 40.42' , 東経141° 29.43' の点 エ 北緯38° 40.48' , 東経141° 29.42' の点	ホや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ホや垂下式養殖業についての報告、発症漁場とされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した場合の販扱い、 (2)販売が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、滑水、荒底、平磯、相浜、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1516号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.39' , 東経141° 28.61' の点 イ 北緯38° 40.19' , 東経141° 28.70' の点 ウ 北緯38° 40.00' , 東経141° 28.00' の点 エ 北緯38° 40.14' , 東経141° 27.93' の点	ホや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ホや垂下式養殖業についての報告、発症漁場とされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した場合の販扱い、 (2)販売が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、滑水、荒底、平磯、相浜、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1517号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.14' , 東経141° 28.72' の点 イ 北緯38° 39.79' , 東経141° 28.99' の点 ウ 北緯38° 39.64' , 東経141° 28.35' の点 エ 北緯38° 39.99' , 東経141° 28.19' の点	ホや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ホや垂下式養殖業についての報告、発症漁場とされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した場合の販扱い、 (2)販売が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川 細浦、滑水、荒底、平磯、相浜、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1518号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 （ほかて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業）	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川相模地先	1. ヴの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。 2. ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に觸れた場合、 異常発生時の具への報告、 発症発場された場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)見が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1519号	第1種区画漁業	きんざけ小潮式養殖業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川相模地先	1. ヴの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。 2. 漁場の管理と健全に觸れた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1520号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 （ほかて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業）	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川相模地先	1. ヴ及びオの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。 2. ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に觸れた場合、 異常発生時の具への報告、 発症発場された場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)見が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1521号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川相模地先	1. ヴ及びオの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1522号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 あわび垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川相模地先	1. ケ、コ及びオの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1523号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 （ほかて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業）	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川相模地先	1. ヴ及びオの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	南三陸町志津川 細浦、清水、 荒砥、平磯、 袖浜、大森、 本浜、汐見、 大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間	
区第1524号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 くろそい小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	漁場の管理と保全に關する規定した漁場管理規程を定めなければならない。	南三陸町志津川 細浦、清水、平磯、荒砥、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第1525号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次の点に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.59' , 東経141° 27.51' の点 イ 北緯38° 39.61' , 東経141° 27.68' の点 ウ 北緯38° 39.50' , 東経141° 27.70' の点 エ 北緯38° 39.48' , 東経141° 27.52' の点	南三陸町志津川 細浦、清水、平磯、荒砥、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第1526号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次の点に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.61' , 東経141° 27.50' の点 イ 北緯38° 39.70' , 東経141° 27.50' の点 ウ 北緯38° 39.70' , 東経141° 27.55' の点 エ 北緯38° 39.64' , 東経141° 27.67' の点 オ 北緯38° 39.63' , 東経141° 27.68' の点	南三陸町志津川 細浦、清水、平磯、荒砥、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第1527号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉小流域先	次の点に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.16' , 東経141° 26.82' の点 イ 北緯38° 39.27' , 東経141° 27.64' の点 ウ 北緯38° 39.03' , 東経141° 27.74' の点 エ 北緯38° 38.74' , 東経141° 27.43' の点 オ 北緯38° 38.76' , 東経141° 27.08' の点 カ 北緯38° 38.63' , 東経141° 27.06' の点 キ 北緯38° 38.63' , 東経141° 26.72' の点 ク 北緯38° 38.75' , 東経141° 26.62' の点	南三陸町戸倉 イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光遮断距離3キロメートル以上とすること。)	南三陸町志津川 細浦、清水、平磯、荒砥、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1528号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次の点に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.17' , 東経141° 27.80' の点 イ 北緯38° 39.29' , 東経141° 27.75' の点 ウ 北緯38° 39.32' , 東経141° 27.98' の点 エ 北緯38° 39.39' , 東経141° 28.67' の点 オ 北緯38° 39.31' , 東経141° 28.67' の点	南三陸町戸倉 1 サの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光遮断距離3キロメートル以上とすること。) 2 漁場の管理と保全に關し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2項目が行う調査に協力しなければならない)。	南三陸町志津川 細浦、清水、平磯、荒砥、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1529号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次の点に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.15' , 東経141° 27.80' の点 イ 北緯38° 39.29' , 東経141° 28.67' の点 ウ 北緯38° 38.99' , 東経141° 28.70' の点 エ 北緯38° 39.04' , 東経141° 27.85' の点	南三陸町戸倉 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)常時垂下式養殖業に關して、発能燃場における場合の取扱いを規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)調査に協力しなければならない)。	南三陸町戸倉 細浦、清水、平磯、荒砥、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1530号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次の点に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 38.94' , 東経141° 28.10' の点 イ 北緯38° 38.81' , 東経141° 28.47' の点 ウ 北緯38° 38.71' , 東経141° 28.47' の点 エ 北緯38° 38.72' , 東経141° 28.34' の点 カ 北緯38° 38.76' , 東経141° 28.18' の点 カ 北緯38° 38.82' , 東経141° 28.06' の点	南三陸町戸倉 細浦、清水、平磯、荒砥、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1531号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉精英地先	1) アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと) 2) ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)異常発生時の県への報告、 発症発場にされた場合の取扱い、 などに遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1532号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉漁港谷地先	1) アの点に垂下式養殖業によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 38.84' 東経141° 28.72' の点 イ 北緯38° 38.79' 東経141° 28.87' の点 ウ 北緯38° 38.82' 東経141° 29.01' の点 エ 北緯38° 38.81' 東経141° 29.25' の点 オ 北緯38° 38.82' 東経141° 29.15' の点 カ 北緯38° 38.63' 東経141° 28.97' の点 キ 北緯38° 38.74' 東経141° 28.68' の点	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1533号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉漁港地先	1) アの点に垂下式養殖業によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 38.80' 東経141° 29.54' の点 イ 北緯38° 38.76' 東経141° 29.69' の点 ウ 北緯38° 38.64' 東経141° 29.64' の点 エ 北緯38° 38.67' 東経141° 29.49' の点	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1534号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉漁港地先	1) アの点に垂下式養殖業によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 38.93' 東経141° 29.43' の点 イ 北緯38° 39.00' 東経141° 29.54' の点 ウ 北緯38° 38.81' 東経141° 30.18' の点 エ 北緯38° 38.72' 東経141° 30.18' の点	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1535号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉漁港地先	1) アの点に垂下式養殖業によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 39.29' 東経141° 30.02' の点 イ 北緯38° 39.25' 東経141° 30.20' の点 ウ 北緯38° 39.08' 東経141° 30.16' の点 エ 北緯38° 38.81' 東経141° 30.18' の点 オ 北緯38° 39.00' 東経141° 29.54' の点	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1536号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 1月1日から 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉長滑水地先	1) アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと) 2) ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)異常発生時の県への報告、 発症発場にされた場合の取扱い、 などに遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1537号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉長滑水地先	1 ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光音距離3キロメートル以上とすること) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖場に關して、 異常発生時の具への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1538号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉長滑水地先	1 ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光音距離3キロメートル以上とすること) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖場に關して、 異常発生時の具への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1539号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉寺崎地先	1 ア,イ,ク及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければ ならない。 (光音距離3キロメートル以上とする こと) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖場に關して、 異常発生時の具への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1540号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉寺崎地先	イ,ウ,エ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光音距離3キロメートル以上とする こと)	南三陸町戸倉	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第1541号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉寺浜地先	ア,イ,ク,エ及びオの位置に 夜間識別可能な標識を設置 しなければならない。 (ア,イ及びオの点に設置する標識 においては、光音距離3キロメートル 以上すること。)	南三陸町歌津、 志津川	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間	
区第1542号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 39.97' , 東経141° 34.46' の点 イ 北緯38° 39.75' , 東経141° 34.11' の点 ウ 北緯38° 39.87' , 東経141° 33.09' の点 エ 北緯38° 39.99' , 東経141° 32.06' の点 オ 北緯38° 40.43' , 東経141° 32.14' の点 カ 北緯38° 40.20' , 東経141° 33.30' の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びカの点 に後間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (ア及びイの点に設置する標識に あつては光達距離3キロメートル 以上すること。)	南三陸町歌津, 志津川	平成35年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2101号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小荒 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 37.52' , 東経141° 32.34' の点 イ 北緯38° 36.94' , 東経141° 31.97' の点 ウ 北緯38° 36.98' , 東経141° 31.77' の点 エ 北緯38° 37.58' , 東経141° 32.15' の点	ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (アの点に設置する標識にあつては 光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2102号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小荒 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 37.33' , 東経141° 34.11' の点 イ 北緯38° 36.15' , 東経141° 33.52' の点 ウ 北緯38° 36.40' , 東経141° 33.09' の点 エ 北緯38° 36.57' , 東経141° 33.29' の点 オ 北緯38° 36.76' , 東経141° 32.56' の点 カ 北緯38° 36.91' , 東経141° 32.07' の点 キ 北緯38° 36.94' , 東経141° 32.53' の点 ク 北緯38° 37.64' , 東経141° 32.53' の点	ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2103号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小指 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 36.09' , 東経141° 33.56' の点 イ 北緯38° 35.48' , 東経141° 32.88' の点 ウ 北緯38° 36.45' , 東経141° 31.48' の点 エ 北緯38° 36.89' , 東経141° 31.87' の点 オ 北緯38° 36.72' , 東経141° 32.12' の点 カ 北緯38° 36.44' , 東経141° 32.04' の点 キ 北緯38° 36.31' , 東経141° 32.29' の点 ク 北緯38° 36.47' , 東経141° 32.63' の点	ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2104号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小指 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 35.42' , 東経141° 32.75' の点 イ 北緯38° 35.18' , 東経141° 32.23' の点 ウ 北緯38° 36.09' , 東経141° 30.98' の点 エ 北緯38° 36.38' , 東経141° 31.36' の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2105号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小指 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によつて囲まれた 区域 ア 北緯38° 35.13' , 東経141° 32.14' の点 イ 北緯38° 34.91' , 東経141° 31.68' の点 ウ 北緯38° 35.75' , 東経141° 30.54' の点 エ 北緯38° 36.03' , 東経141° 30.89' の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2106号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字押川 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によつて囲まれた 区域 ア 北緯38° 35.97' , 東経141° 30.49' の点 イ 北緯38° 35.77' , 東経141° 30.45' の点 ウ 北緯38° 36.09' , 東経141° 30.26' の点 エ 北緯38° 36.11' , 東経141° 30.29' の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2107号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小指 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によつて囲まれた 区域 ア 北緯38° 35.81' , 東経141° 30.38' の点 イ 北緯38° 35.77' , 東経141° 30.29' の点 ウ 北緯38° 36.02' , 東経141° 30.16' の点 エ 北緯38° 36.04' , 東経141° 30.22' の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間	
区第2108号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小柏 地先	漁場の区域（経緯度値は世界地図系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 34.87' 東経141° 31.60' の点 イ 北緯38° 34.65' 東経141° 31.14' の点 ウ 北緯38° 35.43' 東経141° 30.11' の点 エ 北緯38° 35.70' 東経141° 30.46' の点	石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2109号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字大室 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 34.63' 東経141° 31.09' の点 イ 北緯38° 34.47' 東経141° 30.77' の点 ウ 北緯38° 35.19' 東経141° 29.81' の点 エ 北緯38° 35.38' 東経141° 30.05' の点	石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2110号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小柏 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 34.44' 東経141° 30.71' の点 イ 北緯38° 34.31' 東経141° 30.46' の点 ウ 北緯38° 34.58' 東経141° 30.10' の点 エ 北緯38° 34.48' 東経141° 29.89' の点 オ カ 北緯38° 34.37' 東経141° 29.39' の点 カ 北緯38° 35.16' 東経141° 29.76' の点	石巻市北上町十三浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2111号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 尾崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、タ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 33.05' 東経141° 28.02' の点 イ 北緯38° 32.70' 東経141° 28.03' の点 ウ 北緯38° 32.75' 東経141° 27.93' の点 エ 北緯38° 32.88' 東経141° 27.77' の点 オ カ カ 北緯38° 33.11' 東経141° 27.75' の点 キ 北緯38° 33.10' 東経141° 27.98' の点 カ 北緯38° 33.17' 東経141° 27.85' の点 カ 北緯38° 33.17' 東経141° 27.94' の点	石巻市尾崎	長面	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2201号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 尾崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、タ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 33.12' 東経141° 27.53' の点 イ 北緯38° 33.13' 東経141° 27.58' の点 ウ 北緯38° 32.65' 東経141° 27.70' の点 エ オ オ 北緯38° 32.52' 東経141° 27.60' の点 カ カ 北緯38° 32.64' 東経141° 27.41' の点 カ 北緯38° 32.75' 東経141° 27.50' の点	石巻市尾崎	長面	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2202号	第1種区画漁業	かき養殖業 わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 名脈鹿子走 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 33.39' 東経141° 29.07' の点 イ 北緯38° 33.50' 東経141° 29.29' の点 ウ 北緯38° 33.38' 東経141° 29.38' の点 エ 北緯38° 33.27' 東経141° 29.15' の点	石巻市雄勝町名脈	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2301号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 名脈川沿 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 33.42' 東経141° 29.73' の点 イ 北緯38° 33.35' 東経141° 30.06' の点 ウ 北緯38° 32.32' 東経141° 29.70' の点 エ オ 北緯38° 32.38' 東経141° 29.38' の点 カ 北緯38° 32.55' 東経141° 29.36' の点 カ 北緯38° 33.27' 東経141° 29.61' の点	石巻市雄勝町名脈	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2302号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 名脈川沿 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 33.42' 東経141° 29.73' の点 イ 北緯38° 33.35' 東経141° 30.06' の点 ウ 北緯38° 32.32' 東経141° 29.70' の点 エ オ 北緯38° 32.38' 東経141° 29.38' の点 カ 北緯38° 32.55' 東経141° 29.36' の点 カ 北緯38° 33.27' 東経141° 29.61' の点	石巻市雄勝町名脈	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	漁業の名稱	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域 漁場の区域は世界測地系による。)	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2303号	第1相区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 (ほや)垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 32.29' , 東経141° 30.22' の点 イ 北緯38° 32.19' , 東経141° 30.47' の点 ウ 北緯38° 32.09' , 東経141° 30.41' の点 エ 北緯38° 32.03' , 東経141° 30.33' の点 オ カ 北緯38° 32.07' , 東経141° 30.16' の点 キ 北緯38° 32.13' , 東経141° 30.18' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業について、 異常発生時の異常発生場所に沿った など遵守すべき事項を規定した 漁場規程を定めなければならぬ。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市雄勝町船越	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2304号	第1相区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 32.41' , 東経141° 30.32' の点 イ 北緯38° 32.81' , 東経141° 30.71' の点 ウ 北緯38° 32.71' , 東経141° 30.78' の点 エ 北緯38° 32.46' , 東経141° 30.68' の点 オ 北緯38° 32.35' , 東経141° 30.49' の点	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならぬ。 ア及びエの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならぬ。	石巻市雄勝町船越	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2305号	第1相区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 32.94' , 東経141° 31.07' の点 イ 北緯38° 32.83' , 東経141° 31.44' の点 ウ 北緯38° 32.50' , 東経141° 31.28' の点 エ 北緯38° 32.54' , 東経141° 31.04' の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならぬ。 アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならぬ。	石巻市雄勝町船越	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2306号	第1相区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 33.35' , 東経141° 31.49' の点 イ 北緯38° 33.30' , 東経141° 31.67' の点 ウ 北緯38° 33.02' , 東経141° 31.86' の点 エ 北緯38° 32.85' , 東経141° 31.41' の点 オ 北緯38° 32.96' , 東経141° 31.09' の点	1 ア及びエの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業について、 異常発生時の異常発生場所に沿った など遵守すべき事項を規定した 漁場規程を定めなければならぬ。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市雄勝町船越	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2307号	第1相区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 船越荒島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 32.13' , 東経141° 32.45' の点 イ 北緯38° 32.49' , 東経141° 32.79' の点 ウ 北緯38° 32.13' , 東経141° 33.01' の点 エ 北緯38° 31.97' , 東経141° 32.63' の点	イ及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならぬ。 (ウ)の点に設置する標識には 光達距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市雄勝町大須	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2308号	第1相区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 大原島大岩崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 31.03' , 東経141° 32.65' の点 イ 北緯38° 31.02' , 東経141° 32.86' の点 ウ 北緯38° 30.96' , 東経141° 32.85' の点 エ 北緯38° 30.87' , 東経141° 32.64' の点	イ及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならぬ。	石巻市雄勝町大須	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2309号	第1相区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市雄勝町 熊沢ふり浜崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 30.56' , 東経141° 32.41' の点 イ 北緯38° 30.63' , 東経141° 32.72' の点 ウ 北緯38° 30.62' , 東経141° 32.86' の点 エ 北緯38° 30.47' , 東経141° 32.91' の点 カ 北緯38° 30.41' , 東経141° 32.49' の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならぬ。	石巻市雄勝町熊沢	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界地図系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2310号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 桑浜字羽坂町 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.63' 東経141° 32.35' の点 イ 北緯38° 29.37' 東経141° 32.54' の点 ウ 北緯38° 29.30' 東経141° 32.34' の点 エ 北緯38° 29.00' 東経141° 31.90' の点	1 イ及びウの点に後間隔別可能な標識を標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、異常發生時の風への報告、発進漁場にされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町桑浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2311号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 翌年5月31日まで	石巻市雄勝町 桑浜名雷新 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.41' 東経141° 30.92' の点 イ 北緯38° 29.48' 東経141° 30.97' の点 ウ 北緯38° 29.39' 東経141° 31.23' の点 エ 北緯38° 29.27' 東経141° 31.15' の点 オ 北緯38° 29.30' 東経141° 31.05' の点	1 エの点に後間隔別可能な標識を設置しなければならぬ。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、異常發生時の風への報告、発進漁場にされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町桑浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2312号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 桑浜駒崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.46' 東経141° 31.34' の点 イ 北緯38° 29.36' 東経141° 31.23' の点 ウ 北緯38° 29.39' 東経141° 31.23' の点	1 ア及びオの点に後間隔別可能な標識を設置しなければならぬ。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、異常發生時の風への報告、発進漁場にされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町桑浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2313号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 桑浜駒崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.59' 東経141° 30.72' の点 イ 北緯38° 29.59' 東経141° 30.81' の点 ウ 北緯38° 29.45' 東経141° 30.75' の点	1 エの点に後間隔別可能な標識を設置しなければならぬ。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、異常發生時の風への報告、発進漁場にされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町立浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2314号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 立浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.25' 東経141° 30.41' の点 イ 北緯38° 30.30' 東経141° 30.78' の点 ウ 北緯38° 30.25' 東経141° 30.84' の点 エ 北緯38° 30.23' 東経141° 30.70' の点 オ 北緯38° 30.14' 東経141° 30.72' の点 カ 北緯38° 30.17' 東経141° 30.82' の点 キ 北緯38° 29.76' 東経141° 30.89' の点 ケ 北緯38° 29.74' 東経141° 30.81' の点 コ 北緯38° 29.66' 東経141° 30.84' の点 サ 北緯38° 29.63' 東経141° 30.86' の点	1 ア及びウの点に後間隔別可能な標識を設置しなければならぬ。(光達距離3キロメートル以上とすること) 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、異常發生時の風への報告、発進漁場にされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町立浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2315号	第1種区画漁業	ほか						

公示番号	漁業種類	漁業の名稱	漁業の時期	漁場の位置	備附又は条件	地元地区	存続期間
区第2316号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 立浜地先	1 アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 漁場の管理と保全に關し遵守すべき事項を規定したる場所を定めなければならない。	石巻市雄勝町立浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2317号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 立浜地先	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)夜や垂下式養殖に關して、 発生時の現状の報告、 発生場所とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した る場所を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市雄勝町立浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2318号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 大浜地先	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)夜や垂下式養殖に關して、 発生時の現状の報告、 発生場所とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した る場所を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市雄勝町大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2319号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業 さくらまき小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 大浜地先	1 グの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 漁場の管理と保全に關し遵守すべき事項を規定したる場所を定めなければならない。	石巻市雄勝町大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2320号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 大浜地先	1 デの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光距離3キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式養殖業につては、 次の制限又は条件を付す。 (1)夜や垂下式養殖に關して、 発生場所とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した る場所を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市雄勝町大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2321号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エの点に設置する標識にあつては 光距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市雄勝町小島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2322号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 30.47' , 東経141° 29.75' の点 イ 北緯38° 30.58' , 東経141° 29.83' の点 ウ 北緯38° 30.41' , 東経141° 30.13' の点 エ 北緯38° 30.35' , 東経141° 30.09' の点	石巻市雄勝町小島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間			
区第2323号	第1相区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	1 工の点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 漁場の管理と係合について、(1)運営事項を定めなければならない。	石巻市雄勝町小島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで			
区第2324号	第1相区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.76' , 東経141° 29.24' の点 イ 北緯38° 30.81' , 東経141° 29.29' の点 ウ 北緯38° 30.77' , 東経141° 29.36' の点 エ 北緯38° 30.72' , 東経141° 29.30' の点	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.86' , 東経141° 29.06' の点 イ 北緯38° 30.91' , 東経141° 29.12' の点 ウ 北緯38° 30.82' , 東経141° 29.27' の点 エ 北緯38° 30.77' , 東経141° 29.22' の点	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.99' , 東経141° 28.86' の点 イ 北緯38° 31.11' , 東経141° 28.93' の点 ウ 北緯38° 31.07' , 東経141° 29.00' の点 エ 北緯38° 31.03' , 東経141° 28.96' の点 オ 北緯38° 30.94' , 東経141° 29.09' の点 カ 北緯38° 30.89' , 東経141° 29.03' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)運営事項を定めなければならない。 異常発生時の異常発生時の報告、 発症発場にされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。 ほたて垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)運営事項を定めなければならない。 異常発生時の異常発生時の報告、 発症発場にされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町小島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2325号	第1相区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 明神地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.99' , 東経141° 28.86' の点 イ 北緯38° 31.11' , 東経141° 28.93' の点 ウ 北緯38° 31.07' , 東経141° 29.00' の点 エ 北緯38° 31.13' , 東経141° 28.96' の点 オ 北緯38° 30.94' , 東経141° 29.09' の点 カ 北緯38° 30.89' , 東経141° 29.03' の点	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.09' , 東経141° 28.69' の点 イ 北緯38° 31.14' , 東経141° 28.73' の点 ウ 北緯38° 31.12' , 東経141° 28.78' の点 エ 北緯38° 31.13' , 東経141° 28.81' の点 オ 北緯38° 31.10' , 東経141° 28.86' の点 カ 北緯38° 31.04' , 東経141° 28.81' の点	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)運営事項を定めなければならない。 異常発生時の異常発生時の報告、 発症発場にされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町明神	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2326号	第1相区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 明神地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.21' , 東経141° 28.36' の点 イ 北緯38° 31.24' , 東経141° 28.36' の点 ウ 北緯38° 31.19' , 東経141° 28.66' の点 エ 北緯38° 31.13' , 東経141° 28.62' の点	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)運営事項を定めなければならない。 異常発生時の異常発生時の報告、 発症発場にされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町明神	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで		
区第2327号	第1相区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 雄勝地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.06' , 東経141° 28.30' の点 イ 北緯38° 30.99' , 東経141° 28.19' の点 ウ 北緯38° 31.04' , 東経141° 28.15' の点 エ 北緯38° 31.11' , 東経141° 28.25' の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)運営事項を定めなければならない。 異常発生時の異常発生時の報告、 発症発場にされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町雄勝 店桑	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで		
区第2328号	第1相区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 船戸地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.06' , 東経141° 28.30' の点 イ 北緯38° 30.99' , 東経141° 28.19' の点 ウ 北緯38° 31.04' , 東経141° 28.15' の点 エ 北緯38° 31.11' , 東経141° 28.25' の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)運営事項を定めなければならない。 異常発生時の異常発生時の報告、 発症発場にされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町雄勝 店桑	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで		

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	備附又は条件	地元地区	存続期間	
区第2329号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 唐桑地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.14' 東経141° 28.41' の点 ウ 北緯38° 31.08' 東経141° 28.36' の点 エ 北緯38° 30.93' 東経141° 28.32' の点 オ 北緯38° 30.83' 東経141° 28.72' の点 カ 北緯38° 30.90' 東経141° 28.64' の点 キ 北緯38° 30.91' 東経141° 28.66' の点 ク 北緯38° 31.02' 東経141° 28.52' の点 ケ 北緯38° 31.05' 東経141° 28.55' の点 エ 北緯38° 31.11' 東経141° 28.39' の点	1 イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業について、(1)ほや垂下式養殖業に付して、異常発生時の貝への報告、発症熱場された場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定しなければならない。 (2)貝が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町唐桑 船戸	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2330号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 唐桑地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.98' 東経141° 28.97' の点 イ 北緯38° 30.79' 東経141° 29.02' の点 ウ 北緯38° 30.74' 東経141° 28.90' の点 エ 北緯38° 30.79' 東経141° 28.86' の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業について、(1)ほや垂下式養殖業に付して、異常発生時の貝への報告、発症熱場された場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定しなければならない。 (2)貝が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町唐桑 船戸	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2331号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.73' 東経141° 29.01' の点 イ 北緯38° 30.77' 東経141° 29.05' の点 ウ 北緯38° 30.46' 東経141° 29.39' の点 エ 北緯38° 30.43' 東経141° 29.34' の点	1 及び以下の点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖業に付して、光道距離キロメートル以上とすること。 2 ほや垂下式養殖業について、(1)ほや垂下式養殖業に付して、異常発生時の貝への報告、発症熱場された場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定しなければならない。 (2)貝が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町水浜 船戸	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2332号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.30' 東経141° 29.36' の点 イ 北緯38° 30.40' 東経141° 29.48' の点 ウ 北緯38° 30.30' 東経141° 29.59' の点 エ 北緯38° 30.14' 東経141° 29.40' の点 オ カ 北緯38° 30.18' 東経141° 29.35' の点 北緯38° 30.24' 東経141° 29.43' の点	1 イ及び以下の点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業について、(1)ほや垂下式養殖業に付して、異常発生時の貝への報告、発症熱場された場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定したことを。(2)貝が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町水浜 船戸	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2333号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.08' 東経141° 29.37' の点 イ 北緯38° 30.28' 東経141° 29.62' の点 エ 北緯38° 30.19' 東経141° 29.71' の点 カ 北緯38° 30.01' 東経141° 29.44' の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光道距離3キロメートル以上とすること) 2 ほや垂下式養殖業について、(1)ほや垂下式養殖業に付して、異常発生時の貝への報告、発症熱場された場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定したことを。(2)貝が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町水浜 船戸	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名稱	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2334号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 分浜地先	1 イの点に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 29.96' , 東経141° 29.43' の点 イ 北緯38° 30.17' , 東経141° 29.72' の点 ウ 北緯38° 30.13' , 東経141° 29.77' の点 エ 北緯38° 29.99' , 東経141° 29.69' の点 オ 北緯38° 30.02' , 東経141° 29.59' の点 カ 北緯38° 29.94' , 東経141° 29.53' の点	石巻市雄勝町分浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2335号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 分浜地先	1 ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 発症漁場どされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市雄勝町分浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2336号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 分浜地先	1 ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければ ならない。 (光達距離3キロメートル 以上とする こと。) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 発症漁場どされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市雄勝町分浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2337号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市雄勝町 分浜地先	1 ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 発症漁場どされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市雄勝町分浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の区域	漁業の時刻	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2401号	第1種区画漁業	北陸郡女川町 指ヶ浜地先	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ア ア 北緯38° 28.40' 東経141° 29.76' の点 イ 北緯38° 28.47' 東経141° 29.80' の点 ウ 北緯38° 28.65' 東経141° 30.04' の点 オ 北緯38° 28.63' 東経141° 30.12' の点 カ 北緯38° 28.30' 東経141° 30.17' の点 キ 北緯38° 28.08' 東経141° 30.21' の点 北緯38° 28.04' 東経141° 29.97' の点 北緯38° 28.00' 東経141° 29.75' の点 北緯38° 27.99' 東経141° 29.53' の点 北緯38° 28.10' 東経141° 29.40' の点 サ 北緯38° 28.12' 東経141° 29.39' の点 シ 北緯38° 28.20' 東経141° 29.44' の点	1 エ、オ、カ、キ及びクの点に夜間 漁可可能なキモ類を設置したければ はならない。 標識にあつては光達距離5キロ メートル以上とすること。 2 (ほや)垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ホヤ垂下式養殖漁に関して、 異常発生時の候への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町指ヶ浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2402号	第1種区画漁業	きんざけ小割式養殖業	リ月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.03' 東経141° 29.10' の点 イ 北緯38° 28.04' 東経141° 29.30' の点 ウ 北緯38° 27.98' 東経141° 29.42' の点 エ 北緯38° 27.96' 東経141° 29.21' の点	漁場の管理と保全に際し遵守 すべき事項を規定した場合は 規程を定めなければならない。	女川町指ヶ浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2403号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業	リ月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.95' 東経141° 28.90' の点 イ 北緯38° 28.11' 東経141° 28.85' の点 ウ 北緯38° 28.15' 東経141° 28.94' の点 エ 北緯38° 28.13' 東経141° 28.97' の点 オ カ 北緯38° 28.16' 東経141° 29.06' の点 キ 北緯38° 28.05' 東経141° 29.28' の点 北緯38° 28.04' 東経141° 29.04' の点 北緯38° 27.96' 東経141° 29.18' の点	ほや垂下式養殖漁については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖漁への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町指ヶ浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2404号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業	リ月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.00' 東経141° 28.84' の点 イ 北緯38° 27.86' 東経141° 28.66' の点 ウ 北緯38° 27.86' 東経141° 28.67' の点 エ オ カ 北緯38° 28.00' 東経141° 28.62' の点 キ 北緯38° 28.01' 東経141° 28.69' の点 ク 北緯38° 28.04' 東経141° 28.69' の点 北緯38° 28.07' 東経141° 28.82' の点	漁場の管理と保全に際し遵守 すべき事項を規定した場合は 規程を定めなければならない。	女川町御前浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2405号	第1種区画漁業	きんざけ小割式養殖業	リ月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 27.95' 東経141° 28.69' の点 イ 北緯38° 27.97' 東経141° 28.85' の点 ウ 北緯38° 27.87' 東経141° 28.88' の点 エ 北緯38° 27.86' 東経141° 28.70' の点	ほや垂下式養殖漁については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖漁への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町御前浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2406号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	リ月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 27.80' 東経141° 28.64' の点 イ 北緯38° 27.82' 東経141° 28.64' の点 ウ 北緯38° 27.84' 東経141° 28.68' の点 エ 北緯38° 27.80' 東経141° 28.90' の点	ほや垂下式養殖漁については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖漁への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町御前浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2407号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	社麗郡女川町 尾浦地先	漁場の区域（経緯度値は世界測地系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.84' 東経141° 28.93' の点 イ 北緯38° 27.90' 東経141° 30.02' の点 ウ 北緯38° 27.70' 東経141° 30.10' の点 エ 北緯38° 27.67' 東経141° 30.07' の点 オ 北緯38° 27.71' 東経141° 29.94' の点 カ 北緯38° 27.65' 東経141° 29.66' の点 キ 北緯38° 27.78' 東経141° 29.56' の点 ク 北緯38° 27.79' 東経141° 29.49' の点 コ 北緯38° 27.79' 東経141° 28.94' の点	女川町尾浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2408号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	社麗郡女川町 尾浦地先	1) イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと) 2) ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)まや垂下式養殖業については、 異常発生時の県への報告、 発症池場とされた場合の販賣い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理制度を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町尾浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2409号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	社麗郡女川町 垂水浜地先	1) イ及びガの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 2) ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)まや垂下式養殖業については、 異常発生時の県への報告、 発症池場とされた場合の販賣い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理制度を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町尾浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2410号	第1種区画漁業	ぎんざけ小判式養殖業 にじます小判式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	社麗郡女川町 垂水浜地先	漁場の管理と保全に關し遼守 すべき事項を規定した漁場管理 制度を定めなければならない。	女川町尾浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2411号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	社麗郡女川町 垂水浜地先	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)まや垂下式養殖業については、 異常発生時の県への報告、 発症池場とされた場合の販賣い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理制度を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町尾浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間	
区第2412号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.34' 東経141° 30.33' の点 イ 北緯38° 27.15' 東経141° 30.36' の点 ウ 北緯38° 27.17' 東経141° 30.45' の点 エ 北緯38° 27.08' 東経141° 30.51' の点 オ 北緯38° 26.99' 東経141° 30.46' の点 カ 北緯38° 27.02' 東経141° 30.36' の点 キ 北緯38° 26.93' 東経141° 30.29' の点 ク 北緯38° 26.96' 東経141° 30.21' の点 ケ 北緯38° 27.00' 東経141° 30.16' の点 コ 北緯38° 27.19' 東経141° 30.13' の点 北緯38° 27.17' 東経141° 30.03' の点 シ 北緯38° 27.11' 東経141° 30.04' の点 ス 北緯38° 27.02' 東経141° 29.94' の点 セ 北緯38° 27.20' 東経141° 30.24' の点 ソ 北緯38° 27.31' 東経141° 30.24' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に付して、 発症漁場とされた場合の販扱い など遵守すべき項目を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町尾浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2413号	第1種区画漁業	ぎんざけ小判式養殖業 にじます小判式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 27.17' 東経141° 30.46' の点 イ 北緯38° 27.34' 東経141° 30.34' の点 ウ 北緯38° 27.36' 東経141° 30.43' の点 エ 北緯38° 27.21' 東経141° 30.51' の点	漁場の管理と保全に則り、遵守 すべき事項を規定した漁場管理 規程を定めなければならない。	女川町尾浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2414号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 27.36' 東経141° 30.46' の点 イ 北緯38° 27.39' 東経141° 30.58' の点 ウ 北緯38° 27.18' 東経141° 30.68' の点 エ 北緯38° 27.22' 東経141° 30.54' の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しないばならぬ。 (光達距離3キロメートル以上とする) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に付して、 発症漁場とされた場合の販扱い など遵守すべき項目を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町尾浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2415号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.04' 東経141° 30.68' の点 イ 北緯38° 27.13' 東経141° 30.71' の点 ウ 北緯38° 27.05' 東経141° 30.74' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に付して、 発症漁場とされた場合の販扱い など遵守すべき項目を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2416号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.90' 東経141° 30.78' の点 イ 北緯38° 26.52' 東経141° 30.59' の点 ウ 北緯38° 26.60' 東経141° 30.56' の点 エ オ 北緯38° 26.81' 東経141° 30.66' の点 カ 北緯38° 26.85' 東経141° 30.56' の点 北緯38° 26.95' 東経141° 30.63' の点	1 ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に付して、 発症漁場とされた場合の販扱い など遵守すべき項目を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（緯度経度値は世界地図系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2417号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.61' , 東経141° 30.15' の点 イ 北緯38° 26.68' , 東経141° 30.45' の点 ウ 北緯38° 26.45' , 東経141° 30.55' の点 エ 北緯38° 26.24' , 東経141° 30.45' の点 オ 北緯38° 26.20' , 東経141° 30.30' の点 カ 北緯38° 26.38' , 東経141° 30.22' の点	1 エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする) 2 もや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)もや垂下式養殖業に關して、異常発生時の県への報告、発端燃焼された場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2418号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.52' , 東経141° 29.81' の点 イ 北緯38° 26.59' , 東経141° 30.09' の点 ウ 北緯38° 26.48' , 東経141° 30.12' の点 エ 北緯38° 26.47' , 東経141° 30.05' の点 オ 北緯38° 26.38' , 東経141° 30.06' の点 イ 北緯38° 26.39' , 東経141° 30.10' の点 キ 北緯38° 26.35' , 東経141° 30.15' の点 ク 北緯38° 26.32' , 東経141° 30.17' の点 ケ 北緯38° 26.16' , 東経141° 30.18' の点 コ 北緯38° 26.07' , 東経141° 29.86' の点 サ 北緯38° 26.18' , 東経141° 29.78' の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)もや垂下式養殖業に關して、異常発生時の県への報告、発端燃焼された場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2419号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦アブツ 浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.31' , 東経141° 29.33' の点 イ 北緯38° 26.40' , 東経141° 29.35' の点 ウ 北緯38° 26.39' , 東経141° 29.54' の点 エ 北緯38° 26.33' , 東経141° 29.54' の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)もや垂下式養殖業に關して、異常発生時の県への報告、発端燃焼された場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2420号	第1種区画漁業	ぎんざけ小判式養殖業 にじます小判式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦アブツ 浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.23' , 東経141° 29.33' の点 イ 北緯38° 26.28' , 東経141° 29.33' の点 ウ 北緯38° 26.30' , 東経141° 29.54' の点 エ 北緯38° 26.25' , 東経141° 29.54' の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする) 2 もや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)もや垂下式養殖業に關して、異常発生時の県への報告、発端燃焼された場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2421号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.21' , 東経141° 29.54' の点 イ 北緯38° 26.01' , 東経141° 29.36' の点 ウ 北緯38° 25.99' , 東経141° 29.34' の点 エ 北緯38° 26.20' , 東経141° 29.31' の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)もや垂下式養殖業に關して、異常発生時の県への報告、発端燃焼された場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2422号	第1種区画漁業	ぎんざけ小判式養殖業 にじます小判式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.32' , 東経141° 29.14' の点 イ 北緯38° 26.36' , 東経141° 29.22' の点 エ 北緯38° 26.40' , 東経141° 29.23' の点 オ 北緯38° 26.31' , 東経141° 29.27' の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)もや垂下式養殖業に關して、異常発生時の県への報告、発端燃焼された場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2423号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	漁場の区域（経緯度数値は世界地図による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.29' , 東経141° 29.16' の点 イ 北緯38° 26.28' , 東経141° 29.26' の点 ウ 北緯38° 26.21' , 東経141° 29.25' の点 エ 北緯38° 26.21' , 東経141° 29.22' の点	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2424号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.03' , 東経141° 29.00' の点 イ 北緯38° 26.17' , 東経141° 28.99' の点 ウ 北緯38° 26.18' , 東経141° 29.15' の点 エ 北緯38° 26.13' , 東経141° 29.15' の点 オ オ 北緯38° 26.10' , 東経141° 29.12' の点 カ 北緯38° 26.03' , 東経141° 29.12' の点	女川町竹浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2425号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.04' , 東経141° 28.88' の点 イ 北緯38° 26.15' , 東経141° 28.87' の点 ウ 北緯38° 26.14' , 東経141° 28.95' の点 エ 北緯38° 26.02' , 東経141° 28.96' の点	女川町桐ヶ崎	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2426号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.27' , 東経141° 28.73' の点 イ 北緯38° 26.30' , 東経141° 28.81' の点 ウ 北緯38° 26.19' , 東経141° 28.87' の点 エ 北緯38° 26.18' , 東経141° 28.81' の点 オ オ 北緯38° 26.06' , 東経141° 28.76' の点 カ 北緯38° 26.08' , 東経141° 28.88' の点	女川町桐ヶ崎	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2427号	第1種区画漁業	ぎんざけ小剣式養殖業 にじます小剣式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.28' , 東経141° 28.53' の点 イ 北緯38° 26.27' , 東経141° 28.65' の点 ウ 北緯38° 26.22' , 東経141° 28.64' の点 エ 北緯38° 26.20' , 東経141° 28.64' の点 オ オ 北緯38° 26.12' , 東経141° 28.61' の点 カ カ 北緯38° 26.22' , 東経141° 28.49' の点 キ キ 北緯38° 26.24' , 東経141° 28.53' の点 ク ク 北緯38° 26.24' , 東経141° 28.52' の点	女川町桐ヶ崎	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時刻	漁場の位置	漁場の区域（緯経度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2428号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ケ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ、 ス、セ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 26.38' , 東経141° 28.41' の点 イ 北緯38° 26.38' , 東経141° 28.44' の点 ウ 北緯38° 26.33' , 東経141° 28.45' の点 エ 北緯38° 26.29' , 東経141° 28.49' の点 オ 北緯38° 26.24' , 東経141° 28.48' の点 カ 北緯38° 26.23' , 東経141° 28.49' の点 キ 北緯38° 26.19' , 東経141° 28.48' の点 ク 北緯38° 26.13' , 東経141° 28.46' の点 ケ 北緯38° 26.19' , 東経141° 28.48' の点 コ 北緯38° 26.32' , 東経141° 28.17' の点 サ 北緯38° 26.33' , 東経141° 28.27' の点 シ 北緯38° 26.35' , 東経141° 28.31' の点 ス 北緯38° 26.39' , 東経141° 28.32' の点 セ 北緯38° 26.39' , 東経141° 28.37' の点	女川町桐ヶ崎	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2429号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 えむし垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 石浜崎山崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.22' , 東経141° 27.96' の点 イ 北緯38° 26.30' , 東経141° 28.06' の点 ウ 北緯38° 26.29' , 東経141° 28.13' の点 エ 北緯38° 26.19' , 東経141° 28.14' の点	女川町石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2430号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 石浜崎山崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.48' , 東経141° 27.74' の点 イ 北緯38° 26.52' , 東経141° 27.80' の点 ウ 北緯38° 26.41' , 東経141° 27.90' の点 エ 北緯38° 26.37' , 東経141° 27.86' の点 オ 北緯38° 26.35' , 東経141° 27.81' の点	女川町石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2431号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 えむし垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 小浜浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.25' , 東経141° 27.51' の点 イ 北緯38° 26.30' , 東経141° 27.55' の点 ウ 北緯38° 26.24' , 東経141° 27.68' の点 エ 北緯38° 26.17' , 東経141° 27.62' の点	女川町小浜浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2432号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 えむし垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 小浜浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.04' , 東経141° 27.79' の点 イ 北緯38° 26.12' , 東経141° 27.83' の点 ウ 北緯38° 26.11' , 東経141° 27.87' の点 エ 北緯38° 26.02' , 東経141° 27.80' の点	女川町小浜浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2433号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 高浜浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 25.92' , 東経141° 27.93' の点 イ 北緯38° 26.03' , 東経141° 28.02' の点 ウ 北緯38° 26.36' , 東経141° 28.12' の点 エ 北緯38° 25.87' , 東経141° 28.02' の点	女川町高浜浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界地図による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2434号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 （ほたて垂下式養殖業）	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 高浜漁港先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.69' , 東経141° 28.16' の点 イ 北緯38° 25.62' , 東経141° 28.26' の点 ウ 北緯38° 25.52' , 東経141° 28.05' の点 エ 北緯38° 25.59' , 東経141° 27.96' の点 オ カ 北緯38° 25.66' , 東経141° 28.06' の点 ア 北緯38° 25.64' , 東経141° 28.11' の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業についての報告、発送漁場とされた場合の販取いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)男が行う調査に協力しなければならない。	女川町高浜漁	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2435号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 高浜漁港先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.70' , 東経141° 28.14' の点 イ 北緯38° 25.66' , 東経141° 28.11' の点 ウ 北緯38° 25.70' , 東経141° 28.06' の点 エ 北緯38° 25.74' , 東経141° 28.10' の点	漁場の管理と保全に関する遼守規程を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	女川町高浜漁	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2436号	第1種区画漁業	わかれ養殖業 （ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業）	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 高浜漁港先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.84' , 東経141° 28.05' の点 イ 北緯38° 25.87' , 東経141° 28.16' の点 ウ 北緯38° 25.77' , 東経141° 28.53' の点 エ 北緯38° 25.60' , 東経141° 28.38' の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な機器を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖業3キロメートル以上とする 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業についての報告、異常発生時の具への報告、発送漁場とされた場合の販取いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)男が行う調査に協力しなければならない。	女川町高浜漁	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2437号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦漁港先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.35' , 東経141° 28.44' の点 イ 北緯38° 25.71' , 東経141° 28.36' の点 ウ 北緯38° 25.19' , 東経141° 28.73' の点 エ オ 北緯38° 25.43' , 東経141° 28.50' の点	ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業についての報告、異常発生時の具への報告、発送漁場とされた場合の販取いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)男が行う調査に協力しなければならない。	女川町横浦漁	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2438号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 （ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業）	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦黒浜港先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.11' , 東経141° 28.57' の点 イ 北緯38° 25.05' , 東経141° 28.77' の点 ウ 北緯38° 24.76' , 東経141° 28.86' の点 エ オ カ 北緯38° 24.65' , 東経141° 28.69' の点 キ ク 北緯38° 24.44' , 東経141° 28.58' の点 ケ 北緯38° 24.34' , 東経141° 28.67' の点 北緯38° 24.43' , 東経141° 28.61' の点 北緯38° 24.73' , 東経141° 28.56' の点	1 ウの点に夜間識別可能な機器を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業についての報告、異常発生時の具への報告、発送漁場とされた場合の販取いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)男が行う調査に協力しなければならない。	女川町横浦漁	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2439号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦黒浜港先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.49' , 東経141° 28.63' の点 イ 北緯38° 24.63' , 東経141° 28.72' の点 ウ 北緯38° 24.60' , 東経141° 28.78' の点 エ 北緯38° 24.46' , 東経141° 28.65' の点	漁場の管理と保全に関する遼守規程を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	女川町横浦漁	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の位置	漁業の時期	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2440号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	牟鹿郡女川町 大石原地先	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とすること) 2 渔場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	女川町大石原	平成34年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2441号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	牡鹿郡女川町 大石原地先	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	ほや垂下式養殖業については、 次の順に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 23.85' , 東経141° 28.44' の点 イ 北緯38° 24.25' , 東経141° 28.47' の点 ウ 北緯38° 24.28' , 東経141° 28.57' の点 エ 北緯38° 24.25' , 東経141° 28.54' の点	女川町大石原	平成34年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2442号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	牡鹿郡女川町 野々浜地先	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	ほたて垂下式養殖業については、 次の順に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 24.05' , 東経141° 28.35' の点 イ 北緯38° 24.01' , 東経141° 28.45' の点 ウ 北緯38° 24.22' , 東経141° 28.52' の点 エ 北緯38° 24.15' , 東経141° 28.46' の点 カ 北緯38° 24.14' , 東経141° 28.43' の点	女川町野々浜	平成34年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2443号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	牡鹿郡女川町 野々浜地先	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	ほたて垂下式養殖業については、 次の順に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 23.91' , 東経141° 28.40' の点 イ 北緯38° 23.83' , 東経141° 28.46' の点 ウ 北緯38° 23.72' , 東経141° 28.43' の点 エ 北緯38° 23.68' , 東経141° 28.35' の点 オ 北緯38° 23.65' , 東経141° 28.30' の点 カ 北緯38° 23.73' , 東経141° 28.27' の点	女川町野々浜	平成34年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2444号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	ほたて垂下式養殖業については、 次の順に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 24.00' , 東経141° 28.61' の点 イ 北緯38° 23.95' , 東経141° 28.61' の点 ウ 北緯38° 23.86' , 東経141° 28.53' の点 エ 北緯38° 23.91' , 東経141° 28.48' の点 オ 北緯38° 23.86' , 東経141° 28.51' の点 カ 北緯38° 23.85' , 東経141° 28.50' の点 シ 北緯38° 23.93' , 東経141° 28.43' の点	女川町飯子浜	平成34年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2445号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業 さば小割式養殖業	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	ぎんざけ小割式養殖業については、 次の順に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 24.41' , 東経141° 28.88' の点 イ 北緯38° 24.36' , 東経141° 28.95' の点 ウ 北緯38° 24.18' , 東経141° 28.97' の点 エ 北緯38° 24.26' , 東経141° 28.75' の点 オ オ	女川町飯子浜	平成34年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2446号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	ほたて垂下式養殖業については、 次の順に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 24.15' , 東経141° 28.81' の点 イ 北緯38° 24.35' , 東経141° 28.97' の点 ウ 北緯38° 24.29' , 東経141° 29.03' の点 エ 北緯38° 24.14' , 東経141° 28.97' の点 オ 北緯38° 24.06' , 東経141° 28.85' の点	女川町飯子浜	平成34年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間	
区第2447号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯坂地先	西に相げる点をア,イ,ウ,エ,オ,カ、アの順に結んだ直線によって 西に相げる点をア,イ,ウ,エ,オ,カ、アの順に結んだ直線によって 北緯38° 24.43' , 東経141° 28.92' の点 ア 北緯38° 24.56' , 東経141° 29.02' の点 ウ 北緯38° 24.37' , 東経141° 29.30' の点 エ 北緯38° 24.35' , 東経141° 29.29' の点 オ 北緯38° 24.33' , 東経141° 29.19' の点 カ 北緯38° 24.27' , 東経141° 29.13' の点	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	女川町飯坂子浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2448号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 塚原地先	西に相げる点をア,イ,ウ,エ,オ,カ、アの順に結んだ直線によって 西に相げる点をア,イ,ウ,エ,オ,カ、アの順に結んだ直線によって 北緯38° 24.83' , 東経141° 29.25' の点 ア 北緯38° 24.69' , 東経141° 29.45' の点 イ 北緯38° 24.51' , 東経141° 29.27' の点 ウ 北緯38° 24.52' , 東経141° 29.21' の点 エ 北緯38° 24.57' , 東経141° 29.21' の点 オ 北緯38° 24.49' , 東経141° 29.13' の点 カ 北緯38° 24.56' , 東経141° 29.02' の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 2 やや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に開して、 異常発生時等の場合の報告、 発症発場された場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)現行行う調査に協力しなければ ならない。	女川町塚原	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2449号	第1種区画漁業	ぎんざけ小判式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 塚原地先	西に相げる点をア,イ,ウ,エ,オ,アの順に結んだ直線によって開まれた 区域	漁場の管理と保全に則し遅延 すべき事項を規定した漁場管理 規程を定めなければならない。	女川町塚原	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2450号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 塚原地先	西に相げる点をア,イ,ウ,エ,オ,アの順に結んだ直線によって開まれた 区域	1 ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない、 こと。) 2 やや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に開して、 異常発生時等の場合の報告、 発症発場された場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)現行行う調査に協力しなければ ならない。	女川町塚原	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2451号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 小屋取地先	西に相げる点をア,イ,ウ,エ,オ,アの順に結んだ直線によって 西に相げる点をア,イ,ウ,エ,オ,アの順に結んだ直線によって 北緯38° 24.38' , 東経141° 30.47' の点 ア 北緯38° 24.44' , 東経141° 30.54' の点 ウ 北緯38° 24.72' , 東経141° 30.80' の点 エ 北緯38° 24.55' , 東経141° 31.07' の点 オ 北緯38° 24.21' , 東経141° 30.74' の点	1 ア及びイの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 2 やや垂下式養殖業については、 異常発生時等の場合の報告、 発症発場された場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)現行行う調査に協力しなければ ならない。	女川町 塚原, 小屋取	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2452号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 浦崎地先	西に相げる点をア,イ,ウ,エ,オ,アの順に結んだ直線によって開まれた 区域	1 やや垂下式養殖業については、 異常発生時等の場合の報告、 発症発場された場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)現行行う調査に協力しなければ ならない。	女川町 浦宿, 大沢, 鈴浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2453号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 大沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.95' , 東経141° 25.06' の点 イ 北緯38° 25.51' , 東経141° 25.04' の点 ウ 北緯38° 25.83' , 東経141° 24.44' の点 エ オ 北緯38° 25.72' , 東経141° 23.91' の点 カ 北緯38° 25.86' , 東経141° 23.95' の点 キ 北緯38° 25.91' , 東経141° 24.11' の点 ク 北緯38° 25.90' , 東経141° 24.54' の点	女川町 浦宿、大沢、針浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2454号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 針浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.53' , 東経141° 23.87' の点 イ 北緯38° 25.69' , 東経141° 24.32' の点 ウ 北緯38° 25.71' , 東経141° 24.54' の点 オ カ 北緯38° 25.54' , 東経141° 25.01' の点 キ 北緯38° 25.80' , 東経141° 24.65' の点 ク 北緯38° 25.62' , 東経141° 24.60' の点 コ 北緯38° 25.59' , 東経141° 24.29' の点 エ 北緯38° 25.24' , 東経141° 23.95' の点 コ 北緯38° 25.28' , 東経141° 23.81' の点	女川町 浦宿	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2455号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島小名計熊 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 28.51' , 東経141° 30.78' の点 イ 北緯38° 28.50' , 東経141° 30.98' の点 ウ 北緯38° 28.05' , 東経141° 30.70' の点 エ 北緯38° 28.09' , 東経141° 30.61' の点	1 ア及びエの点に夜間識別可能な標識を 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと) 2 (ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に因して、 異常発生時の風への報告、 発症然湯とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2456号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島宇ノ島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 27.78' , 東経141° 30.66' の点 イ 北緯38° 27.95' , 東経141° 30.63' の点 ウ 北緯38° 27.87' , 東経141° 30.89' の点 エ 北緯38° 27.78' , 東経141° 30.83' の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと) 2 (ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に因して、 異常発生時の風への報告、 発症然湯とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2457号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.70' , 東経141° 30.67' の点 イ 北緯38° 27.72' , 東経141° 30.88' の点 ウ 北緯38° 27.61' , 東経141° 30.83' の点 エ 北緯38° 27.58' , 東経141° 30.83' の点 オ 北緯38° 27.57' , 東経141° 30.83' の点 カ 北緯38° 27.52' , 東経141° 30.78' の点 キ 北緯38° 27.54' , 東経141° 30.73' の点 ク 北緯38° 27.51' , 東経141° 30.70' の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 2 (ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に因して、 異常発生時の風への報告、 発症然湯とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（総面積数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2458号	第1種区画漁業	ほや垂下式漁業 ほたて垂下式漁業 かき垂下式漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 27.32' , 東経141° 30.93' の点 イ 北緯38° 27.38' , 東経141° 30.76' の点 ウ 北緯38° 27.47' , 東経141° 30.72' の点 エ 北緯38° 27.49' , 東経141° 30.95' の点	1 ア及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (ゲの点に設置する標識にあっては 光遮断距離キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式養殖業については、 (1)ほや垂下式漁業とされた場合の取扱い を規定する規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2459号	第1種区画漁業	ほや垂下式漁業 ほたて垂下式漁業 かき垂下式漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 27.27' , 東経141° 30.97' の点 イ 北緯38° 27.35' , 東経141° 31.03' の点 ウ 北緯38° 27.33' , 東経141° 31.10' の点 エ 北緯38° 27.23' , 東経141° 31.07' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式漁業に關して、 異常発生時の魚への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い を規定する規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2460号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式漁業 にじます小割式漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 27.19' , 東経141° 30.92' の点 イ 北緯38° 27.25' , 東経141° 30.95' の点 ウ 北緯38° 27.20' , 東経141° 31.08' の点 エ 北緯38° 27.18' , 東経141° 31.04' の点 オ 北緯38° 27.15' , 東経141° 31.05' の点 カ 北緯38° 27.14' , 東経141° 31.05' の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光遮断距離3キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式漁業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式漁業に關して、 異常発生時の魚への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い を規定する規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2461号	第1種区画漁業	ほや垂下式漁業 かき垂下式漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.13' , 東経141° 30.88' の点 イ 北緯38° 27.15' , 東経141° 30.90' の点 ウ 北緯38° 27.13' , 東経141° 30.96' の点 エ 北緯38° 27.11' , 東経141° 30.95' の点 オ オ 北緯38° 27.08' , 東経141° 31.03' の点 カ 北緯38° 27.05' , 東経141° 31.02' の点 キ 北緯38° 27.08' , 東経141° 30.91' の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光遮断距離3キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式漁業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式漁業に關して、 異常発生時の魚への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い を規定する規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2462号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式漁業 にじます小割式漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島山下浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.84' , 東経141° 31.04' の点 イ 北緯38° 26.94' , 東経141° 31.04' の点 ウ 北緯38° 26.92' , 東経141° 31.09' の点 エ 北緯38° 26.85' , 東経141° 31.10' の点	1 ア及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光遮断距離3キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式漁業については、 (1)ほや垂下式漁業に關して、 異常発生時の魚への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い を規定する規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2463号	第1種区画漁業	ほや垂下式漁業 かき垂下式漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島山下浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.99' , 東経141° 30.93' の点 イ 北緯38° 26.95' , 東経141° 31.01' の点 ウ 北緯38° 26.57' , 東経141° 31.04' の点 エ 北緯38° 26.57' , 東経141° 30.95' の点	1 ア及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光遮断距離3キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式漁業については、 (1)ほや垂下式漁業に關して、 異常発生時の魚への報告、 発症漁場とされた場合の取扱い を規定する規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2464号	第1種区画漁業	かき下式養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島別当浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域。 ア 北緯38° 26.52' , 東経141° 31.05' の点 イ 北緯38° 26.58' , 東経141° 31.13' の点 ウ 北緯38° 26.26' , 東経141° 30.99' の点 エ 北緯38° 26.27' , 東経141° 30.94' の点 オ 北緯38° 26.52' , 東経141° 30.94' の点	1 エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に開して、 異常発生時の具への報告、 発症漁場とされた場合はの販売、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理制度を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2465号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島四子崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって開まれた 区域。 ア 北緯38° 26.04' , 東経141° 31.70' の点 イ 北緯38° 25.94' , 東経141° 31.63' の点 ウ 北緯38° 26.00' , 東経141° 31.12' の点 エ 北緯38° 26.16' , 東経141° 31.40' の点	1 オ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に開して、 異常発生時の具への報告、 発症漁場とされた場合はの販売、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理制度を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2466号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島神合見 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって開まれた 区域。 ア 北緯38° 25.96' , 東経141° 32.11' の点 イ 北緯38° 26.19' , 東経141° 32.20' の点 ウ 北緯38° 26.02' , 東経141° 32.60' の点 エ 北緯38° 25.88' , 東経141° 32.36' の点	1 ア、及びエの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に開して、 異常発生時の具への報告、 発症漁場とされた場合はの販売、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理制度を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2467号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 出島寺前崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって開まれた 区域。 ア 北緯38° 26.61' , 東経141° 32.25' の点 イ 北緯38° 26.48' , 東経141° 32.43' の点 ウ 北緯38° 26.45' , 東経141° 32.38' の点 エ 北緯38° 26.57' , 東経141° 32.20' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に開して、 異常発生時の具への報告、 発症漁場とされた場合はの販売、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理制度を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2468号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島寺前崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって開まれた 区域。 ア 北緯38° 27.09' , 東経141° 32.43' の点 イ 北緯38° 27.15' , 東経141° 32.43' の点 ウ 北緯38° 26.81' , 東経141° 32.62' の点 エ 北緯38° 26.75' , 東経141° 32.44' の点	1 オ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上とする こと) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に開して、 異常発生時の具への報告、 発症漁場とされた場合はの販売、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理制度を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（総面積数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2469号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 轟島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.42' , 東経141° 31.67' の点 イ 北緯38° 28.41' , 東経141° 31.76' の点 ウ 北緯38° 28.16' , 東経141° 32.34' の点 エ 北緯38° 27.68' , 東経141° 32.45' の点 オ 北緯38° 27.50' , 東経141° 32.03' の点 カ 北緯38° 27.80' , 東経141° 31.84' の点 キ 北緯38° 27.98' , 東経141° 31.46' の点	1 イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業についての報告、 異常発生時の貝への報告、 発症漁場とされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)男が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2470号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 鬼門沙門島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.57' , 東経141° 30.97' の点 イ 北緯38° 28.54' , 東経141° 31.15' の点 エ 北緯38° 28.40' , 東経141° 31.11' の点 カ 北緯38° 28.43' , 東経141° 30.93' の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖業については、 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業についての報告、 異常発生時の貝への報告、 発症漁場とされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)男が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2471号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 江島水ノ平 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.90' , 東経141° 36.16' の点 イ 北緯38° 23.89' , 東経141° 35.20' の点 ウ 北緯38° 23.85' , 東経141° 35.18' の点 エ 北緯38° 23.81' , 東経141° 35.27' の点 オ 北緯38° 23.83' , 東経141° 35.28' の点 カ 北緯38° 23.82' , 東経141° 35.48' の点 キ 北緯38° 23.72' , 東経141° 35.48' の点 ク 北緯38° 23.67' , 東経141° 35.33' の点 コ 北緯38° 23.57' , 東経141° 34.89' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業についての報告、 異常発生時の貝への報告、 発症漁場とされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)男が行う調査に協力しなければならない。	女川町江島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2472号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	牡鹿郡女川町 江島水ノ平 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.59' , 東経141° 35.58' の点 イ 北緯38° 23.49' , 東経141° 35.68' の点 ウ 北緯38° 23.37' , 東経141° 35.49' の点 エ 北緯38° 23.41' , 東経141° 35.46' の点 オ 北緯38° 23.53' , 東経141° 35.46' の点	1 ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業についての報告、 異常発生時の貝への報告、 発症漁場とされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)男が行う調査に協力しなければならない。	女川町江島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2501号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市寄磯浜 内立地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.34' , 東経141° 31.66' の点 イ 北緯38° 24.17' , 東経141° 31.53' の点 ウ 北緯38° 24.31' , 東経141° 31.19' の点 エ 北緯38° 24.50' , 東経141° 31.23' の点	1 ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業についての報告、 異常発生時の貝への報告、 発症漁場とされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)男が行う調査に協力しなければならない。	石巻市寄磯浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界地図系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2502号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市前網浜 寺ノ下先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.11' , 東経141° 31.41' の点 ウ 北緯38° 22.82' , 東経141° 31.55' の点 エ 北緯38° 22.79' , 東経141° 31.96' の点 オ 北緯38° 23.10' , 東経141° 32.38' の点 カ 北緯38° 23.04' , 東経141° 32.45' の点 キ 北緯38° 22.50' , 東経141° 31.91' の点 ヲ 北緯38° 22.77' , 東経141° 31.13' の点	1 カ、キ及びクの点に後間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 (先達距離3キロメートル以上とする こと) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 異常発生時の県への報告、 発症燃場された場合の販扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市前網浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2503号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市前網浜 田鳥浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 24.24' , 東経141° 30.87' の点 イ 北緯38° 24.30' , 東経141° 30.95' の点 ウ 北緯38° 24.22' , 東経141° 31.19' の点 エ 北緯38° 24.13' , 東経141° 31.15' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)常温養生時の県への報告、 発症燃場された場合の販扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市前網浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2504号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市前網浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 23.43' , 東経141° 31.22' の点 イ 北緯38° 22.71' , 東経141° 31.09' の点 エ 北緯38° 22.73' , 東経141° 30.67' の点 カ 北緯38° 23.07' , 東経141° 30.81' の点 オ 北緯38° 23.06' , 東経141° 30.95' の点 北緯38° 23.15' , 東経141° 31.05' の点	1 イ及びガの点に後間識別可能な 標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)常温養生時の県への報告、 発症燃場された場合の販扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市前網浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2505号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市前網浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 23.30' , 東経141° 30.86' の点 イ 北緯38° 23.28' , 東経141° 30.93' の点 ウ 北緯38° 23.21' , 東経141° 30.90' の点 エ 北緯38° 23.23' , 東経141° 30.83' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)常温養生時の県への報告、 発症燃場された場合の販扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市前網浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2506号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市前網浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.32' , 東経141° 30.56' の点 イ 北緯38° 23.25' , 東経141° 30.76' の点 ウ 北緯38° 22.72' , 東経141° 30.56' の点 エ 北緯38° 22.73' , 東経141° 30.48' の点 オ 北緯38° 22.90' , 東経141° 30.34' の点	1 ウの点に後間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (先達距離3キロメートル以上とする こと) 2 ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)常温養生時の県への報告、 発症燃場された場合の販扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市前網浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2507号	第1種区画漁業	ほや垂下式漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市飯浦 地先	1 クジベイの点に縫合識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式漁業について、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式漁業について、異常発生時の魚への報告、発症漁場にされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)川が行う調査に協力しなければならない。	石巻市飯浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2508号	第1種区画漁業	ほたて垂下式漁業 ほや垂下式漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市飯浦 地先	1 ヴィの点に縫合識別可能な標識を設置しなければならぬ。 2 ほや垂下式漁業について、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式漁業について、異常発生時の魚への報告、発症漁場にされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)川が行う調査に協力しなければならない。	石巻市飯浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2509号	第1種区画漁業	かき垂下式漁業 ほや垂下式漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	1 王の点に縫合識別可能な標識を設置しなければならぬ。 2 ほや垂下式漁業について、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式漁業について、異常発生時の魚への報告、発症漁場にされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)川が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2510号	第1種区画漁業	かき垂下式漁業 ほや垂下式漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	1 ヴィ及びエの点に縫合識別可能な標識を設置しなければならぬ。 2 ほや垂下式漁業について、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式漁業について、異常発生時の魚への報告、発症漁場にされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)川が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2511号	第1種区画漁業	ほや垂下式漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	1 ほや垂下式漁業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式漁業について、異常発生時の魚への報告、発症漁場にされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)川が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2512号	第1種区画漁業	ほや垂下式漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	2 ほや垂下式漁業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式漁業について、異常発生時の魚への報告、発症漁場にされた場合の販扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)川が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2513号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線上によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.32' , 東経141° 29.78' の点 イ 北緯38° 22.47' , 東経141° 29.80' の点 ウ 北緯38° 22.46' , 東経141° 29.92' の点 エ 北緯38° 22.31' , 東経141° 29.92' の点	1 イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に開して、異常発生時の異への報告、発症並揚とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2514号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線上によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.36' , 東経141° 30.12' の点 イ 北緯38° 22.16' , 東経141° 30.05' の点 ウ 北緯38° 22.19' , 東経141° 29.87' の点 エ オ 北緯38° 22.23' , 東経141° 29.89' の点 カ 北緯38° 22.24' , 東経141° 30.04' の点 オ 北緯38° 22.37' , 東経141° 30.07' の点	ほや垂下式養殖業については、(1)ほや垂下式養殖に開して、異常発生時の異への報告、発症並揚とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2515号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線上によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.41' , 東経141° 29.98' の点 イ 北緯38° 22.54' , 東経141° 29.99' の点 ウ 北緯38° 22.57' , 東経141° 31.16' の点 エ 北緯38° 22.37' , 東経141° 30.99' の点 オ 北緯38° 22.43' , 東経141° 30.06' の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 (2)の点に設置する標識にあつては光道距離キロメートル以上とすること。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に開して、異常発生時の異への報告、発症並揚とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2516号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市鰐金崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線上によって開まれた区域 ア 北緯38° 21.84' , 東経141° 32.21' の点 イ 北緯38° 21.59' , 東経141° 31.54' の点 ウ 北緯38° 22.17' , 東経141° 31.25' の点 エ 北緯38° 22.30' , 東経141° 31.04' の点 カ 北緯38° 22.49' , 東経141° 31.34' の点 キ 北緯38° 22.34' , 東経141° 31.73' の点 オ 北緯38° 22.09' , 東経141° 31.97' の点	1 ア、カ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市泊浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2517号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市泊浜 山王島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線上によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.37' , 東経141° 31.95' の点 イ 北緯38° 21.45' , 東経141° 32.11' の点 ウ 北緯38° 21.11' , 東経141° 32.29' の点 エ 北緯38° 20.75' , 東経141° 32.30' の点 オ 北緯38° 20.74' , 東経141° 32.07' の点	1 イ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 (2)の点に設置する標識にあつては光道距離キロメートル以上とすること。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖に開して、異常発生時の異への報告、発症並揚とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市泊浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2518号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市鯨川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.56' 東経141° 30.35' の点 イ 北緯38° 17.53' 東経141° 30.47' の点 ウ 北緯38° 16.95' 東経141° 30.47' の点 エ 北緯38° 16.95' 東経141° 30.20' の点 オ 北緯38° 17.22' 東経141° 30.23' の点 カ 北緯38° 17.21' 東経141° 30.35' の点	1 エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光距離3キロメートル以上とすること) 2 漁場の管理と保全に關し遵守すべき事項を規定した漁場管理制度を定めなければならない。	石巻市鯨川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2519号	第1種区画漁業	ぎんざけ小判式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市鯨川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.55' 東経141° 30.28' の点 イ 北緯38° 17.56' 東経141° 30.35' の点 ウ 北緯38° 17.23' 東経141° 30.34' の点 エ 北緯38° 17.23' 東経141° 30.24' の点	1 ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光距離3キロメートル以上とすること) 2 漁場の管理と保全に關し遵守すべき事項を規定した漁場管理制度を定めなければならない。	石巻市鯨川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2520号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市鯨川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.59' 東経141° 29.96' の点 イ 北緯38° 17.67' 東経141° 30.10' の点 ウ 北緯38° 17.62' 東経141° 30.13' の点 エ 北緯38° 17.53' 東経141° 29.95' の点	1 エ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 漁場の管理と保全に關し遵守すべき事項を規定した漁場管理制度を定めなければならない。	石巻市鯨川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2521号	第1種区画漁業	ぎんざけ小判式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市鯨川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.60' 東経141° 30.15' の点 イ 北緯38° 17.56' 東経141° 30.17' の点 ウ 北緯38° 17.48' 東経141° 30.00' の点 エ 北緯38° 17.51' 東経141° 29.98' の点	1 エ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 漁場の管理と保全に關し遵守すべき事項を規定した漁場管理制度を定めなければならない。	石巻市鯨川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2522号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市鯨川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.52' 東経141° 29.96' の点 イ 北緯38° 17.46' 東経141° 29.98' の点 ウ 北緯38° 17.46' 東経141° 29.85' の点 エ 北緯38° 17.46' 東経141° 29.83' の点	1 ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光距離3キロメートル以上とすること)	石巻市鯨川浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2523号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市十八成浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.52' 東経141° 29.39' の点 イ 北緯38° 17.38' 東経141° 29.26' の点 ウ 北緯38° 18.28' 東経141° 29.44' の点 エ 北緯38° 18.20' 東経141° 29.64' の点	1 エ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業について、(1)設置位置又は条件を付す。 異常発生時の具への報告、発症漁場がされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理制度規程を定めなければならぬ。 (2)規則が行う調査に協力しなければならない。	石巻市十八成浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2524号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市十八成浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.81' 東経141° 29.18' の点 イ 北緯38° 18.21' 東経141° 28.65' の点 ウ 北緯38° 18.35' 東経141° 28.97' の点 エ 北緯38° 18.08' 東経141° 29.17' の点 オ 北緯38° 17.73' 東経141° 29.14' の点 カ 北緯38° 17.63' 東経141° 29.14' の点	ア、及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市十八成浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2525号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市十八成浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.02' 東経141° 28.23' の点 イ 北緯38° 18.08' 東経141° 28.39' の点 ウ 北緯38° 18.00' 東経141° 28.52' の点 エ 北緯38° 18.08' 東経141° 28.69' の点 オ 北緯38° 17.73' 東経141° 29.17' の点 カ 北緯38° 17.63' 東経141° 29.14' の点	1 アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業について、(1)設置位置又は条件を付す。 異常発生時の具への報告、発症漁場がされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理制度規程を定めなければならぬ。 (2)規則が行う調査に協力しなければならない。	石巻市十八成浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2526号	第1相区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市十八ノ成浜 地先	漁場の区域（経緯度数値は世界地図系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.74' 東経141° 28.07' の点 イ 北緯38° 18.02' 東経141° 28.23' の点 ウ 北緯38° 17.63' 東経141° 29.14' の点 エ 北緯38° 17.31' 東経141° 28.93' の点 オ 北緯38° 17.42' 東経141° 28.71' の点 カ 北緯38° 17.54' 東経141° 28.49' の点 キ 北緯38° 17.63' 東経141° 28.29' の点	石巻市十八ノ成浜	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第2527号	第1相区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小湊浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.39' 東経141° 28.46' の点 ウ 北緯38° 18.31' 東経141° 28.69' の点 エ 北緯38° 18.35' 東経141° 28.79' の点 オ カ 北緯38° 18.40' 東経141° 28.82' の点 キ 北緯38° 18.33' 東経141° 28.83' の点 ク 北緯38° 18.25' 東経141° 28.63' の点	石巻市小湊浜	平成30年6月1日から 平成35年8月31日まで
区第2528号	第1相区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小湊浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.10' 東経141° 28.27' の点 イ 北緯38° 18.20' 東経141° 28.33' の点 ウ 北緯38° 18.67' 東経141° 28.41' の点 エ 北緯38° 18.43' 東経141° 28.48' の点 オ 北緯38° 18.42' 東経141° 28.45' の点	石巻市小湊浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2529号	第1相区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小湊浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.81' 東経141° 28.25' の点 ウ 北緯38° 18.81' 東経141° 28.27' の点 エ 北緯38° 18.67' 東経141° 28.41' の点 オ 北緯38° 18.43' 東経141° 28.48' の点 カ 北緯38° 18.42' 東経141° 28.45' の点	石巻市小湊浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2530号	第1相区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小湊浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.78' 東経141° 28.17' の点 イ 北緯38° 18.79' 東経141° 28.22' の点 ウ 北緯38° 18.35' 東経141° 28.36' の点 エ 北緯38° 18.32' 東経141° 28.31' の点 カ 北緯38° 18.32' 東経141° 28.20' の点 キ 北緯38° 18.15' 東経141° 28.20' の点	石巻市小湊浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2531号	第1相区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小湊浜 牧ノ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.27' 東経141° 27.95' の点 イ 北緯38° 18.40' 東経141° 28.20' の点 ウ 北緯38° 18.32' 東経141° 28.31' の点 エ 北緯38° 18.15' 東経141° 28.20' の点	石巻市小湊浜 給分浜、大原浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2532号	第1相区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小湊浜 牧ノ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.15' 東経141° 26.20' の点 イ 北緯38° 18.78' 東経141° 26.94' の点 ウ 北緯38° 18.87' 東経141° 26.99' の点 エ 北緯38° 18.76' 東経141° 27.52' の点 オ 北緯38° 18.49' 東経141° 27.43' の点 カ 北緯38° 18.12' 東経141° 28.18' の点 キ 北緯38° 17.80' 東経141° 27.96' の点 ク 北緯38° 18.84' 東経141° 25.92' の点	石巻市小湊浜 給分浜、大原浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2533号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市小瀬浜 牧崎地先	ア、ウ及びオの点に複数個別可能又は標識を設置しなければならない。	石巻市小瀬浜、大原浜 給分浜、大原浜	平成35年9月1日から平成35年8月31日まで
区第2534号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市絵分浜 地先	アが及ぶ点の前に複数個別可能又は標識を設置しなければならない。	石巻市小瀬浜、大原浜 給分浜、大原浜	平成35年9月1日から平成35年8月31日まで
区第2535号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市絵分浜 地先	アが及ぶ点の前に複数個別可能又は標識を設置しなければならない。	石巻市絵分浜、 大原浜	平成35年9月1日から平成35年8月31日まで
区第2536号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市絵分浜 地先	アが及ぶ点の前に複数個別可能又は標識を設置しなければならない。	石巻市絵分浜、 大原浜	平成35年9月1日から平成35年8月31日まで
区第2537号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市大原浜 地先	アが及ぶ点の前に複数個別可能又は標識を設置しなければならない。	石巻市大原浜 給分浜、大原浜	平成35年9月1日から平成35年8月31日まで
区第2538号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市小瀬浜 地先	1 ア及びオの点に複数個別可能又は標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1) ほや垂下式養殖業に明して、異常発生時の見への報告、 差滞泊場にされた場合は取扱いなど遵守すべき事項を規定した (2) 別が行う調査に協力しなければならない。	石巻市小瀬浜	平成35年9月1日から平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間	
区第2539号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小網倉浜地先	1 シガびスの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、次の制限又は条件を付す。 (1) 常常発生時の風への報告。 発端燃焼させられた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2) 行う調査に協力しなければならない。	石巻市小網倉浜	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
区第2540号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市小網倉浜地先	ア、イ、ウ、エ、オ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市小網倉浜	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
区第2541号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業	7月1日から9月30日まで	石巻市小網倉浜地先	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.16' 東経141° 26.90' の点 イ 北緯38° 20.04' 東経141° 27.08' の点 ウ 北緯38° 19.80' 東経141° 26.97' の点 エ 北緯38° 19.59' 東経141° 27.12' の点 オ 北緯38° 19.39' 東経141° 26.53' の点 カ 北緯38° 19.37' 東経141° 26.34' の点 キ 北緯38° 19.92' 東経141° 26.77' の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(エの点に設置する標識にあつては光達距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市小網倉浜	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第2542号	第1種区画漁業	ぎんざけ小判式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市長瀬浜地先	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 16.53' 東経141° 29.11' の点 イ 北緯38° 16.58' 東経141° 29.23' の点 ウ 北緯38° 16.39' 東経141° 29.36' の点 エ 北緯38° 16.34' 東経141° 29.24' の点	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市長瀬浜	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第2543号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市網地浜ゆなぎ浜地先	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.07' 東経141° 28.33' の点 イ 北緯38° 17.00' 東経141° 28.54' の点 ウ 北緯38° 16.87' 東経141° 28.82' の点 エ 北緯38° 16.80' 東経141° 28.75' の点 オ 北緯38° 16.91' 東経141° 28.55' の点 カ 北緯38° 16.95' 東経141° 28.52' の点 キ 北緯38° 16.97' 東経141° 28.45' の点 ケ 北緯38° 17.02' 東経141° 28.30' の点	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市網地浜	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第2544号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市長瀬浜地先	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.20' 東経141° 27.83' の点 イ 北緯38° 17.23' 東経141° 28.08' の点 ウ 北緯38° 17.04' 東経141° 28.10' の点 エ 北緯38° 17.03' 東経141° 27.84' の点	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市長瀬浜	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第2545号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から10月1日まで 8月31日まで	石巻市長瀬浜地先	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 16.20' 東経141° 29.33' の点 イ 北緯38° 16.24' 東経141° 29.45' の点 ウ 北緯38° 15.81' 東経141° 29.74' の点 エ 北緯38° 15.75' 東経141° 29.61' の点	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市長瀬浜	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（緯度度数値は世界測地系系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2601号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市福貴浦 地先	毎次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.18' , 東経141° 26.83' の点 イ 北緯38° 19.36' , 東経141° 26.71' の点 ウ 北緯38° 19.52' , 東経141° 26.29' の点 エ 北緯38° 19.63' , 東経141° 26.09' の点 オ 北緯38° 20.24' , 東経141° 26.54' の点	ア、イ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市福貴浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2602号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市福貴浦 地先	毎次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.98' , 東経141° 26.82' の点 イ 北緯38° 20.96' , 東経141° 26.91' の点 ウ 北緯38° 20.40' , 東経141° 26.88' の点 エ 北緯38° 20.39' , 東経141° 26.94' の点 カ 北緯38° 20.28' , 東経141° 26.88' の点 キ 北緯38° 20.86' , 東経141° 26.72' の点	カの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市福貴浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2603号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市福貴浦 地先	毎次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.19' , 東経141° 26.86' の点 イ 北緯38° 21.19' , 東経141° 26.90' の点 ウ 北緯38° 21.149' , 東経141° 26.89' の点 エ 北緯38° 21.149' , 東経141° 26.87' の点 カ 北緯38° 21.183' , 東経141° 26.85' の点 キ 北緯38° 21.183' , 東経141° 26.86' の点	カの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市福貴浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2604号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市福貴浦 地先	毎次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.00' , 東経141° 26.63' の点 イ 北緯38° 21.06' , 東経141° 26.72' の点 ウ 北緯38° 20.95' , 東経141° 26.71' の点	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市福貴浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2605号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市福貴浦 地先立地先	毎次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.864' , 東経141° 26.432' の点 イ 北緯38° 20.857' , 東経141° 26.440' の点 ウ 北緯38° 20.830' , 東経141° 26.415' の点 エ 北緯38° 20.829' , 東経141° 26.409' の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市福貴浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2606号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市福貴浦 地先立地先	毎次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.789' , 東経141° 26.374' の点 イ 北緯38° 20.786' , 東経141° 26.377' の点 ウ 北緯38° 20.753' , 東経141° 26.374' の点 エ 北緯38° 20.753' , 東経141° 26.356' の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市福貴浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2607号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市福貴浦 地先立地先	毎次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.90' , 東経141° 26.60' の点 イ 北緯38° 20.87' , 東経141° 26.66' の点 ウ 北緯38° 20.33' , 東経141° 26.53' の点 エ 北緯38° 20.39' , 東経141° 26.14' の点 オ カ 北緯38° 20.60' , 東経141° 26.36' の点 キ 北緯38° 20.58' , 東経141° 26.40' の点 ケ コ 北緯38° 20.68' , 東経141° 26.51' の点 北緯38° 20.77' , 東経141° 26.41' の点 北緯38° 20.85' , 東経141° 26.50' の点 北緯38° 20.83' , 東経141° 26.53' の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市鹿立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2608号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市福貴浦 地先立地先	毎次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.26' , 東経141° 26.46' の点 イ 北緯38° 19.66' , 東経141° 26.03' の点 ウ 北緯38° 19.80' , 東経141° 25.79' の点 エ 北緯38° 19.94' , 東経141° 25.55' の点 オ 北緯38° 20.39' , 東経141° 25.78' の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市鹿立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2609号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市福貴浦 脣上浜地先	漁場の区域（緯度度数値は世界測地系による。）	石巻市福貴浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2610号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 翌年5月31日まで	石巻市孤崎浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ■ 由来された区域 ア 北緯38° 20.50' , 東経141° 25.98' の点 イ 北緯38° 20.42' , 東経141° 25.98' の点 ウ 北緯38° 20.44' , 東経141° 25.87' の点	石巻市孤崎浜, 魚立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2611号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 翌年5月31日まで	石巻市孤崎浜 ホダ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって ■ 由来された区域 ア 北緯38° 20.41' , 東経141° 25.71' の点 イ 北緯38° 19.98' , 東経141° 25.49' の点 ウ 北緯38° 20.18' , 東経141° 25.14' の点 エ 北緯38° 20.38' , 東経141° 24.79' の点 オ 北緯38° 20.67' , 東経141° 24.95' の点	石巻市孤崎浜, 魚立	オの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならぬ。(光達距離3キロメートル以上とする こと。)
区第2612号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 翌年5月31日まで	石巻市孤崎浜 金台浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ■ 由来された区域 ア 北緯38° 20.84' , 東経141° 25.20' の点 イ 北緯38° 20.86' , 東経141° 25.24' の点 ウ 北緯38° 20.65' , 東経141° 25.24' の点 エ 北緯38° 20.75' , 東経141° 24.99' の点	石巻市孤崎浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2613号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市孤崎浜 金台浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ■ 由来された区域 ア 北緯38° 21.23' , 東経141° 24.91' の点 イ 北緯38° 21.04' , 東経141° 25.07' の点 ウ 北緯38° 20.93' , 東経141° 24.99' の点 エ 北緯38° 21.17' , 東経141° 24.79' の点	石巻市孤崎浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2614号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 翌年5月31日まで	石巻市孤崎浜 金台浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ■ 由来された区域 ア 北緯38° 20.92' , 東経141° 24.07' の点 イ 北緯38° 21.15' , 東経141° 25.30' の点 ウ 北緯38° 21.47' , 東経141° 24.71' の点 エ 北緯38° 21.37' , 東経141° 25.42' の点 キ 北緯38° 21.33' , 東経141° 25.25' の点 オ 北緯38° 21.38' , 東経141° 25.20' の点 カ 北緯38° 21.36' , 東経141° 25.13' の点 キ 北緯38° 21.42' , 東経141° 25.07' の点	石巻市孤崎浜	イ、ウ及びヒエの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 (ウ及びヒエの点に設置する距離に あつては光達距離3キロメートル 以上とすること。)
区第2615号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市孤崎浜 金台浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ■ 由来された区域 ア 北緯38° 21.34' , 東経141° 25.16' の点 イ 北緯38° 21.35' , 東経141° 25.19' の点 ウ 北緯38° 21.32' , 東経141° 25.22' の点 エ 北緯38° 21.31' , 東経141° 25.19' の点	石巻市孤崎浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2616号	第1種区画漁業	くろそい小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市孤崎浜 金台浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ■ 由来された区域 ア 北緯38° 21.34' , 東経141° 25.16' の点 イ 北緯38° 21.35' , 東経141° 25.19' の点 ウ 北緯38° 21.32' , 東経141° 25.22' の点 エ 北緯38° 21.31' , 東経141° 25.19' の点	石巻市孤崎浜	海場の管理と保全に關し遵守 すべき事項を規定した海場管理 規程を定めなければならぬ。

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間	
区第2617号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市鶴浜 金谷地先	次の点に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.79' 東経141° 24.75' の点 イ 北緯38° 21.85' 東経141° 25.01' の点 ウ 北緯38° 21.82' 東経141° 25.25' の点 エ 北緯38° 21.40' 東経141° 24.93' の点 オ 北緯38° 21.62' 東経141° 24.69' の点	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2618号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市竹浜 地先	次の点に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア さだし、次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.86' 東経141° 25.08' の点 イ 北緯38° 21.01' 東経141° 25.67' の点 ウ 北緯38° 21.95' 東経141° 25.75' の点 エ 北緯38° 21.88' 東経141° 25.75' の点 カ 北緯38° 21.32' 東経141° 25.46' の点 キ 北緯38° 21.88' 東経141° 25.26' の点 ク 北緯38° 21.96' 東経141° 25.59' の点 ケ 北緯38° 21.91' 東経141° 25.65' の点 北緯38° 21.78' 東経141° 25.38' の点	石巻市竹浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2619号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市竹浜 地先	次の点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 21.88' 東経141° 25.98' の点 イ 北緯38° 21.86' 東経141° 25.99' の点 ウ 北緯38° 21.848' 東経141° 25.96' の点 エ 北緯38° 21.859' 東経141° 25.95' の点	石巻市竹浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2620号	第1種区画漁業	くろそい小串式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市竹浜 地先	次の点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 21.92' 東経141° 25.93' の点 イ 北緯38° 21.96' 東経141° 25.96' の点 ウ 北緯38° 21.93' 東経141° 26.00' の点 エ 北緯38° 21.89' 東経141° 25.97' の点	石巻市竹浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2621号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜 地先	次の点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.15' 東経141° 26.28' の点 イ 北緯38° 22.07' 東経141° 26.28' の点 ウ 北緯38° 21.98' 東経141° 26.19' の点 エ 北緯38° 21.99' 東経141° 26.07' の点 オ 北緯38° 21.95' 東経141° 26.02' の点 カ 北緯38° 22.00' 東経141° 25.96' の点 キ 北緯38° 21.94' 東経141° 25.90' の点 ク 北緯38° 22.04' 東経141° 25.78' の点	ア及びクの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	石巻市牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2622号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜 地先	次の点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 22.22' 東経141° 26.54' の点 イ 北緯38° 21.97' 東経141° 26.43' の点 ウ 北緯38° 21.97' 東経141° 26.37' の点 エ 北緯38° 22.17' 東経141° 26.34' の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2623号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜 地先	次の点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 21.955' 東経141° 26.471' の点 イ 北緯38° 21.947' 東経141° 26.488' の点 ウ 北緯38° 21.923' 東経141° 26.456' の点 エ 北緯38° 21.932' 東経141° 26.446' の点	石巻市牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2624号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜 地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.264' 東経141° 26.767' の点 イ 北緯38° 22.273' 東経141° 26.819' の点 ウ 北緯38° 22.362' 東経141° 26.848' の点 エ 北緯38° 22.249' 東経141° 26.773' の点	石巻市牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2625号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜 地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.280' 東経141° 26.912' の点 イ 北緯38° 22.282' 東経141° 26.930' の点 ウ 北緯38° 22.269' 東経141° 26.833' の点 エ 北緯38° 22.265' 東経141° 26.917' の点	石巻市牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2626号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜 地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.279' 東経141° 26.975' の点 イ 北緯38° 22.282' 東経141° 27.014' の点 ウ 北緯38° 22.261' 東経141° 27.008' の点 エ 北緯38° 22.263' 東経141° 26.993' の点	石巻市牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2627号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市孤崎浜 地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.78' 東経141° 24.70' の点 イ 北緯38° 21.60' 東経141° 24.65' の点 ウ 北緯38° 21.38' 東経141° 24.50' の点 エ 北緯38° 21.36' 東経141° 24.87' の点 オ 北緯38° 20.96' 東経141° 24.04' の点 カ 北緯38° 21.54' 東経141° 23.72' の点	石巻市孤崎浜,竹浜、牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2628号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から 9月30日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市孤崎浜 地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.38' 東経141° 24.79' の点 イ 北緯38° 20.18' 東経141° 25.14' の点 ウ 北緯38° 19.97' 東経141° 25.49' の点 エ 北緯38° 19.81' 東経141° 25.41' の点 オ 北緯38° 20.01' 東経141° 25.04' の点 カ 北緯38° 20.20' 東経141° 24.69' の点	石巻市孤崎浜,施立 福貴浦,施立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2629号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から 9月30日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市福貴浦 施立地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.93' 東経141° 25.55' の点 イ 北緯38° 19.80' 東経141° 25.79' の点 ウ 北緯38° 19.66' 東経141° 26.04' の点 エ 北緯38° 19.50' 東経141° 25.93' の点 オ 北緯38° 19.66' 東経141° 25.67' の点 カ 北緯38° 19.78' 東経141° 25.47' の点	石巻市福貴浦 施立 福貴浦,施立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2630号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から 9月30日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市福貴浦 地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.62' 東経141° 26.09' の点 イ 北緯38° 19.51' 東経141° 26.29' の点 ウ 北緯38° 19.47' 東経141° 26.24' の点 エ 北緯38° 19.57' 東経141° 26.06' の点	石巻市福貴浦 施立 福貴浦,施立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2631号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市孤崎浜 地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.56' 東経141° 23.72' の点 イ 北緯38° 20.96' 東経141° 24.04' の点 ウ 北緯38° 20.88' 東経141° 23.87' の点 エ 北緯38° 21.36' 東経141° 23.60' の点	石巻市孤崎浜,竹浜、牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区城	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2632号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市鰐崎浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.92' , 東経141° 24.07' の点 イ 北緯38° 20.55' , 東経141° 24.28' の点 ウ 北緯38° 20.47' , 東経141° 24.10' の点 エ 北緯38° 20.84' , 東経141° 23.89' の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光選択距離キロメートル以上とすること。)	石巻市鰐崎、竹原、牧浜、 孤崎浜、竹原、牧浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2633号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市萩浜、侍浜, 月浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.72' , 東経141° 24.75' の点 イ 北緯38° 22.08' , 東経141° 25.58' の点 ウ 北緯38° 21.88' , 東経141° 24.80' の点 エ 北緯38° 22.16' , 東経141° 24.89' の点 オ 北緯38° 22.22' , 東経141° 24.89' の点 カ 北緯38° 22.55' , 東経141° 24.46' の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 (イの点に設置する標識にあつては光選択距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市萩浜、侍浜、 月浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2634号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市萩浜、侍浜, 月浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.85' , 東経141° 26.00' の点 イ 北緯38° 22.79' , 東経141° 26.10' の点 ウ 北緯38° 22.47' , 東経141° 25.75' の点 エ 北緯38° 22.41' , 東経141° 26.23' の点 オ 北緯38° 22.23' , 東経141° 25.70' の点 カ 北緯38° 22.10' , 東経141° 25.15' の点 キ 北緯38° 22.51' , 東経141° 25.45' の点 ケ 北緯38° 22.35' , 東経141° 25.62' の点 コ 北緯38° 22.65' , 東経141° 25.67' の点	オ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。	石巻市萩浜、侍浜、 月浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2635号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市萩浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.53' , 東経141° 26.93' の点 イ 北緯38° 22.45' , 東経141° 27.13' の点 ウ 北緯38° 22.25' , 東経141° 26.33' の点 エ 北緯38° 22.28' , 東経141° 26.26' の点 オ 北緯38° 22.44' , 東経141° 26.36' の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。 (光選択距離キロメートル以上とすること。)	石巻市萩浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2636号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市萩浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.275' , 東経141° 27.015' の点 イ 北緯38° 22.286' , 東経141° 27.042' の点 ウ 北緯38° 22.271' , 東経141° 27.047' の点 エ 北緯38° 22.262' , 東経141° 27.018' の点	石巻市萩浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2637号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市萩浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.301' , 東経141° 27.125' の点 イ 北緯38° 22.302' , 東経141° 27.223' の点 ウ 北緯38° 22.286' , 東経141° 27.221' の点 エ 北緯38° 22.289' , 東経141° 27.124' の点	石巻市萩浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2638号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市萩浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.530' , 東経141° 26.407' の点 イ 北緯38° 22.530' , 東経141° 26.457' の点 ウ 北緯38° 22.526' , 東経141° 26.395' の点 エ 北緯38° 22.537' , 東経141° 26.517' の点 オ 北緯38° 22.541' , 東経141° 26.543' の点 カ 北緯38° 22.520' , 東経141° 26.572' の点 キ 北緯38° 22.496' , 東経141° 26.406' の点	石巻市萩浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2639号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市浜地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.492' , 東経141° 26.357' の点 イ 北緯38° 22.493' , 東経141° 26.379' の点 ウ 北緯38° 22.408' , 東経141° 26.289' の点 エ 北緯38° 22.412' , 東経141° 26.279' の点	石巻市浜地	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2640号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市浜地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.622' , 東経141° 26.180' の点 イ 北緯38° 22.616' , 東経141° 26.169' の点 ウ 北緯38° 22.598' , 東経141° 26.169' の点 エ 北緯38° 22.608' , 東経141° 26.158' の点	石巻市浜地	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2641号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市月浦地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.812' , 東経141° 25.342' の点 イ 北緯38° 22.809' , 東経141° 25.346' の点 ウ 北緯38° 22.797' , 東経141° 25.339' の点 エ 北緯38° 22.799' , 東経141° 25.335' の点	石巻市月浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2642号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 翌年1月1日から 翌年5月31日まで	石巻市浜地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、オ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.51' , 東経141° 24.37' の点 イ 北緯38° 22.49' , 東経141° 24.77' の点 ウ 北緯38° 22.47' , 東経141° 24.72' の点 エ 北緯38° 21.60' , 東経141° 23.65' の点 オ 北緯38° 21.98' , 東経141° 23.45' の点	石巻市浜地	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2643号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市月浦地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.41' , 東経141° 25.59' の点 イ 北緯38° 23.30' , 東経141° 25.46' の点 ウ 北緯38° 23.07' , 東経141° 25.33' の点 エ 北緯38° 23.01' , 東経141° 25.40' の点 カ 北緯38° 22.82' , 東経141° 25.57' の点 キ 北緯38° 22.79' , 東経141° 25.49' の点 ク 北緯38° 22.69' , 東経141° 25.20' の点 ケ 北緯38° 22.78' , 東経141° 25.00' の点 コ 北緯38° 22.31' , 東経141° 24.82' の点 キ 北緯38° 22.90' , 東経141° 25.42' の点	石巻市月浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2644号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.69' , 東経141° 25.74' の点 イ 北緯38° 23.61' , 東経141° 25.85' の点 ウ 北緯38° 23.41' , 東経141° 25.60' の点 エ 北緯38° 23.31' , 東経141° 25.42' の点 オ 北緯38° 23.15' , 東経141° 25.25' の点 カ 北緯38° 22.80' , 東経141° 24.79' の点 キ 北緯38° 22.90' , 東経141° 24.67' の点	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2645号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。） 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.84' , 東経141° 24.60' の点 イ 北緯38° 22.74' , 東経141° 24.47' の点 ウ 北緯38° 22.59' , 東経141° 24.46' の点	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2646号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	1. 及びひの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2. 船舶の通常航行に支障を及ぼしてはならない。	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2647号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	1. 工及び水の点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2. 船舶の通常航行に支障を及ぼしてはならない。	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2648号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	1. 及びひの点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.64' , 東経141° 25.33' の点 イ 北緯38° 23.56' , 東経141° 25.42' の点 ウ 北緯38° 22.63' , 東経141° 24.51' の点 エ 北緯38° 23.16' , 東経141° 24.51' の点 オ 北緯38° 22.77' , 東経141° 23.86' の点 カ 北緯38° 23.25' , 東経141° 24.53' の点 キ 北緯38° 23.14' , 東経141° 24.66' の点	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2649号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	1. 及びひの点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.71' , 東経141° 25.64' の点 イ 北緯38° 23.76' , 東経141° 25.68' の点 ウ 北緯38° 23.56' , 東経141° 25.42' の点 エ 北緯38° 23.62' , 東経141° 25.35' の点	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2650号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	1. 及びひの点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.53' , 東経141° 23.59' の点 イ 北緯38° 22.46' , 東経141° 23.63' の点 ウ 北緯38° 22.32' , 東経141° 23.26' の点 エ 北緯38° 22.39' , 東経141° 23.22' の点	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2651号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市折浜、蛤浜 地先	1. 及びひの点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.81' , 東経141° 24.54' の点 イ 北緯38° 23.62' , 東経141° 24.66' の点 ウ 北緯38° 23.54' , 東経141° 24.56' の点 エ 北緯38° 23.21' , 東経141° 24.47' の点 オ 北緯38° 22.83' , 東経141° 23.82' の点 カ 北緯38° 23.01' , 東経141° 23.70' の点 キ 北緯38° 23.32' , 東経141° 23.56' の点 ク 北緯38° 23.56' , 東経141° 24.02' の点 ケ 北緯38° 23.89' , 東経141° 24.29' の点 コ 北緯38° 24.01' , 東経141° 24.44' の点	石巻市折浜、蛤浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2652号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小竹浜地先	1. 及びひの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2. 光源距離3キロメートル以上とすること。	石巻市小竹浜、折浜、 月浦、寺浜、飯浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名稱	漁業の時期	漁場の位置	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2653号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	10月1日から翌年8月31日まで	石巻市小竹浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域。 ア 北緯38° 22.99' , 東経141° 22.57' の点 イ 北緯38° 22.95' , 東経141° 22.59' の点 ウ 北緯38° 22.93' , 東経141° 22.57' の点 エ 北緯38° 22.92' , 東経141° 22.51' の点 オ 北緯38° 22.98' , 東経141° 22.48' の点	石巻市小竹浜	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
区第2654号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	10月1日から翌年8月31日まで	石巻市小竹浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域。 ア 北緯38° 23.04' , 東経141° 22.28' の点 イ 北緯38° 23.01' , 東経141° 22.34' の点 ウ 北緯38° 22.99' , 東経141° 22.32' の点 エ 北緯38° 23.02' , 東経141° 22.26' の点	石巻市小竹浜	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
区第2655号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市佐須浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域。 ア 北緯38° 23.70' , 東経141° 22.05' の点 イ 北緯38° 23.50' , 東経141° 22.03' の点 ウ 北緯38° 23.54' , 東経141° 21.96' の点 エ 北緯38° 23.43' , 東経141° 21.76' の点 オ カ カ 北緯38° 24.13' , 東経141° 21.91' の点 キ 北緯38° 24.11' , 東経141° 22.05' の点 ケ 北緯38° 24.07' , 東経141° 22.04' の点 北緯38° 24.05' , 東経141° 22.10' の点	石巻市佐須浜	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
区第2656号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市沢田、流留折立地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域。 ア 北緯38° 25.57' , 東経141° 22.77' の点 イ 北緯38° 25.65' , 東経141° 22.79' の点 ウ 北緯38° 25.73' , 東経141° 22.85' の点 エ 北緯38° 25.91' , 東経141° 23.09' の点 オ カ カ 北緯38° 25.96' , 東経141° 23.04' の点 キ 北緯38° 26.11' , 東経141° 23.23' の点 ク 北緯38° 26.09' , 東経141° 23.72' の点 ケ 北緯38° 26.12' , 東経141° 23.97' の点 コ 北緯38° 25.86' , 東経141° 23.42' の点 サ サ シ 北緯38° 25.59' , 東経141° 23.45' の点 シ 北緯38° 25.68' , 東経141° 23.41' の点 ス 北緯38° 25.56' , 東経141° 23.38' の点 セ ソ 北緯38° 25.52' , 東経141° 23.19' の点 北緯38° 25.39' , 東経141° 22.91' の点	石巻市沢田、流留折立	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
区第2657号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から9月30日まで	石巻市流留地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域。 ア 北緯38° 25.37' , 東経141° 22.80' の点 イ 北緯38° 25.37' , 東経141° 22.79' の点 エ 北緯38° 25.45' , 東経141° 22.76' の点 オ カ カ 北緯38° 25.52' , 東経141° 22.72' の点 キ 北緯38° 25.68' , 東経141° 22.74' の点 ク 北緯38° 25.68' , 東経141° 22.75' の点 コ 北緯38° 25.52' , 東経141° 22.74' の点 サ ソ 北緯38° 25.45' , 東経141° 22.77' の点 北緯38° 25.41' , 東経141° 22.82' の点 北緯38° 25.41' , 東経141° 22.81' の点	石巻市流留	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
区第2658号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から9月30日まで	石巻市佐須浜尾崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域。 ア 北緯38° 23.29' , 東経141° 21.85' の点 イ 北緯38° 23.15' , 東経141° 21.86' の点 エ 北緯38° 23.13' , 東経141° 21.90' の点 北緯38° 23.28' , 東経141° 21.79' の点	石巻市佐須浜	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	備考又は条件	地元地区	存続期間	
区第2659号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	12月31日まで 翌年1月1日から 翌年5月31日まで	石巻市田代浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.34' 東経141° 25.66' の点 イ 北緯38° 16.01' 東経141° 25.65' の点 ウ 北緯38° 17.89' 東経141° 25.56' の点 エ 北緯38° 18.23' 東経141° 25.31' の点	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光遠距離キロメートル以上とすること。)	石巻市田代浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2660号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市田代浜 鶴巣崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.86' 東経141° 24.68' の点 イ 北緯38° 18.74' 東経141° 24.77' の点 ウ 北緯38° 18.58' 東経141° 24.48' の点 エ 北緯38° 18.70' 東経141° 24.36' の点	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市田代浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2661号	第1種区画漁業	のり養殖業	翌年5月31日まで	石巻市小竹浜 生草島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.97' 東経141° 21.58' の点 イ 北緯38° 22.46' 東経141° 22.66' の点 ウ 北緯38° 21.82' 東経141° 23.31' の点 エ 北緯38° 21.56' 東経141° 23.42' の点 オ 北緯38° 21.14' 東経141° 22.46' の点 カ キ 北緯38° 22.00' 東経141° 21.40' の点	イ、カ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光遠距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市小竹浜、 佐須浜、瀧波、 沢田、流留、 折立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2662号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市小竹浜 生草島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.09' 東経141° 21.79' の点 イ 北緯38° 22.64' 東経141° 22.13' の点 ウ 北緯38° 22.75' 東経141° 22.38' の点 エ 北緯38° 22.50' 東経141° 22.67' の点 オ 北緯38° 22.00' 東経141° 21.58' の点 カ キ 北緯38° 22.44' 東経141° 21.40' の点	ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光遠距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市小竹浜、 佐須浜、瀧波、 沢田、流留、 折立	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2663号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市渡波 長浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.81' 東経141° 21.02' の点 イ 北緯38° 24.19' 東経141° 21.04' の点 ウ 北緯38° 24.08' 東経141° 21.66' の点 エ 北緯38° 23.77' 東経141° 21.56' の点 オ オ	ア、イ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光遠距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市渡波 (佐須浜を含む。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2664号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市渡波 長浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.81' 東経141° 21.01' の点 イ 北緯38° 23.77' 東経141° 21.59' の点 ウ 北緯38° 23.45' 東経141° 21.51' の点 エ 北緯38° 23.50' 東経141° 21.03' の点 オ オ	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光遠距離3キロメートル以上とすること。)	石巻市渡波 (佐須浜を含む。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2665号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市渡波 祝田地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.38' 東経141° 22.00' の点 イ 北緯38° 24.61' 東経141° 21.99' の点 ウ 北緯38° 24.61' 東経141° 22.01' の点 エ オ カ カ 北緯38° 24.58' 東経141° 22.02' の点 キ 北緯38° 24.54' 東経141° 22.03' の点 ケ キ 北緯38° 24.44' 東経141° 22.11' の点 北緯38° 24.38' 東経141° 22.11' の点	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（緯経度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2666号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市渡波 長浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 24.68' , 東経141° 20.85' の点 イ 北緯38° 24.57' , 東経141° 21.69' の点 ウ 北緯38° 24.18' , 東経141° 21.73' の点 エ 北緯38° 24.27' , 東経141° 21.05' の点 オ 北緯38° 24.61' , 東経141° 20.85' の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びエの点に夜間 識別可能な標識を設置 しなければならない。	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2667号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市魚町 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.99' , 東経141° 20.60' の点 イ 北緯38° 23.32' , 東経141° 20.51' の点 ウ 北緯38° 23.19' , 東経141° 20.33' の点 オ 北緯38° 23.22' , 東経141° 19.85' の点 カ 北緯38° 23.48' , 東経141° 19.66' の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びカの 点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光距離キロメートル以上とする こと。)	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2668号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市折立 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.34' , 東経141° 22.85' の点 イ 北緯38° 25.49' , 東経141° 23.19' の点 ウ 北緯38° 25.57' , 東経141° 23.49' の点 エ 北緯38° 25.65' , 東経141° 23.44' の点 オ 北緯38° 25.73' , 東経141° 23.89' の点 カ 北緯38° 25.57' , 東経141° 23.84' の点 キ 北緯38° 25.20' , 東経141° 22.80' の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びカの 点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2669号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	石巻市渡波 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.07' , 東経141° 22.44' の点 イ 北緯38° 25.10' , 東経141° 22.44' の点 ウ 北緯38° 25.15' , 東経141° 22.60' の点 エ 北緯38° 25.28' , 東経141° 22.74' の点 オ 北緯38° 25.36' , 東経141° 22.79' の点 カ 北緯38° 25.38' , 東経141° 22.81' の点 キ 北緯38° 25.31' , 東経141° 22.80' の点 ク 北緯38° 25.23' , 東経141° 22.77' の点 ケ 北緯38° 25.16' , 東経141° 22.73' の点	ア、イ、ウ、エ、オ及び カの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければ ならない。	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の位置	漁場の時期	制限又は条件	地元地区	存続期間	
区第2670号	第1種区画漁業	のり養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	石巻市渡波 地先	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 11月1日から 12月31日まで	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、ト、ナ、ニ、キ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 北緯38° 24.98' , 東経141° 22.50' の点 北緯38° 25.00' , 東経141° 22.47' の点 北緯38° 25.52' , 東経141° 22.58' の点 北緯38° 25.05' , 東経141° 23.82' の点 北緯38° 25.07' , 東経141° 23.73' の点 北緯38° 25.07' , 東経141° 23.98' の点 北緯38° 24.88' , 東経141° 24.00' の点 北緯38° 24.93' , 東経141° 23.72' の点 北緯38° 24.90' , 東経141° 23.69' の点 北緯38° 24.88' , 東経141° 23.68' の点 北緯38° 24.87' , 東経141° 23.61' の点 北緯38° 24.89' , 東経141° 23.59' の点 北緯38° 24.89' , 東経141° 23.53' の点 北緯38° 24.87' , 東経141° 23.50' の点 北緯38° 24.87' , 東経141° 23.47' の点 北緯38° 24.89' , 東経141° 23.47' の点 北緯38° 24.90' , 東経141° 23.41' の点 北緯38° 24.88' , 東経141° 23.34' の点 北緯38° 24.89' , 東経141° 23.31' の点 北緯38° 24.91' , 東経141° 23.23' の点 北緯38° 24.90' , 東経141° 23.17' の点 北緯38° 24.94' , 東経141° 23.14' の点 北緯38° 24.98' , 東経141° 23.09' の点 北緯38° 24.99' , 東経141° 23.06' の点 北緯38° 24.98' , 東経141° 22.94' の点 北緯38° 24.88' , 東経141° 22.84' の点 北緯38° 24.87' , 東経141° 22.76' の点 北緯38° 24.92' , 東経141° 22.69' の点 北緯38° 25.04' , 東経141° 22.70' の点 北緯38° 25.05' , 東経141° 22.57' の点 北緯38° 25.03' , 東経141° 22.55' の点 北緯38° 25.00' , 東経141° 22.51' の点	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第2671号	第1種区画漁業	和がき垂下式養殖業 のり養殖業	石巻市魚町 地先	7月1日から 9月30日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 北緯38° 23.93' , 東経141° 19.34' の点 北緯38° 23.94' , 東経141° 19.56' の点 北緯38° 23.48' , 東経141° 19.65' の点	ア、及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 光道距離3キロメートル以上とする こと。	石巻市(旧石巻市、旧渡波町、 旧萩浜村を除く。) に限る。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2672号	第1種区画漁業	のり養殖業	石巻市小竹浜 生産品地先	9月1日から 翌年5月31日まで	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 北緯38° 21.97' , 東経141° 21.58' の点 北緯38° 21.14' , 東経141° 22.46' の点 北緯38° 21.12' , 東経141° 22.42' の点 北緯38° 21.24' , 東経141° 22.29' の点 北緯38° 21.59' , 東経141° 21.92' の点 北緯38° 21.95' , 東経141° 21.55' の点	ウ、エ、及びカの点に夜間 識別可能な標識を設置しなけ ればならない。 光道距離3キロメートル以上とする こと。	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3101号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	東松島市 大曲地先	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 北緯38° 24.17' , 東経141° 14.93' の点 北緯38° 23.68' , 東経141° 15.17' の点 北緯38° 22.86' , 東経141° 12.71' の点 北緯38° 23.33' , 東経141° 12.43' の点	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 光道距離3キロメートル以上とする こと。	東松島市 大曲	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3102号	第1種区画漁業	のり養殖業	東松島市 大曲地先	9月1日から 翌年5月31日まで	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によ つて囲まれた区域 北緯38° 23.37' , 東経141° 14.74' の点 北緯38° 23.02' , 東経141° 14.77' の点 北緯38° 22.64' , 東経141° 14.63' の点 北緯38° 22.15' , 東経141° 14.23' の点 北緯38° 21.45' , 東経141° 13.66' の点 北緯38° 22.75' , 東経141° 12.80' の点	イ、ウ、エ及びオの点に夜間 識別可能な標識を設置しなけ ればならない。 光道距離3キロメートル以上とする こと。	東松島市 大曲	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界地図系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3103号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市牛觸、浜市地先	毎次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.16' 東経141° 12.35' の点 イ 北緯38° 22.70' 東経141° 12.50' の点 ウ 北緯38° 21.95' 東経141° 11.09' の点 エ 北緯38° 22.32' 東経141° 10.80' の点		東松島市牛觸、浜市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3104号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市牛觸、浜市地先	毎次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.64' 東経141° 12.69' の点 イ 北緯38° 21.34' 東経141° 13.56' の点 ウ 北緯38° 20.51' 東経141° 12.84' の点 エ 北緯38° 21.87' 東経141° 11.34' の点	イ及びアの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなれば ならぬ、 光連距離4キロメートル以上とする こと。)	東松島市牛觸、浜市、 大塚、東名、 野蒜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3105号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市野蒜地先	毎次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.15' 東経141° 10.32' の点 イ 北緯38° 21.33' 東経141° 10.38' の点 ウ 北緯38° 21.63' 東経141° 9.71' の点 エ 北緯38° 21.63' 東経141° 9.56' の点 オ 北緯38° 21.85' 東経141° 9.65' の点		東松島市野蒜、大塚、 東名、浅井	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3106号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市東名地先	毎次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.24' 東経141° 7.99' の点 イ 北緯38° 22.54' 東経141° 7.82' の点 ウ 北緯38° 22.58' 東経141° 7.88' の点 エ 北緯38° 22.27' 東経141° 8.05' の点		東松島市野蒜、大塚、 東名、浅井	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3107号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市東名地先	毎次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.47' 東経141° 7.55' の点 イ 北緯38° 22.47' 東経141° 7.67' の点 ウ 北緯38° 22.47' 東経141° 7.70' の点 エ 北緯38° 22.47' 東経141° 7.79' の点 オ 北緯38° 22.33' 東経141° 7.84' の点 カ 北緯38° 22.17' 東経141° 7.83' の点 キ 北緯38° 22.06' 東経141° 7.45' の点		東松島市野蒜、大塚、 東名、浅井	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3108号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市東名地先	毎次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.58' 東経141° 7.88' の点 イ 北緯38° 21.62' 東経141° 7.65' の点 ウ 北緯38° 21.74' 東経141° 7.50' の点 エ 北緯38° 21.97' 東経141° 7.53' の点 オ 北緯38° 22.10' 東経141° 7.87' の点 カ 北緯38° 21.63' 東経141° 7.82' の点		東松島市野蒜、大塚、 東名、浅井	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3109号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市東名地先	毎次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.47' 東経141° 7.91' の点 イ 北緯38° 21.52' 東経141° 7.48' の点 ウ 北緯38° 21.58' 東経141° 7.48' の点 エ 北緯38° 21.52' 東経141° 7.92' の点		東松島市野蒜、大塚、 東名、浅井	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3110号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市東名地先	毎次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.46' 東経141° 7.96' の点 イ 北緯38° 21.52' 東経141° 7.97' の点 ウ 北緯38° 21.50' 東経141° 8.11' の点 エ 北緯38° 21.46' 東経141° 8.41' の点 オ 北緯38° 21.43' 東経141° 8.38' の点 カ 北緯38° 21.41' 東経141° 8.23' の点		東松島市野蒜、大塚、 東名、浅井	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3111号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸室浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 21.53' , 東経141° 8.29' の点 イ 北緯38° 21.58' , 東経141° 8.31' の点 ウ 北緯38° 21.35' , 東経141° 8.59' の点 エ 北緯38° 21.51' , 東経141° 8.89' の点 オ オ 北緯38° 21.47' , 東経141° 8.88' の点 カ 北緯38° 21.49' , 東経141° 8.57' の点	東松島市 野島、大塚、浅井 東名、浅井	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3112号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸室浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 21.65' , 東経141° 10.61' の点 イ 北緯38° 21.65' , 東経141° 11.14' の点 ウ 北緯38° 21.75' , 東経141° 11.30' の点 エ 北緯38° 21.41' , 東経141° 11.65' の点 オ 北緯38° 20.88' , 東経141° 10.88' の点 カ 北緯38° 21.15' , 東経141° 10.61' の点 キ 北緯38° 21.07' , 東経141° 10.48' の点 ク 北緯38° 21.26' , 東経141° 10.18' の点	東松島市 室浜、大塚	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3113号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸室浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 21.35' , 東経141° 11.71' の点 イ 北緯38° 20.40' , 東経141° 12.75' の点 ウ 北緯38° 19.73' , 東経141° 12.16' の点 エ 北緯38° 20.82' , 東経141° 10.95' の点	東松島市 室浜、大塚	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3114号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 富戸二本 富松地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、エの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 21.92' , 東経141° 10.45' の点 イ 北緯38° 21.68' , 東経141° 10.51' の点 ウ 北緯38° 21.30' , 東経141° 10.11' の点 エ 北緯38° 21.26' , 東経141° 9.97' の点 オ 北緯38° 21.34' , 東経141° 9.90' の点 カ 北緯38° 21.35' , 東経141° 9.77' の点 キ 北緯38° 21.27' , 東経141° 9.75' の点 ク 北緯38° 21.24' , 東経141° 9.62' の点 ケ カ 北緯38° 21.51' , 東経141° 9.61' の点	東松島市 室浜、大塚	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3115号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸大蛇崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 21.38' , 東経141° 8.92' の点 イ 北緯38° 21.42' , 東経141° 8.89' の点 ウ 北緯38° 21.43' , 東経141° 8.90' の点 エ 北緯38° 21.39' , 東経141° 8.95' の点	東松島市 室浜、大塚	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3116号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 富戸岩山鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 21.11' , 東経141° 9.60' の点 イ 北緯38° 21.04' , 東経141° 9.52' の点 ウ 北緯38° 21.06' , 東経141° 9.49' の点 エ 北緯38° 21.13' , 東経141° 9.57' の点	東松島市 室浜、大塚	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3117号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸長谷浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 20.93' , 東経141° 9.53' の点 イ 北緯38° 20.81' , 東経141° 9.56' の点 ウ 北緯38° 20.87' , 東経141° 9.47' の点 エ 北緯38° 20.95' , 東経141° 9.44' の点	東松島市 室浜、大塚	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3118号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸下松 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 21.13' , 東経141° 9.90' の点 イ 北緯38° 21.05' , 東経141° 9.90' の点 ウ 北緯38° 21.06' , 東経141° 9.82' の点 エ 北緯38° 21.13' , 東経141° 9.82' の点	東松島市 室浜、大塚	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3119号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸屋石鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域。 ア 北緯38° 21.22' 東経141° 10.06' の点 イ 北緯38° 21.19' 東経141° 10.11' の点 ウ 北緯38° 21.08' 東経141° 10.14' の点 エ 北緯38° 21.07' 東経141° 10.06' の点 オ 北緯38° 21.14' 東経141° 9.97' の点 カ 北緯38° 21.19' 東経141° 10.01' の点		東松島市 室浜、大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3120号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸屋石鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域。 ア 北緯38° 20.84' 東経141° 10.12' の点 イ 北緯38° 20.80' 東経141° 10.08' の点 ウ 北緯38° 20.83' 東経141° 9.96' の点 エ 北緯38° 20.87' 東経141° 9.97' の点		東松島市 室浜、大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3121号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸屋石鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域。 ア 北緯38° 20.78' 東経141° 10.03' の点 イ 北緯38° 20.76' 東経141° 10.04' の点 ウ 北緯38° 20.72' 東経141° 9.92' の点 エ 北緯38° 20.74' 東経141° 9.89' の点		東松島市 室浜、大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3122号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 1月1日から 12月31日まで	東松島市 父屋浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域。 ア 北緯38° 20.72' 東経141° 10.17' の点 イ 北緯38° 20.63' 東経141° 10.06' の点 ウ 北緯38° 20.66' 東経141° 10.02' の点 エ 北緯38° 20.75' 東経141° 10.13' の点		東松島市 室浜、大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3123号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸屋浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域。 ア 北緯38° 20.82' 東経141° 10.25' の点 イ 北緯38° 20.72' 東経141° 10.27' の点 ウ 北緯38° 20.70' 東経141° 10.21' の点 エ 北緯38° 20.82' 東経141° 10.20' の点		東松島市 室浜、大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3124号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸屋浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域。 ア 北緯38° 20.58' 東経141° 10.59' の点 イ 北緯38° 20.46' 東経141° 10.47' の点 ウ 北緯38° 20.77' 東経141° 10.36' の点 エ 北緯38° 20.81' 東経141° 10.45' の点		東松島市 室浜、大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3125号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸男島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域。 ア 北緯38° 20.71' 東経141° 10.83' の点 イ 北緯38° 19.33' 東経141° 12.06' の点 ウ 北緯38° 19.17' 東経141° 11.86' の点 エ 北緯38° 19.15' 東経141° 11.30' の点 オ 北緯38° 19.57' 東経141° 10.79' の点 カ 北緯38° 19.63' 東経141° 10.67' の点 キ 北緯38° 19.88' 東経141° 10.09' の点	1. イ及びジの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光遮断距離2キロメートル以上とする) 2. ウ及びエの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (ウの点に設置する標識にあっては、エの点に設置する標識にあっては光遮断距離2キロメートル以上とすること。)	東松島市 室浜、大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3126号	第1種区画漁業	のり養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域。 ア 北緯38° 19.30' 東経141° 10.91' の点 イ 北緯38° 19.26' 東経141° 10.88' の点 ウ 北緯38° 19.34' 東経141° 10.65' の点 エ 北緯38° 19.39' 東経141° 10.68' の点		東松島市 室浜、大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（緯度経度値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3127号	第1種区画漁業	のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線上 よって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.13' , 東経141° 11.05' の点 イ 北緯38° 19.09' , 東経141° 10.88' の点 ウ 北緯38° 19.13' , 東経141° 10.67' の点 エ 北緯38° 19.14' , 東経141° 10.74' の点 オ 北緯38° 19.24' , 東経141° 10.80' の点 カ 北緯38° 19.28' , 東経141° 11.01' の点	1 アの点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。) 2 エの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上する こと。)	東松島市 宮戸大浜 室浜、大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3128号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線上 よって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.02' , 東経141° 11.02' の点 イ 北緯38° 18.90' , 東経141° 11.10' の点 ウ 北緯38° 18.83' , 東経141° 10.90' の点 エ 北緯38° 19.01' , 東経141° 10.70' の点	1 アの点に夜間識別可能な緑色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上とする こと。) 2 エの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上する こと。)	東松島市 宮戸大浜 室浜、大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3129号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.01' , 東経141° 11.53' の点 イ 北緯38° 18.68' , 東経141° 11.24' の点 ウ 北緯38° 18.52' , 東経141° 10.91' の点 エ 北緯38° 18.76' , 東経141° 10.81' の点 オ 北緯38° 18.83' , 東経141° 11.18' の点 カ 北緯38° 19.01' , 東経141° 11.34' の点	1 アの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上とする こと。) 2 ウの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上する こと。)	東松島市 宮戸大浜 室浜、大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3130号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に 結んだ直線上によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.10' , 東経141° 10.56' の点 イ 北緯38° 19.07' , 東経141° 10.04' の点 ウ 北緯38° 19.50' , 東経141° 9.84' の点 エ 北緯38° 19.51' , 東経141° 10.06' の点 オ 北緯38° 19.36' , 東経141° 10.11' の点 カ 北緯38° 19.33' , 東経141° 10.45' の点 キ 北緯38° 19.22' , 東経141° 10.54' の点 エ 北緯38° 18.96' , 東経141° 10.06' の点	ア及びエの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなければ ならない。 (ア、及びエの点に設置する標識 においてウの点に設置する標識に あつては光達距離2キロメートル以上 すること。)	東松島市 宮戸大浜 室浜、大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3131号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線上によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 19.30' , 東経141° 10.57' の点 イ 北緯38° 18.46' , 東経141° 10.78' の点 ウ 北緯38° 18.25' , 東経141° 10.35' の点 エ 北緯38° 18.96' , 東経141° 9.77' の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間 識別可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (ア、及エの点に設置する標識 においてウの点に設置する標識に あつては光達距離4キロメートル以上 すること。)	東松島市 宮戸大浜 室浜、大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3132号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ、シ、ス の順に結んだ直線上によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 19.06' , 東経141° 9.95' の点 イ 北緯38° 18.80' , 東経141° 9.89' の点 エ 北緯38° 18.93' , 東経141° 9.81' の点 オ 北緯38° 18.97' , 東経141° 9.98' の点 カ 北緯38° 18.23' , 東経141° 10.25' の点 キ 北緯38° 18.15' , 東経141° 9.76' の点 エ 北緯38° 18.65' , 東経141° 9.16' の点 コ 北緯38° 18.38' , 東経141° 8.97' の点 サ 北緯38° 18.71' , 東経141° 8.77' の点 シ 北緯38° 18.73' , 東経141° 8.53' の点 ス 北緯38° 18.77' , 東経141° 8.27' の点 ス 北緯38° 18.95' , 東経141° 8.24' の点	1 ア、エ及びスの点に夜間識別 可能な緑色の標識を設置しな ければならない。 (光達距離2キロメートル以上する こと。) 2 オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びシの 点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上する こと。)	東松島市 月浜 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3133号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	アの順に結んだ直線上によつて 囲まれた区域	1 ア、エ及びスの点に夜間識別 可能な緑色の標識を設置しな ければならない。 (光達距離2キロメートル以上する こと。)	東松島市 月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界地図による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3134号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市宮戸月浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線上にあって 团まれた区域 ア 北緯38° 19.31' 東経141° 9.41' の点 イ 北緯38° 19.28' 東経141° 9.44' の点 ウ 北緯38° 19.25' 東経141° 9.35' の点 エ 北緯38° 19.28' 東経141° 9.32' の点		東松島市 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3135号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	東松島市宮戸月浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、アの順に 結んだ直線上によって団まれた区域 ア 北緯38° 19.70' 東経141° 8.82' の点 イ 北緯38° 19.31' 東経141° 9.11' の点 ウ 北緯38° 19.06' 東経141° 9.19' の点 エ 北緯38° 19.05' 東経141° 9.33' の点 オ オ 北緯38° 19.03' 東経141° 9.33' の点 カ 北緯38° 19.03' 東経141° 9.20' の点 キ 北緯38° 19.04' 東経141° 8.50' の点 ク 北緯38° 19.29' 東経141° 8.44' の点 ケ 北緯38° 19.49' 東経141° 8.88' の点 コ 北緯38° 19.69' 東経141° 8.77' の点	1. 方の点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする) 2. キの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする) (こと)	東松島市 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3136号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に 結んだ直線上によって団まれた区域 ア 北緯38° 19.87' 東経141° 8.69' の点 イ 北緯38° 19.75' 東経141° 8.73' の点 ウ 北緯38° 19.71' 東経141° 8.64' の点 エ 北緯38° 19.81' 東経141° 8.56' の点		東松島市 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3137号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に 結んだ直線上によって団まれた区域 ア 北緯38° 19.95' 東経141° 7.99' の点 イ 北緯38° 19.96' 東経141° 8.07' の点 ウ 北緯38° 19.67' 東経141° 8.15' の点 エ 北緯38° 19.71' 東経141° 8.26' の点 オ オ 北緯38° 19.62' 東経141° 8.32' の点 カ 北緯38° 19.54' 東経141° 8.18' の点 キ 北緯38° 19.03' 東経141° 8.32' の点 ク 北緯38° 19.03' 東経141° 8.22' の点	クの点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とする) (こと)	東松島市 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3138号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松島市宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線上によって 团まれた区域 ア 北緯38° 20.17' 東経141° 7.92' の点 イ 北緯38° 20.26' 東経141° 7.89' の点 ウ 北緯38° 20.17' 東経141° 7.92' の点 エ 北緯38° 20.17' 東経141° 7.96' の点		東松島市 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3139号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松島市宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線上によって 团まれた区域 ア 北緯38° 20.46' 東経141° 7.96' の点 イ 北緯38° 20.36' 東経141° 7.92' の点 ウ 北緯38° 20.46' 東経141° 7.89' の点 エ 北緯38° 20.47' 東経141° 7.94' の点		東松島市 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3140号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松島市宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線上によって 团まれた区域 ア 北緯38° 20.59' 東経141° 8.01' の点 イ 北緯38° 20.57' 東経141° 8.19' の点 ウ 北緯38° 20.54' 東経141° 8.14' の点 エ 北緯38° 20.68' 東経141° 8.05' の点		東松島市 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3141号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松島市宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線上によって 团まれた区域 ア 北緯38° 20.82' 東経141° 8.02' の点 イ 北緯38° 20.57' 東経141° 8.19' の点 ウ 北緯38° 20.54' 東経141° 8.00' の点 エ 北緯38° 20.47' 東経141° 7.97' の点		東松島市 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3142号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.84' , 東経141° 8.25' の点 イ 北緯38° 20.69' , 東経141° 8.35' の点 ウ 北緯38° 20.69' , 東経141° 8.26' の点 エ 北緯38° 20.84' , 東経141° 8.17' の点		東松島市 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3143号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から1月1日から12月31日まで	東松島市宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、タの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.18' , 東経141° 8.17' の点 イ 北緯38° 21.29' , 東経141° 8.32' の点 ウ 北緯38° 21.25' , 東経141° 8.39' の点 エ 北緯38° 21.17' , 東経141° 8.40' の点 オ 北緯38° 20.77' , 東経141° 8.58' の点 キ 北緯38° 20.70' , 東経141° 8.45' の点 タ 北緯38° 21.05' , 東経141° 8.32' の点 カ 北緯38° 21.14' , 東経141° 8.23' の点		東松島市 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3144号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.32' , 東経141° 8.35' の点 イ 北緯38° 21.39' , 東経141° 8.45' の点 ウ 北緯38° 21.42' , 東経141° 8.76' の点 エ 北緯38° 21.33' , 東経141° 8.70' の点		東松島市 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3145号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.37' , 東経141° 8.86' の点 イ 北緯38° 21.42' , 東経141° 8.82' の点 ウ 北緯38° 21.43' , 東経141° 8.85' の点 エ 北緯38° 21.39' , 東経141° 8.89' の点		東松島市 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3146号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.99' , 東経141° 8.06' の点 イ 北緯38° 21.01' , 東経141° 8.03' の点 ウ 北緯38° 21.17' , 東経141° 8.05' の点 エ 北緯38° 21.10' , 東経141° 8.18' の点		東松島市 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3147号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.40' , 東経141° 12.75' の点 イ 北緯38° 20.29' , 東経141° 12.86' の点 ウ 北緯38° 19.58' , 東経141° 12.31' の点 エ 北緯38° 19.73' , 東経141° 12.16' の点		東松島市 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3148号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 19.63' , 東経141° 12.06' の点 イ 北緯38° 18.91' , 東経141° 11.53' の点 ウ 北緯38° 18.56' , 東経141° 11.66' の点 エ 北緯38° 18.35' , 東経141° 11.92' の点 カ 北緯38° 18.52' , 東経141° 11.66' の点		東松島市 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3149号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 19.01' , 東経141° 11.53' の点 イ 北緯38° 18.91' , 東経141° 11.66' の点 ウ 北緯38° 18.56' , 東経141° 11.32' の点 エ 北緯38° 18.35' , 東経141° 10.91' の点 オ 北緯38° 18.68' , 東経141° 11.24' の点 カ 北緯38° 18.68' , 東経141° 11.24' の点		東松島市 里浜、月浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

1. イの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。  
(光達距離2キロメートル以上とすること)

2. ウ及びエの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。  
(光達距離4キロメートル以上とすること。)

1. オの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。  
(光達距離2キロメートル以上とすること)

2. ウ及びエの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。  
(光達距離4キロメートル以上とすること。)

3. エの点に設置する標識には光達距離2キロメートル以上とすること。

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3150号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市宮戸大浜地先	区域 ア 北緯38° 18.46' , 東経141° 10.78' の点 イ 北緯38° 18.27' , 東経141° 10.85' の点 ウ 北緯38° 18.25' , 東経141° 10.35' の点	イの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	東松島市 室浜、大浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3201号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町伊勢島地先	区域 ア 北緯38° 20.65' , 東経141° 4.30' の点 イ 北緯38° 20.95' , 東経141° 3.77' の点 ウ 北緯38° 20.99' , 東経141° 3.82' の点 エ 北緯38° 20.97' , 東経141° 4.14' の点 オ カ 北緯38° 21.20' , 東経141° 4.15' の点 カ 北緯38° 20.85' , 東経141° 4.38' の点	ア、オ及びカの点に夜間識別可能な銀色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3202号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町伊勢島地先	区域 ア 北緯38° 20.62' , 東経141° 4.38' の点 イ 北緯38° 20.85' , 東経141° 4.46' の点 ウ 北緯38° 21.30' , 東経141° 4.19' の点 エ 北緯38° 21.57' , 東経141° 4.35' の点 オ オ 北緯38° 20.90' , 東経141° 4.82' の点 カ 北緯38° 20.76' , 東経141° 4.58' の点	1 ア及びオの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。) 2 エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3203号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町九ノ島地先	区域 ア 北緯38° 21.02' , 東経141° 4.96' の点 イ 北緯38° 21.72' , 東経141° 4.79' の点 ウ 北緯38° 21.81' , 東経141° 5.44' の点 エ 北緯38° 21.48' , 東経141° 5.30' の点	ア、オ及びエの点に夜間識別可能な銀色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3204号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町九ノ島地先	区域 ア 北緯38° 21.02' , 東経141° 4.96' の点 イ 北緯38° 21.72' , 東経141° 4.79' の点 ウ 北緯38° 21.81' , 東経141° 5.44' の点 エ 北緯38° 21.48' , 東経141° 5.30' の点	ア、オ及びエの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3205号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡松島町九ノ島地先	シ、ス、セ、セアの点に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 22.18' , 東経141° 4.64' の点 ウ 北緯38° 22.55' , 東経141° 4.41' の点 エ 北緯38° 22.48' , 東経141° 4.56' の点 オ カ 北緯38° 22.52' , 東経141° 4.93' の点 キ 北緯38° 22.01' , 東経141° 5.49' の点 ク 北緯38° 21.88' , 東経141° 5.47' の点 コ 北緯38° 21.93' , 東経141° 5.24' の点 サ 北緯38° 21.96' , 東経141° 5.09' の点 シ 北緯38° 22.03' , 東経141° 4.90' の点 ス 北緯38° 22.02' , 東経141° 4.68' の点 セ 北緯38° 22.10' , 東経141° 4.54' の点	シ、ス、セアの点に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 22.18' , 東経141° 4.64' の点 ウ 北緯38° 22.20' , 東経141° 4.25' の点 エ 北緯38° 22.22' , 東経141° 4.30' の点 オ カ 北緯38° 21.98' , 東経141° 4.65' の点 キ 北緯38° 22.04' , 東経141° 4.54' の点 ク 北緯38° 22.11' , 東経141° 4.32' の点 ケ 北緯38° 22.13' , 東経141° 4.17' の点	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3206号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から10月31日まで	宮城郡松島町福浦島地先	順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 22.18' , 東経141° 4.15' の点 ウ 北緯38° 22.20' , 東経141° 4.27' の点 エ 北緯38° 22.22' , 東経141° 4.30' の点 オ カ 北緯38° 21.98' , 東経141° 4.92' の点 キ 北緯38° 22.04' , 東経141° 4.45' の点 ク 北緯38° 22.11' , 東経141° 4.32' の点 ケ 北緯38° 22.13' , 東経141° 4.17' の点	順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 22.18' , 東経141° 4.15' の点 ウ 北緯38° 22.20' , 東経141° 4.27' の点 エ 北緯38° 22.22' , 東経141° 4.30' の点 オ カ 北緯38° 21.98' , 東経141° 4.92' の点 キ 北緯38° 22.04' , 東経141° 4.45' の点 ク 北緯38° 22.11' , 東経141° 4.32' の点 ケ 北緯38° 22.13' , 東経141° 4.17' の点	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3207号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 10月31日まで	宮城郡松島町 福浦原地先	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3208号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 九ノ島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.24' , 東経141° 4.32' の点 イ 北緯38° 22.26' , 東経141° 4.36' の点 ウ 北緯38° 22.16' , 東経141° 4.50' の点 エ 北緯38° 22.14' , 東経141° 4.48' の点	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3209号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によ り、つて囲まれた区域 ア 北緯38° 21.82' , 東経141° 5.57' の点 イ 北緯38° 21.99' , 東経141° 5.62' の点 ウ 北緯38° 22.41' , 東経141° 5.17' の点 エ 北緯38° 22.61' , 東経141° 5.54' の点 オ 北緯38° 22.35' , 東経141° 5.96' の点 カ 北緯38° 22.10' , 東経141° 6.22' の点	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3210号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によ り、つて囲まれた区域 ア 北緯38° 21.77' , 東経141° 5.54' の点 イ 北緯38° 21.97' , 東経141° 6.01' の点 ウ 北緯38° 21.74' , 東経141° 5.92' の点 エ 北緯38° 21.53' , 東経141° 5.81' の点 オ 北緯38° 21.23' , 東経141° 5.58' の点 カ 北緯38° 21.00' , 東経141° 5.08' の点 キ 北緯38° 21.61' , 東経141° 5.49' の点	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3211号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.03' , 東経141° 4.98' の点 イ 北緯38° 20.85' , 東経141° 4.98' の点 ウ 北緯38° 21.44' , 東経141° 6.35' の点 エ 北緯38° 21.07' , 東経141° 5.49' の点 オ 北緯38° 21.66' , 東経141° 7.07' の点	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3212号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 名瀬地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.30' , 東経141° 5.61' の点 イ 北緯38° 21.11' , 東経141° 5.64' の点 ウ 北緯38° 21.44' , 東経141° 6.13' の点 エ 北緯38° 21.77' , 東経141° 7.07' の点 オ 北緯38° 21.66' , 東経141° 7.18' の点	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3213号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ、シ、 ス、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.64' , 東経141° 7.09' の点 イ 北緯38° 22.26' , 東経141° 7.21' の点 ウ 北緯38° 21.89' , 東経141° 7.03' の点 エ 北緯38° 21.71' , 東経141° 6.67' の点 オ 北緯38° 22.03' , 東経141° 6.34' の点 カ 北緯38° 22.11' , 東経141° 6.47' の点 キ 北緯38° 21.99' , 東経141° 6.60' の点 ク 北緯38° 22.38' , 東経141° 6.96' の点 ケ 北緯38° 22.37' , 東経141° 7.09' の点 オ 北緯38° 22.41' , 東経141° 7.13' の点 サ 北緯38° 22.67' , 東経141° 6.59' の点 シ 北緯38° 22.82' , 東経141° 6.61' の点 ス 北緯38° 22.94' , 東経141° 6.61' の点	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3214号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 名瀬地先	の点に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ、シ、 ス、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.64' , 東経141° 7.09' の点 イ 北緯38° 21.89' , 東経141° 7.03' の点 ウ 北緯38° 22.03' , 東経141° 6.34' の点 エ 北緯38° 22.11' , 東経141° 6.47' の点 オ 北緯38° 21.99' , 東経141° 6.60' の点 カ 北緯38° 22.38' , 東経141° 6.96' の点 キ 北緯38° 22.37' , 東経141° 7.09' の点 ク 北緯38° 22.41' , 東経141° 7.13' の点 ケ 北緯38° 22.67' , 東経141° 6.59' の点 オ 北緯38° 22.82' , 東経141° 6.61' の点 サ 北緯38° 22.94' , 東経141° 6.61' の点	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の面積	漁場又は条件	地元地区	存続期間
区第3215号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 名瀬地先	田次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.69' , 東経141° 7.26' の点 イ 北緯38° 21.81' , 東経141° 7.16' の点 ウ 北緯38° 21.94' , 東経141° 7.45' の点 エ 北緯38° 21.76' , 東経141° 7.42' の点	イの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならないこと。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3216号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 名瀬地先	田次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に 結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.60' , 東経141° 7.42' の点 イ 北緯38° 22.39' , 東経141° 7.37' の点 ウ 北緯38° 22.37' , 東経141° 7.47' の点 オ 北緯38° 22.03' , 東経141° 7.38' の点 カ 北緯38° 21.91' , 東経141° 7.09' の点 キ 北緯38° 22.25' , 東経141° 7.26' の点 エ 北緯38° 22.92' , 東経141° 6.66' の点	イの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならないこと。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3217号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 名瀬地先	田次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.27' , 東経141° 6.57' の点 イ 北緯38° 22.42' , 東経141° 6.43' の点 ウ 北緯38° 22.56' , 東経141° 6.66' の点 エ 北緯38° 22.41' , 東経141° 6.80' の点	イの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならないこと。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3218号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 恵比須島 地先	田次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.32' , 東経141° 3.90' の点 イ 北緯38° 21.31' , 東経141° 3.88' の点 ウ 北緯38° 21.33' , 東経141° 3.79' の点 エ 北緯38° 21.39' , 東経141° 3.76' の点 オ 北緯38° 21.43' , 東経141° 3.83' の点	イの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならないこと。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3219号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 恵比須島 地先	田次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.18' , 東経141° 3.98' の点 イ 北緯38° 21.17' , 東経141° 3.94' の点 ウ 北緯38° 21.25' , 東経141° 3.88' の点 エ 北緯38° 21.27' , 東経141° 3.92' の点	イの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならないこと。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	松島町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3301号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡利府町 箕輪島地先	田次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.82' , 東経141° 3.77' の点 イ 北緯38° 20.90' , 東経141° 3.61' の点 ウ 北緯38° 20.95' , 東経141° 3.65' の点 エ 北緯38° 20.87' , 東経141° 3.81' の点	イの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならないこと。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	塙金市 (利府町, 多賀城市)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3302号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から1月1日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から1月1日まで	宮城郡利府町 在城島地先	田次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.47' , 東経141° 4.26' の点 イ 北緯38° 20.71' , 東経141° 3.81' の点 ウ 北緯38° 20.82' , 東経141° 3.93' の点 エ 北緯38° 20.64' , 東経141° 4.28' の点 カ 北緯38° 20.67' , 東経141° 3.74' の点	アの点に夜間識別可能な緑色の 標識を設置しなければならないこと。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	塙金市 (利府町, 多賀城市)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3303号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡利府町 箕輪島地先	田次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線に 上って開まれた区域 ア 北緯38° 20.58' , 東経141° 3.24' の点 イ 北緯38° 20.64' , 東経141° 3.22' の点 ウ 北緯38° 20.67' , 東経141° 3.37' の点 エ 北緯38° 20.72' , 東経141° 3.37' の点 カ 北緯38° 20.77' , 東経141° 3.70' の点 カ 北緯38° 20.67' , 東経141° 3.74' の点	アの点に夜間識別可能な緑色の 標識を設置しなければならないこと。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	塙金市 (利府町, 多賀城市)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3304号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡利府町 鹿島地先	田次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.55' , 東経141° 2.99' の点 イ 北緯38° 20.61' , 東経141° 2.98' の点 ウ 北緯38° 20.61' , 東経141° 3.17' の点 エ 北緯38° 20.56' , 東経141° 3.17' の点	アの点に夜間識別可能な緑色の 標識を設置しなければならないこと。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	塙金市 (利府町, 多賀城市)	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（緯度経度は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3305号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡利府町 浜田地先	四次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.58' , 東経141° 2.75' の点 イ 北緯38° 20.73' , 東経141° 2.68' の点 ウ 北緯38° 20.79' , 東経141° 2.79' の点 エ 北緯38° 20.58' , 東経141° 2.93' の点 オ 北緯38° 20.81' , 東経141° 2.92' の点		塙釜市 (油戸を除く。) 利府町, 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3306号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡利府町 浜田地先	四次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.78' , 東経141° 2.64' の点 イ 北緯38° 20.88' , 東経141° 2.59' の点 ウ 北緯38° 20.90' , 東経141° 2.64' の点 エ 北緯38° 20.81' , 東経141° 2.73' の点		塙釜市 (油戸を除く。) 利府町, 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3307号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	塙釜市越ヶ浦 地先	四次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.48' , 東経141° 2.36' の点 イ 北緯38° 20.56' , 東経141° 2.29' の点 ウ 北緯38° 20.74' , 東経141° 2.61' の点 エ 北緯38° 20.65' , 東経141° 2.67' の点		塙釜市 (油戸を除く。) 利府町, 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3308号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	塙釜市越ヶ浦 地先	四次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.42' , 東経141° 2.69' の点 イ 北緯38° 20.51' , 東経141° 2.66' の点 ウ 北緯38° 20.58' , 東経141° 2.74' の点 エ 北緯38° 20.55' , 東経141° 2.78' の点		塙釜市 (油戸を除く。) 利府町, 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3309号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	塙釜市越ヶ浦 地先	四次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.42' , 東経141° 2.73' の点 イ 北緯38° 20.48' , 東経141° 2.71' の点 ウ 北緯38° 20.52' , 東経141° 2.77' の点 エ 北緯38° 20.53' , 東経141° 2.90' の点 オ 北緯38° 20.45' , 東経141° 2.92' の点 カ カ 北緯38° 20.47' , 東経141° 2.83' の点 キ 北緯38° 20.44' , 東経141° 2.83' の点		塙釜市 (油戸を除く。) 利府町, 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3310号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	塙釜市越ヶ浦 地先	四次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.33' , 東経141° 2.88' の点 イ 北緯38° 20.33' , 東経141° 2.85' の点 ウ 北緯38° 20.37' , 東経141° 2.84' の点 エ 北緯38° 20.44' , 東経141° 2.95' の点 オ 北緯38° 20.41' , 東経141° 2.98' の点 カ 北緯38° 20.37' , 東経141° 2.88' の点		塙釜市 (油戸を除く。) 利府町, 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3311号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	塙釜市越ヶ浦 地先	四次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.37' , 東経141° 3.09' の点 イ 北緯38° 20.33' , 東経141° 2.94' の点 ウ 北緯38° 20.53' , 東経141° 3.29' の点		塙釜市 (油戸を除く。) 利府町, 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3312号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	塙釜市芦野島 地先	四次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.23' , 東経141° 3.15' の点 イ 北緯38° 20.30' , 東経141° 3.13' の点 ウ 北緯38° 20.33' , 東経141° 3.10' の点 エ 北緯38° 20.39' , 東経141° 3.17' の点 オ 北緯38° 20.32' , 東経141° 3.26' の点		塙釜市 (油戸を除く。) 利府町, 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度値は世界地図による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3313号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	塩釜市都島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって開まれた区域 ア 北緯38° 20.31' , 東経141° 3.33' の点 イ 北緯38° 20.41' , 東経141° 3.19' の点 ウ 北緯38° 20.51' , 東経141° 3.33' の点 エ 北緯38° 20.52' , 東経141° 3.36' の点 オ 北緯38° 20.42' , 東経141° 3.44' の点 カ 北緯38° 20.33' , 東経141° 3.47' の点 キ 北緯38° 20.35' , 東経141° 3.37' の点		塩釜市 (浦戸を除く。) 利府町 多賀城市	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第3314号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	塩釜市都島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって開まれた区域 ア 北緯38° 20.37' , 東経141° 3.52' の点 イ 北緯38° 20.54' , 東経141° 3.43' の点 ウ 北緯38° 20.57' , 東経141° 3.55' の点		塩釜市 (浦戸を除く。) 利府町 多賀城市	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第3315号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	塩釜市都島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって開まれた区域 ア 北緯38° 20.15' , 東経141° 3.34' の点 イ 北緯38° 20.23' , 東経141° 3.32' の点 ウ 北緯38° 20.08' , 東経141° 3.39' の点 エ 北緯38° 20.27' , 東経141° 3.45' の点		塩釜市 (浦戸を除く。) 利府町 多賀城市	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第3316号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	塩釜市杉の入 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって開まれた区域 ア 北緯38° 20.00' , 東経141° 3.21' の点 イ 北緯38° 20.01' , 東経141° 3.19' の点 ウ 北緯38° 20.08' , 東経141° 3.11' の点 エ 北緯38° 20.11' , 東経141° 3.15' の点 オ 北緯38° 20.06' , 東経141° 3.25' の点 カ 北緯38° 20.09' , 東経141° 3.28' の点 キ 北緯38° 20.08' , 東経141° 3.30' の点		塩釜市 (浦戸を除く。) 利府町 多賀城市	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第3317号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	塩釜市新浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ア、及びジの点に複数離別 可能な黄色の標識を設置 しなければならぬ。 こと。		塩釜市 (浦戸を除く。) 利府町 多賀城市	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで
区第3318号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	塩釜市都島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって開まれた区域 ア 北緯38° 19.41' , 東経141° 3.18' の点 イ 北緯38° 19.41' , 東経141° 3.11' の点 ウ 北緯38° 19.52' , 東経141° 2.91' の点 エ 北緯38° 19.80' , 東経141° 3.20' の点 オ 北緯38° 19.86' , 東経141° 3.23' の点 カ 北緯38° 19.91' , 東経141° 3.17' の点 キ 北緯38° 19.94' , 東経141° 3.19' の点 ク 北緯38° 19.87' , 東経141° 3.23' の点 ケ 北緯38° 19.83' , 東経141° 3.25' の点 コ 北緯38° 19.76' , 東経141° 3.26' の点 サ 北緯38° 19.60' , 東経141° 3.23' の点 シ 北緯38° 19.47' , 東経141° 3.24' の点		塩釜市 (浦戸を除く。) 利府町 多賀城市	平成30年5月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3319号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	塩釜市都島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、サ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.17' 東経141° 4.23' の点 イ 北緯38° 20.25' 東経141° 4.05' の点 ウ 北緯38° 20.04' 東経141° 3.84' の点 エ 北緯38° 19.72' 東経141° 3.53' の点 オ カ 北緯38° 19.68' 東経141° 3.70' の点 カ キ 北緯38° 19.41' 東経141° 3.44' の点 ク 北緯38° 19.40' 東経141° 3.36' の点 ケ 北緯38° 19.38' 東経141° 3.29' の点 サ 北緯38° 19.69' 東経141° 3.29' の点 シ 北緯38° 19.76' 東経141° 3.33' の点 セ 北緯38° 19.93' 東経141° 3.43' の点 ソ 北緯38° 20.08' 東経141° 3.52' の点 タ 北緯38° 20.19' 東経141° 3.56' の点 チ 北緯38° 20.26' 東経141° 3.56' の点 ツ 北緯38° 20.34' 東経141° 3.53' の点 テ 北緯38° 20.61' 東経141° 3.58' の点 ト 北緯38° 20.48' 東経141° 3.83' の点 ナ 北緯38° 20.30' 東経141° 4.04' の点 北緯38° 19.58' 東経141° 4.04' の点 北緯38° 19.21' 東経141° 3.19' の点	塩釜市 (浦戸を除く。) 利府町 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3320号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで	塩釜市牛生 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.04' 東経141° 2.91' の点 イ 北緯38° 19.19' 東経141° 3.00' の点 ウ 北緯38° 19.21' 東経141° 3.19' の点	塩釜市 (浦戸を除く。) 利府町 多賀城市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3321号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	9月1日から 12月31日まで	塩釜市牛生 馬背島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.65' 東経141° 6.69' の点 イ 北緯38° 20.67' 東経141° 6.55' の点 ウ 北緯38° 20.75' 東経141° 6.41' の点 エ 北緯38° 21.15' 東経141° 6.05' の点 カ 北緯38° 21.19' 東経141° 6.98' の点 キ 北緯38° 21.40' 東経141° 7.07' の点 ク 北緯38° 21.25' 東経141° 6.83' の点 ケ 北緯38° 21.22' 東経141° 6.87' の点 コ 北緯38° 21.05' 東経141° 6.47' の点 サ 北緯38° 20.73' 東経141° 6.58' の点 北緯38° 20.72' 東経141° 6.69' の点	塩釜市 (浦戸を除く。) 利府町 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3322号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 鷺島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.92' 東経141° 7.03' の点 イ 北緯38° 21.11' 東経141° 7.04' の点 ウ 北緯38° 21.11' 東経141° 7.10' の点 エ 北緯38° 20.92' 東経141° 7.07' の点	塩釜市 (浦戸を除く。) 利府町 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3323号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 鷺島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.98' 東経141° 7.28' の点 イ 北緯38° 21.15' 東経141° 7.21' の点 ウ 北緯38° 21.16' 東経141° 7.26' の点 エ 北緯38° 21.01' 東経141° 7.32' の点	塩釜市 (浦戸を除く。) 利府町 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3324号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 鷺島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.15' 東経141° 7.04' の点 イ 北緯38° 21.18' 東経141° 7.01' の点 ウ 北緯38° 21.27' 東経141° 7.17' の点 エ 北緯38° 21.25' 東経141° 7.20' の点	塩釜市 (浦戸を除く。) 利府町 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（緯度度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3325号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 大森島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.95' , 東経141° 6.65' の点 イ 北緯38° 21.00' , 東経141° 6.55' の点 ウ 北緯38° 21.12' , 東経141° 6.76' の点 エ 北緯38° 21.08' , 東経141° 6.81' の点 オ 北緯38° 21.40' , 東経141° 7.46' の点		塩釜市 浦戸、寒風沢、 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3326号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.27' , 東経141° 7.21' の点 イ 北緯38° 21.41' , 東経141° 7.12' の点 ウ 北緯38° 21.50' , 東経141° 7.05' の点 エ 北緯38° 21.58' , 東経141° 7.27' の点 オ 北緯38° 21.40' , 東経141° 7.46' の点		塩釜市 浦戸、寒風沢、 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3327号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.23' , 東経141° 7.50' の点 イ 北緯38° 21.39' , 東経141° 7.48' の点 ウ 北緯38° 21.42' , 東経141° 7.55' の点 エ 北緯38° 21.25' , 東経141° 7.56' の点 オ カ カ 北緯38° 21.23' , 東経141° 7.71' の点 カ 北緯38° 20.97' , 東経141° 7.61' の点		塩釜市 浦戸、寒風沢、 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3328号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.96' , 東経141° 7.54' の点 イ 北緯38° 21.21' , 東経141° 7.64' の点 ウ 北緯38° 21.43' , 東経141° 7.63' の点 エ 北緯38° 21.38' , 東経141° 7.72' の点 オ カ オ カ 北緯38° 21.42' , 東経141° 7.71' の点 カ カ 北緯38° 21.23' , 東経141° 7.71' の点 カ カ 北緯38° 20.97' , 東経141° 7.61' の点		塩釜市 浦戸、寒風沢、 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3329号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.96' , 東経141° 7.70' の点 イ 北緯38° 21.19' , 東経141° 7.78' の点 ウ 北緯38° 21.41' , 東経141° 7.80' の点 エ 北緯38° 21.38' , 東経141° 7.97' の点 オ カ オ カ 北緯38° 21.20' , 東経141° 7.97' の点 カ カ 北緯38° 20.98' , 東経141° 7.86' の点		塩釜市 浦戸、寒風沢、 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3330号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.22' , 東経141° 8.05' の点 イ 北緯38° 21.37' , 東経141° 8.05' の点 ウ 北緯38° 21.34' , 東経141° 8.22' の点		塩釜市 浦戸、寒風沢、 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3331号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 鷲島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.78' , 東経141° 7.38' の点 イ 北緯38° 20.94' , 東経141° 7.51' の点 ウ 北緯38° 20.94' , 東経141° 7.58' の点 エ 北緯38° 20.75' , 東経141° 7.44' の点 オ ウ ウ ウ 北緯38° 20.83' , 東経141° 7.36' の点 カ カ 北緯38° 19.95' , 東経141° 6.96' の点		塩釜市 浦戸、寒風沢、 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3332号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.66' , 東経141° 6.74' の点 イ 北緯38° 20.69' , 東経141° 6.74' の点 ウ 北緯38° 20.87' , 東経141° 7.32' の点 エ 北緯38° 20.83' , 東経141° 7.36' の点 オ ウ ウ ウ 北緯38° 19.98' , 東経141° 6.98' の点 カ カ 北緯38° 19.95' , 東経141° 6.96' の点		塩釜市 浦戸、寒風沢、 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3333号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 19.97' , 東経141° 6.90' の点 イ 北緯38° 20.04' , 東経141° 6.88' の点 ウ 北緯38° 20.08' , 東経141° 6.89' の点 エ 北緯38° 20.09' , 東経141° 6.92' の点 オ ウ ウ ウ 北緯38° 19.98' , 東経141° 6.98' の点 カ カ 北緯38° 19.95' , 東経141° 6.96' の点		塩釜市 浦戸、寒風沢、 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3334号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市油戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.35' , 東経141° 6.90' の点 イ 北緯38° 19.35' , 東経141° 7.00' の点 ウ 北緯38° 19.65' , 東経141° 7.14' の点 エ 北緯38° 19.65' , 東経141° 7.26' の点 オ カ 北緯38° 19.28' , 東経141° 7.01' の点 キ 北緯38° 18.97' , 東経141° 7.22' の点 ク 北緯38° 18.85' , 東経141° 7.12' の点 コ 北緯38° 18.69' , 東経141° 6.75' の点	キ及びクの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなれば ならぬ、 (光達距離キロメートル以上とする こと。)	塩釜市 油戸、寒風沢、 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3335号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市油戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.45' , 東経141° 7.26' の点 イ 北緯38° 20.72' , 東経141° 7.24' の点 ウ 北緯38° 20.94' , 東経141° 7.67' の点 エ 北緯38° 20.95' , 東経141° 7.75' の点 オ カ 北緯38° 20.81' , 東経141° 7.65' の点 キ 北緯38° 20.76' , 東経141° 7.70' の点 ク 北緯38° 20.68' , 東経141° 7.62' の点 コ 北緯38° 20.71' , 東経141° 7.56' の点 ロ 北緯38° 20.63' , 東経141° 7.50' の点		塩釜市 油戸、寒風沢、 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3336号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市油戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.95' , 東経141° 7.83' の点 イ 北緯38° 20.95' , 東経141° 7.94' の点 ウ 北緯38° 20.86' , 東経141° 7.96' の点 エ 北緯38° 20.52' , 東経141° 7.82' の点 オ カ 北緯38° 20.57' , 東経141° 7.75' の点 キ 北緯38° 20.69' , 東経141° 7.89' の点		塩釜市 油戸、寒風沢、 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3337号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市油戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.97' , 東経141° 7.87' の点 イ 北緯38° 19.99' , 東経141° 7.90' の点 ウ 北緯38° 19.77' , 東経141° 7.82' の点 エ 北緯38° 19.61' , 東経141° 7.80' の点 オ カ 北緯38° 19.56' , 東経141° 7.84' の点 キ 北緯38° 19.55' , 東経141° 7.70' の点 ク 北緯38° 19.51' , 東経141° 7.71' の点 コ 北緯38° 19.77' , 東経141° 7.76' の点 ロ 北緯38° 19.87' , 東経141° 7.68' の点		塩釜市 油戸、寒風沢、 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3338号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 翌年5月31日まで	塩釜市油戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.37' , 東経141° 7.99' の点 イ 北緯38° 19.78' , 東経141° 7.91' の点 ウ 北緯38° 19.77' , 東経141° 7.82' の点 エ 北緯38° 19.61' , 東経141° 7.80' の点 オ カ 北緯38° 19.56' , 東経141° 7.84' の点 キ 北緯38° 19.51' , 東経141° 7.70' の点 ク 北緯38° 19.77' , 東経141° 7.76' の点 コ 北緯38° 19.87' , 東経141° 7.68' の点		塩釜市 油戸、寒風沢、 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3339号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市油戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.62' , 東経141° 7.29' の点 イ 北緯38° 19.56' , 東経141° 7.38' の点 ウ 北緯38° 19.52' , 東経141° 7.35' の点 エ 北緯38° 19.57' , 東経141° 7.26' の点		塩釜市 油戸、寒風沢、 朴島	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の位置	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（緯度度数値は世界地図による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3340号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	塩釜市浦戸 桂島地先	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 19.65' , 東経141° 7.93' の点 イ 北緯38° 18.84' , 東経141° 8.06' の点 ウ 北緯38° 19.39' , 東経141° 7.38' の点 オ 北緯38° 19.48' , 東経141° 7.29' の点 カ 北緯38° 19.52' , 東経141° 7.39' の点 キ 北緯38° 19.64' , 東経141° 7.87' の点	イ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸、寒風沢、 桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3341号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	塩釜市浦戸 桂島地先	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 19.54' , 東経141° 6.69' の点 イ 北緯38° 19.13' , 東経141° 6.86' の点 ウ 北緯38° 19.01' , 東経141° 6.75' の点 エ 北緯38° 19.24' , 東経141° 6.21' の点 オ 北緯38° 19.35' , 東経141° 6.13' の点	ア、イ、ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (及びオの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上、イ、ウ及びエの点に設置する標識にあつては光達距離4キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸、野々島、 桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3342号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	塩釜市浦戸 桂島地先	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 19.72' , 東経141° 5.36' の点 イ 北緯38° 19.90' , 東経141° 5.76' の点 ウ 北緯38° 19.82' , 東経141° 5.95' の点 エ 北緯38° 19.54' , 東経141° 6.44' の点 オ 北緯38° 19.32' , 東経141° 5.80' の点 カ 北緯38° 19.34' , 東経141° 5.54' の点	オ及びカの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (オの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上、カの点に設置する標識にあつては光達距離4キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸、野々島、 桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3343号	第1種区画漁業	のり養殖業 のり養殖業	塩釜市浦戸 桂島地先	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 19.40' , 東経141° 5.08' の点 イ 北緯38° 19.81' , 東経141° 4.69' の点 ウ 北緯38° 19.85' , 東経141° 4.88' の点 エ 北緯38° 19.75' , 東経141° 4.99' の点 オ 北緯38° 19.76' , 東経141° 5.11' の点 カ 北緯38° 19.36' , 東経141° 5.43' の点	ア、イ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (及びオの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上、イ及びカの点に設置する標識にあつては光達距離4キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸、野々島、 桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3344号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	塩釜市浦戸 桂島地先	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 19.89' , 東経141° 4.64' の点 イ 北緯38° 19.95' , 東経141° 4.57' の点 ウ 北緯38° 20.09' , 東経141° 4.49' の点 エ 北緯38° 20.17' , 東経141° 4.96' の点 オ 北緯38° 19.99' , 東経141° 5.01' の点 カ 北緯38° 19.92' , 東経141° 4.93' の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸、野々島、 桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3345号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	塩釜市浦戸 桂島地先	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 20.16' , 東経141° 5.14' の点 イ 北緯38° 20.22' , 東経141° 5.13' の点 ウ 北緯38° 20.24' , 東経141° 5.26' の点 エ 北緯38° 20.18' , 東経141° 5.27' の点	イ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸、野々島、 桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3346号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	塩釜市浦戸 桂島地先	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 20.33' , 東経141° 5.31' の点 イ 北緯38° 20.78' , 東経141° 5.01' の点 ウ 北緯38° 20.95' , 東経141° 5.46' の点 エ 北緯38° 20.81' , 東経141° 5.48' の点 オ 北緯38° 20.39' , 東経141° 5.81' の点	ア、イ、ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸、野々島、 桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（経緯度数値は世界測地系系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3347号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、タ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域。 ア 北緯38° 20.24' , 東経141° 5.69' の点 イ 北緯38° 20.32' , 東経141° 5.86' の点 ウ 北緯38° 20.08' , 東経141° 6.08' の点 エ オ 北緯38° 20.07' , 東経141° 6.00' の点 カ キ 北緯38° 20.14' , 東経141° 5.79' の点 タ 北緯38° 20.21' , 東経141° 5.71' の点	イ及びタの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光連距離2キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸、野々島、桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3348号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域。 ア 北緯38° 19.93' , 東経141° 6.29' の点 イ 北緯38° 19.99' , 東経141° 6.23' の点 ウ 北緯38° 20.01' , 東経141° 6.25' の点 エ エ 北緯38° 19.95' , 東経141° 6.31' の点	イ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光連距離2キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸、野々島、桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3349号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸石浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域。 ア 北緯38° 19.63' , 東経141° 6.59' の点 イ 北緯38° 19.71' , 東経141° 6.44' の点 ウ 北緯38° 19.90' , 東経141° 6.34' の点	ア及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光連距離2キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸、野々島、桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3350号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域。 ア 北緯38° 19.81' , 東経141° 6.54' の点 イ 北緯38° 20.12' , 東経141° 6.27' の点 ウ 北緯38° 20.13' , 東経141° 6.34' の点 エ エ 北緯38° 19.93' , 東経141° 6.46' の点 オ オ 北緯38° 19.82' , 東経141° 6.36' の点	ア及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光連距離2キロメートル以上とすること。)	塩釜市 浦戸、野々島、桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3351号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域。 ア 北緯38° 20.05' , 東経141° 6.65' の点 イ 北緯38° 19.97' , 東経141° 6.72' の点 ウ 北緯38° 20.01' , 東経141° 6.72' の点 エ エ 北緯38° 20.06' , 東経141° 6.67' の点 オ オ 北緯38° 20.10' , 東経141° 6.74' の点 カ カ 北緯38° 20.12' , 東経141° 6.72' の点 キ キ 北緯38° 20.09' , 東経141° 6.80' の点 タ タ 北緯38° 20.12' , 東経141° 6.84' の点	塩釜市 浦戸、野々島、桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第3352号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域。 ア 北緯38° 20.10' , 東経141° 6.86' の点 イ 北緯38° 19.99' , 東経141° 6.74' の点 ウ 北緯38° 20.01' , 東経141° 6.72' の点 エ エ 北緯38° 20.06' , 東経141° 6.74' の点 オ オ 北緯38° 20.10' , 東経141° 6.69' の点 カ カ 北緯38° 20.12' , 東経141° 6.72' の点 キ キ 北緯38° 20.09' , 東経141° 6.80' の点 タ タ 北緯38° 20.12' , 東経141° 6.84' の点	塩釜市 浦戸、野々島、桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	
区第3353号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域。 ア 北緯38° 20.23' , 東経141° 6.97' の点 イ 北緯38° 20.24' , 東経141° 6.95' の点 ウ 北緯38° 20.61' , 東経141° 7.30' の点 エ エ 北緯38° 20.60' , 東経141° 7.33' の点	塩釜市 浦戸、野々島、桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（緯経度数値は世界地図系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3354号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.63' , 東経141° 7.32' の点 イ 北緯38° 20.72' , 東経141° 7.29' の点 ウ 北緯38° 20.73' , 東経141° 7.33' の点 エ 北緯38° 20.64' , 東経141° 7.37' の点		塩釜市 浦戸、野々島、 桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3355号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.61' , 東経141° 6.77' の点 イ 北緯38° 20.62' , 東経141° 6.75' の点 ウ 北緯38° 20.77' , 東経141° 7.21' の点 エ 北緯38° 20.73' , 東経141° 7.23' の点		塩釜市 浦戸、野々島、 桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3356号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.48' , 東経141° 6.46' の点 イ 北緯38° 20.44' , 東経141° 6.38' の点 ウ 北緯38° 20.47' , 東経141° 6.37' の点 エ 北緯38° 20.53' , 東経141° 6.42' の点 オ 北緯38° 20.58' , 東経141° 6.51' の点 カ 北緯38° 20.53' , 東経141° 6.65' の点		塩釜市 浦戸、野々島、 桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3357号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.31' , 東経141° 6.18' の点 イ 北緯38° 20.34' , 東経141° 6.05' の点 ウ 北緯38° 20.35' , 東経141° 6.14' の点 エ 北緯38° 20.33' , 東経141° 6.26' の点 オ 北緯38° 20.30' , 東経141° 6.25' の点	ア及びオの点に後述識別可能な 黄色の標識を設置しなければ ならぬ。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	塩釜市 浦戸、野々島、 桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3358号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に 結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 20.35' , 東経141° 5.82' の点 イ 北緯38° 20.38' , 東経141° 5.86' の点 ウ 北緯38° 21.00' , 東経141° 5.59' の点 エ 北緯38° 21.15' , 東経141° 6.02' の点 カ 北緯38° 20.73' , 東経141° 6.38' の点 キ 北緯38° 20.74' , 東経141° 6.26' の点 ク 北緯38° 20.63' , 東経141° 5.99' の点	ア、ウ、カ、キ及びクの点に後述識別可能な黄色の標識を設置 しなければならぬ。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	塩釜市 浦戸、野々島、 桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3359号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に 結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 20.17' , 東経141° 4.45' の点 イ 北緯38° 20.35' , 東経141° 4.40' の点 ウ 北緯38° 20.61' , 東経141° 4.57' の点 エ 北緯38° 20.64' , 東経141° 4.62' の点 オ 北緯38° 20.75' , 東経141° 4.92' の点 カ 北緯38° 20.31' , 東経141° 5.21' の点	ア、イ、ウ、エ及びカの点に後 述識別可能な黄色の標識を設置 しなければならぬ。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	塩釜市 浦戸、野々島、 桂島、石浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3360号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.87' , 東経141° 2.96' の点 イ 北緯38° 18.95' , 東経141° 2.92' の点 ウ 北緯38° 18.92' , 東経141° 2.91' の点 エ 北緯38° 19.05' , 東経141° 2.98' の点 オ 北緯38° 18.91' , 東経141° 3.10' の点 カ 北緯38° 18.84' , 東経141° 3.08' の点		七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、 代ヶ崎	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3401号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜係要皆地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に 結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 18.87' , 東経141° 2.96' の点 イ 北緯38° 18.95' , 東経141° 2.92' の点 ウ 北緯38° 18.92' , 東経141° 2.91' の点 エ 北緯38° 19.05' , 東経141° 2.98' の点 オ 北緯38° 18.91' , 東経141° 3.10' の点 カ 北緯38° 18.84' , 東経141° 3.08' の点		七ヶ浜町 東宮浜、東宮浜、 代ヶ崎	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3402号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜要寄地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 19.21' , 東経141° 3.77' の点 イ 北緯38° 18.36' , 東経141° 3.11' の点 ウ 北緯38° 19.07' , 東経141° 3.01' の点 エ 北緯38° 19.21' , 東経141° 3.23' の点 オ 北緯38° 19.27' , 東経141° 3.81' の点	七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、 要寄	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3403号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜要寄地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.92' , 東経141° 3.16' の点 イ 北緯38° 18.96' , 東経141° 3.17' の点 ウ 北緯38° 19.20' , 東経141° 3.79' の点 エ オ 北緯38° 19.03' , 東経141° 3.73' の点 カ 北緯38° 18.88' , 東経141° 3.34' の点 ナ 北緯38° 18.93' , 東経141° 3.30' の点	七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、 要寄	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3404号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜要寄地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に 結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.85' , 東経141° 3.51' の点 イ 北緯38° 18.91' , 東経141° 3.45' の点 ウ 北緯38° 18.97' , 東経141° 3.58' の点 エ 北緯38° 18.92' , 東経141° 3.60' の点	七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、 要寄	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3405号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に 結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 19.36' , 東経141° 4.31' の点 イ 北緯38° 19.46' , 東経141° 4.23' の点 ウ 北緯38° 19.50' , 東経141° 4.29' の点 エ 北緯38° 19.47' , 東経141° 4.30' の点 オ カ 北緯38° 19.52' , 東経141° 4.39' の点 キ 北緯38° 19.54' , 東経141° 4.38' の点 ナ キ 北緯38° 19.56' , 東経141° 4.42' の点 カ 北緯38° 19.47' , 東経141° 4.49' の点	七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、 要寄	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3406号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に 結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 19.36' , 東経141° 4.33' の点 イ 北緯38° 19.46' , 東経141° 4.51' の点 ウ 北緯38° 19.51' , 東経141° 4.47' の点 エ 北緯38° 19.54' , 東経141° 4.50' の点 オ カ 北緯38° 19.52' , 東経141° 4.57' の点 キ 北緯38° 19.59' , 東経141° 4.68' の点 ナ キ 北緯38° 19.50' , 東経141° 4.75' の点	七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、 要寄	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3407号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に 結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 19.53' , 東経141° 4.58' の点 イ 北緯38° 19.64' , 東経141° 4.55' の点 ウ エ 北緯38° 19.67' , 東経141° 4.64' の点 キ 北緯38° 19.60' , 東経141° 4.68' の点	七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、 要寄	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3408号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に 結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.09' , 東経141° 4.30' の点 イ 北緯38° 19.73' , 東経141° 4.57' の点 ウ 北緯38° 19.65' , 東経141° 3.99' の点 エ オ 北緯38° 19.45' , 東経141° 3.96' の点 キ 北緯38° 19.44' , 東経141° 3.81' の点	七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、 要寄	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

キの点に夜間識別可能な黄色の  
標識を設置しなければならない。  
(光道距離キロメートル以上とする  
こと。)

2 オの点に夜間識別可能な黄色の  
標識を設置しなければならない。  
(光道距離キロメートル以上とする  
こと。)

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（総面積数値は世界測地系による。）	側限又は条件	地元地区	存続期間
区第3409号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 19.40' , 東経141° 3.44' の点 イ 北緯38° 19.66' , 東経141° 3.70' の点 ウ 北緯38° 19.72' , 東経141° 3.53' の点 エ 北緯38° 20.25' , 東経141° 4.05' の点 オ カ 北緯38° 19.44' , 東経141° 3.74' の点	力の点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	七ヶ浜町 花畠浜 東宮浜、要害、遠山	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3410号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 18.54' , 東経141° 4.88' の点 イ 北緯38° 18.79' , 東経141° 4.82' の点 ウ エ 北緯38° 18.81' , 東経141° 4.96' の点 カ 北緯38° 18.55' , 東経141° 5.02' の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	七ヶ浜町 吉田浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3411号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 19.07' , 東経141° 4.97' の点 イ 北緯38° 19.04' , 東経141° 5.49' の点 ウ 北緯38° 19.02' , 東経141° 5.82' の点 エ 北緯38° 18.69' , 東経141° 6.40' の点 オ カ 北緯38° 18.46' , 東経141° 5.25' の点 コ 北緯38° 18.53' , 東経141° 5.15' の点	ア、ウ、エ、オ、オ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (ア、ウ及びエの点に設置する標識にあっては、オ及カの点に設置する標識にあっては光達距離2キロメートル以上とする標識にあっては光達距離2キロメートル以上とすること。)	七ヶ浜町 吉田浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3412号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 花瀬浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 18.58' , 東経141° 6.03' の点 イ 北緯38° 18.37' , 東経141° 6.09' の点 ウ 北緯38° 18.37' , 東経141° 6.19' の点 エ 北緯38° 18.35' , 東経141° 6.30' の点 オ カ 北緯38° 17.45' , 東経141° 6.73' の点 キ 北緯38° 17.08' , 東経141° 6.62' の点 ケ カ 北緯38° 17.57' , 東経141° 6.00' の点 コ キ 北緯38° 17.88' , 東経141° 5.64' の点 コ 北緯38° 18.45' , 東経141° 5.36' の点	ア、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (ア、オ、カ及びコの点に設置する標識にあっては光達距離2キロメートル以上、エ、ク、ケ及びコの点に設置する標識にあっては光達距離2キロメートル以上とすること。)	七ヶ浜町 花瀬浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3413号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 菖蒲浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 17.28' , 東経141° 5.73' の点 イ 北緯38° 17.39' , 東経141° 6.08' の点 ウ 北緯38° 16.99' , 東経141° 6.54' の点 エ 北緯38° 16.79' , 東経141° 5.56' の点 オ カ 北緯38° 17.36' , 東経141° 4.38' の点 キ 北緯38° 17.59' , 東経141° 4.78' の点 キ 北緯38° 17.25' , 東経141° 5.25' の点	ア、イ、ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (ウ、エ及びオの点に設置する標識にあっては光達距離2キロメートル以上、ア及びオの点に設置する標識にあっては光達距離2キロメートル以上とすること。)	七ヶ浜町 菖蒲浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3414号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 菖蒲浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 16.38' , 東経141° 4.28' の点 イ 北緯38° 15.69' , 東経141° 5.57' の点 ウ 北緯38° 15.59' , 東経141° 5.47' の点 エ 北緯38° 16.04' , 東経141° 4.36' の点 オ カ 北緯38° 16.09' , 東経141° 4.21' の点 キ 北緯38° 16.41' , 東経141° 3.91' の点 カ 北緯38° 16.64' , 東経141° 4.14' の点 キ 北緯38° 16.91' , 東経141° 3.90' の点	イ、ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上とすること。)	七ヶ浜町 菖蒲浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3415号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 瀬浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線によつて囲まれた区域 ア 北緯38° 16.38' , 東経141° 3.21' の点 イ 北緯38° 16.60' , 東経141° 3.11' の点 ウ 北緯38° 16.78' , 東経141° 3.51' の点 エ 北緯38° 16.60' , 東経141° 3.67' の点	アの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	七ヶ浜町 瀬浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名稱	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3416号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 湊浜地先	ア、イ、ウ、エ及びエの点に結んだ直線によって 後間識別可能な黄色の標識 (他の点に設置されなければならない。 光達距離4キロメートル以上、 標識にあっては光達距離2キロ メートル以下とすること。)	七ヶ浜町 松ヶ浜、 湊浜、遠山	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3417号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 花濱地先	ア、イ、ウ、エ、オの順に結んだ直線によって 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって ア 北緯38° 17.45' , 東経141° 6.87' の点 イ 北緯38° 17.02' , 東経141° 6.94' の点 ウ 北緯38° 16.98' , 東経141° 6.85' の点 エ 北緯38° 17.08' , 東経141° 6.62' の点	七ヶ浜町 花濱地、 吉田浜、 菖蒲田浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3418号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 花濱地先	ア、イ、ウ、エ、オの点に後間識別可能 な黄色の標識を設置しなければ ならない。 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	七ヶ浜町 吉田浜、 花濱地、 菖蒲田浜	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3419号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 花濱地先	ア、イ、ウ、エ、オの順に結んだ直線によって 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって ア 北緯38° 14.55' , 東経141° 3.87' の点 イ 北緯38° 14.03' , 東経141° 3.77' の点 ウ 北緯38° 13.21' , 東経141° 3.21' の点 エ 北緯38° 13.75' , 東経141° 3.12' の点	七ヶ浜町 菖蒲田浜、 遠山、代ヶ崎浜、 東宮浜、要害	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3501号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	仙台市荒生、 地先	ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの 順に結んだ直線によって 次に掲げられた区域 ア 北緯38° 13.61' , 東経141° 3.00' の点 イ 北緯38° 13.28' , 東経141° 2.68' の点 ウ 北緯38° 14.23' , 東経141° 0.72' の点 エ 北緯38° 14.84' , 東経141° 1.15' の点 オ 北緯38° 14.79' , 東経141° 2.07' の点 カ 北緯38° 15.04' , 東経141° 2.24' の点 キ 北緯38° 15.02' , 東経141° 2.74' の点	仙台市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3502号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	仙台市荒浜 地先	ア、イ、ウ、エ、オの順に結んだ直線によって 次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって ア 北緯38° 13.96' , 東経141° 0.51' の点 イ 北緯38° 13.01' , 東経141° 2.45' の点 ウ 北緯38° 12.68' , 東経141° 2.13' の点 エ 北緯38° 13.59' , 東経141° 0.26' の点	仙台市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3503号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	仙台市荒浜 地先	ア、イ、ウ、エ及びエの点に後間識別 可能な黄色の標識を設置 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	仙台市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3504号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	仙台市荒浜 地先	ア、イ、ウ及びエの点に後間識別 可能な黄色の標識を設置 (光達距離2キロメートル以上とする こと。)	仙台市	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3505号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	仙台市荒浜地先	ア,イ,ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しかねばならない。(光達距離2キロメートル以上すること。)	仙台市	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第3506号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	仙台市瀬生地先	ア,イ,ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しながななら。(光達距離2キロメートル以上すること。)	仙台市	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第3601号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	仙台市井土地先	ア,イ,ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しながななら。(光達距離2キロメートル以上、ア,及びエの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上すること。)	名取市閑上	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第3602号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	名取市閑上 地先	ア,イ,ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しながななら。(ウの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上、ア,及びエの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上すること。)	名取市閑上	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第3701号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	亘理郡亘理町 常浜、岸能浜地先	ア,イ,ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しながななら。(イ及びウの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上、ア,及びエの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上すること。)	亘理町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第3702号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	亘理郡亘理町 吉田地先	ア,イ,ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しながななら。(イ及びウの点に設置する標識以上、ア,及びエの点に設置する標識にあつては光達距離2キロメートル以上すること。)	亘理町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第3703号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	亘理郡亘理町 荒浜、島の海地先	ア,イ,ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しながななら。	亘理町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第3704号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	亘理郡亘理町 荒浜、島の海地先	ア,イ,ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しながななら。	亘理町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（緯度経度は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第3705号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	直理郡直理町 荒浜島の海 地先	直に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 1.89' 東経140° 54.85' の点 イ 北緯38° 1.95' 東経140° 54.63' の点 ウ 北緯38° 1.92' 東経140° 54.58' の点 エ 北緯38° 2.02' 東経140° 54.72' の点		直理町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3706号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	直理郡直理町 荒浜島の海 地先	直に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 1.90' 東経140° 54.27' の点 イ 北緯38° 1.93' 東経140° 54.27' の点 ウ 北緯38° 1.92' 東経140° 54.41' の点 エ オ 北緯38° 1.95' 東経140° 54.50' の点 オ 北緯38° 1.89' 東経140° 54.54' の点		直理町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3707号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	直理郡直理町 荒浜島の海 地先	直に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 2.15' 東経140° 54.11' の点 イ 北緯38° 2.15' 東経140° 54.25' の点 ウ 北緯38° 1.99' 東経140° 54.25' の点 エ 北緯38° 1.99' 東経140° 54.48' の点 オ 北緯38° 1.96' 東経140° 54.48' の点 カ 北緯38° 1.97' 東経140° 54.11' の点 キ 北緯38° 1.97' 東経140° 54.11' の点		直理町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3708号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	直理郡直理町 荒浜島の海 地先	直に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 2.12' 東経140° 54.53' の点 イ 北緯38° 2.11' 東経140° 54.55' の点 ウ 北緯38° 2.10' 東経140° 54.74' の点 エ 北緯38° 2.00' 東経140° 54.53' の点 オ 北緯38° 2.02' 東経140° 54.52' の点 カ 北緯38° 2.02' 東経140° 54.50' の点		直理町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第3709号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	直理郡直理町 荒浜島の海 地先	直に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 2.24' 東経140° 54.44' の点 イ 北緯38° 2.22' 東経140° 54.62' の点 ウ 北緯38° 2.16' 東経140° 54.61' の点 エ 北緯38° 2.18' 東経140° 54.43' の点 オ 北緯38° 2.20' 東経140° 54.44' の点 カ 北緯38° 2.21' 東経140° 54.44' の点		直理町	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで